工　事　設　計　書　等

工事設計書等のダウンロードにあたって

　知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における１次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による２次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省　関東地方整備局
常陸河川国道事務所

鏡

１．工事名

工事名	Ｒ７国道６号東海拡幅石神外宿地区外改良（その２）工事
工事地名	茨城県那珂郡東海村石神外宿地先外２箇所

２．工事内容

１）	発注年月	令和 8年 2月		１２）	設 計 年 月	令和 8年 3月	
２）	事務所名	常陸河川国道事務所　工務第二課		１３）	機械損料一括補正	0	労務費一括割増　0%
３）	工事番号	2025020030		１４）	単価適用年月	2026年 3月	
４）	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官		１５）	歩掛適用年月	2026年 3月	
５）	変更回数	0回		１６）	前請負工事費	0	
６）	主 工 種	道路改良工事		１７）	前請負代金額	0	
７）	工 事 量			１８）	調 整 区 分	0	
８）	工　　期	272日間	自　令和 8年 4月 1日	１９）	共通仮設費対象額		
		（当初）	至　令和 8年12月28日	２０）	現場管理費対象額		
		（ 0回変更）	至　年 月 日	２１）	一般管理費等対象額		
９）	施 工 県	茨城県		２２）	処 分 費 等	5,976,150	
１０）	地　　区	日立地区		２３）	公 告 日	令和 8年 2月 5日	
１１）	河川・路線	一般国道６号		２４）	入 札 締 切 日	年 月 日	

３．予算科目

1)　予算科目：	2)　目：	3)　目の細分：	4)　事業名：

設計内訳書

工事名	Ｒ７国道６号東海拡幅石神外宿地区外改良（その２）工事　（当　初）	事業区分	道路新設･改築
		工事区分	道路改良

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
道路改良 【石名坂町地区】		式	1		44,448,814			
道路土工		式	1		19,939,384			
掘削工(ICT)		式	1		2,095,890			
掘削(ICT)	土砂 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 障害無し 5,000m3以上10,000m3未満	m3	5,700	367.7	2,095,890			単-1号
法面整形工(ICT)		式	1		1,145,344			
法面整形(切土部)(ICT)	ﾚｷ質土、砂及び砂質土、粘性土	m2	1,280	894.8	1,145,344			単-2号
残土処理工		式	1		16,698,150			
整地	残土受入れ地での処理	m3	5,700	130.5	743,850			単-3号
土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	m3	5,700	2,799	15,954,300			単-4号
法面工		式	1		8,015,360			
植生工		式	1		8,015,360			
植生基材吹付	3cm 植生基材吹付工 100m2以上250m2未満	m2	1,280	6,262	8,015,360			単-5号

設計内訳書

工事名	Ｒ７国道６号東海拡幅石神外宿地区外改良（その２）工事　（当　初）	事業区分	道路新設･改築
		工事区分	道路改良

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
防護柵工		式	1		480,810			
防止柵工		式	1		480,810			
立入防止柵（木杭）	柵高1.1m	m	330	1,457	480,810			単-6号
構造物撤去工		式	1		11,213,760			
防護柵撤去工		式	1		57,920			
防護柵撤去(ｶﾞｰﾄﾞﾚｰﾙ)		m	40	1,448	57,920			単-7号
構造物取壊し工		式	1		7,436,900			
ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物取壊し	鉄筋構造物 機械施工	m3	35	20,140	704,900			単-8号
ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物取壊し	無筋構造物 機械施工	m3	600	11,220	6,732,000			単-9号
運搬処理工		式	1		3,718,940			
殻運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(鉄筋)	m3	35	3,074	107,590			単-10号
殻運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3	600	2,481	1,488,600			単-11号

設計内訳書

工事名	Ｒ７国道６号東海拡幅石神外宿地区外改良（その２）工事　（当　初）	事業区分	道路新設･改築
		工事区分	道路改良

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
殻処分	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(鉄筋)	m3	35	4,250	148,750			単-12号
殻処分	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3	600	3,290	1,974,000			単-13号
仮設工		式	1		4,799,500			
交通管理工		式	1		4,799,500			
交通誘導警備員 (1)	A	人日	100	19,690	1,969,000			単-14号
交通誘導警備員 (2)	B	人日	150	18,870	2,830,500			単-15号
直接工事費		式	1		44,448,814			
共通仮設費		式	1		7,209,000			
共通仮設費		式	1		1,093,000			
技術管理費		式	1		598,000			
ｼｽﾃﾑ初期費(ICT)		式	1		598,000			内-1号
現場環境改善費（率計上）		式	1		495,000			

設計内訳書

工事名	Ｒ７国道６号東海拡幅石神外宿地区外改良（その２）工事　（当　初）	事業区分	道路新設･改築
		工事区分	道路改良

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
共通仮設費（率計上）		式	1		6,116,000			
純工事費		式	1		51,657,814			
現場管理費		式	1		17,753,000			
工事原価		式	1		142,869,348			
一般管理費等		式	1		22,440,652			
工事価格		式	1		165,310,000			
消費税相当額		式	1		16,531,000			
工事費計		式	1		181,841,000			

設計内訳書

工事名	Ｒ７国道６号東海拡幅石神外宿地区外改良（その２）工事【石神外宿地区】　（当　初）	事業区分	道路新設･改築
		工事区分	道路改良

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
道路改良 【石神外宿地区】		式	1		34,840,650			
道路土工		式	1		4,944,686			
路体盛土工		式	1		4,944,686			
路体(築堤)盛土	2.5m以上4.0m未満	m3	930	898.2	835,326			単-1号
土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	m3	1,030	3,752	3,864,560			単-2号
積込(ﾙｰｽﾞ)	土砂 土量50,000m3未満	m3	1,000	244.8	244,800			単-3号
擁壁工		式	1		23,164,610			
自立式擁壁工		式	1		23,164,610			
自立式擁壁 (1)	H=1.0m	m	64	94,040	6,018,560			単-4号
自立式擁壁 (2)	H=1.5m	m	124	124,500	15,438,000			単-5号
自立式擁壁 (3)	H=2.0m	m	8	166,700	1,333,600			単-6号
裏込砕石	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ40～0	m3	50	7,489	374,450			単-7号

設計内訳書

工事名	Ｒ７国道６号東海拡幅石神外宿地区外改良（その２）工事【石神外宿地区】　（当　初）	事業区分	道路新設･改築
		工事区分	道路改良

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
舗装工		式	1		106,344			
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工 乗入部　4m＞W		式	1		106,344			
上層路盤(車道・路肩部)	粒度調整砕石 M-40 仕上り厚 250ｍｍ	m2	28	1,873	52,444			単-8号
表層(車道・路肩部)	再生密粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50ｍｍ 3.0m超	m2	28	1,925	53,900			単-9号
伐採工		式	1		524,800			
伐採工		式	1		524,800			
伐採 (1)	伐採･集積 胸高幹周 15cm未満	本	14	1,338	18,732			単-10号
伐採 (2)	伐採･集積 胸高幹周 15cm以上25cm未満	本	12	2,104	25,248			単-11号
伐採 (3)	伐採･集積 胸高幹周 25cm以上40cm未満	本	8	6,362	50,896			単-12号
積込	10tｺﾝﾃﾅ 枝･幹	t	22	1,792	39,424			単-13号
運搬	枝･幹	t	22	2,750	60,500			単-14号
処分費	枝･幹	t	22	15,000	330,000			単-15号

設計内訳書

工事名	Ｒ７国道６号東海拡幅石神外宿地区外改良（その２）工事【石神外　　（当　初） 宿地区】	事業区分	道路新設･改築
		工事区分	道路改良

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
構造物撤去工		式	1		2,285,210			
構造物取壊し工		式	1		1,631,080			
ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物取壊し	無筋構造物 機械施工	m3	50	11,220	561,000			単-16号
ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物取壊し	鉄筋構造物 機械施工	m3	50	20,140	1,007,000			単-17号
舗装版破砕	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 舗装版厚 10ｃｍ	m2	100	630.8	63,080			単-18号
運搬処理工		式	1		654,130			
殻運搬 (1)	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3	50	1,780	89,000			単-19号
殻運搬 (2)	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(鉄筋)	m3	50	2,211	110,550			単-20号
殻運搬 (3)	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3	10	2,118	21,180			単-21号
殻処分 (1)	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3	50	3,290	164,500			単-22号
殻処分 (2)	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(鉄筋)	m3	50	4,250	212,500			単-23号
殻処分 (3)	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3	10	5,640	56,400			単-24号

設計内訳書

工事名	Ｒ７国道６号東海拡幅石神外宿地区外改良（その２）工事【石神外　　（当　初） 宿地区】	事業区分	道路新設･改築
		工事区分	道路改良

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
仮設工		式	1		3,815,000			
交通管理工		式	1		3,815,000			
交通誘導警備員 (1)	A	人日	50	19,690	984,500			単-25号
交通誘導警備員 (2)	B	人日	150	18,870	2,830,500			単-26号
直接工事費		式	1		34,840,650			
共通仮設費		式	1		6,613,400			
共通仮設費		式	1		1,624,400			
運搬費		式	1		1,186,000			
重建設機械分解組立輸送費		回	1	1,186,000	1,186,000			単-27号
技術管理費		式	1		23,400			
六価ｸﾛﾑ溶出試験費		式	1		23,400			内-1号
現場環境改善費（率計上）		式	1		415,000			

設計内訳書

工事名	Ｒ７国道６号東海拡幅石神外宿地区外改良（その２）工事【石神外　　（当　初）宿地区】	事業区分	道路新設･改築
		工事区分	道路改良

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
共通仮設費（率計上）		式	1		4,989,000			
純工事費		式	1		41,454,050			
現場管理費		式	1		14,608,000			
工事原価		式	1		56,062,050			

設計内訳書

工事名	Ｒ７国道６号東海拡幅石神外宿地区外改良（その２）工事【舟石川　　（当　初） 地区】	事業区分	道路新設･改築
		工事区分	道路改良

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
道路改良 【舟石川地区】		式	1		11,764,484			
伐採工		式	1		8,892,984			
伐採工		式	1		8,892,984			
伐採 (1)	伐採･集積 胸高幹周 15cm未満	本	28	1,338	37,464			単-1号
伐採 (2)	伐採･集積 胸高幹周 15cm以上25cm未満	本	30	2,104	63,120			単-2号
伐採 (3)	伐採･集積 胸高幹周 25cm以上40cm未満	本	74	6,362	470,788			単-3号
伐採 (4)	伐採･集積 胸高幹周 40cm以上60cm未満	本	74	11,360	840,640			単-4号
伐採 (5)	伐採･集積 胸高幹周 60cm以上90cm未満	本	90	17,590	1,583,100			単-5号
伐採 (6)	伐採･集積 胸高幹周 90cm以上120cm未満	本	16	33,970	543,520			単-6号
伐採 (7)	伐採･集積 胸高幹周 120cm以上150cm未満	本	10	73,950	739,500			単-7号
伐採 (8)	伐採･集積 胸高幹周 150cm以上240cm未満	本	4	147,300	589,200			単-8号
積込	10tｺﾝﾃﾅ 枝･幹	t	206	1,792	369,152			単-9号

設計内訳書

工事名	Ｒ７国道６号東海拡幅石神外宿地区外改良（その２）工事【舟石川　　（当　初）地区】	事業区分	道路新設･改築
		工事区分	道路改良

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
運搬	枝･幹	t	206	2,750	566,500			単-10号
処分費	枝･幹	t	206	15,000	3,090,000			単-11号
仮設工		式	1		2,871,500			
交通管理工		式	1		2,871,500			
交通誘導警備員 (1)	A	人日	50	19,690	984,500			単-12号
交通誘導警備員 (2)	B	人日	100	18,870	1,887,000			単-13号
直接工事費		式	1		11,764,484			
共通仮設費		式	1		1,610,000			
共通仮設費		式	1		139,000			
現場環境改善費（率計上）		式	1		139,000			
共通仮設費（率計上）		式	1		1,471,000			
純工事費		式	1		13,374,484			

設計内訳書

工事名	Ｒ７国道６号東海拡幅石神外宿地区外改良（その２）工事【舟石川　　（当　初）地区】	事業区分	道路新設･改築
		工事区分	道路改良

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
現場管理費		式	1		4,022,000			
工事原価		式	1		17,396,484			

一式当たり内訳書

ｼｽﾃﾑ初期費(ICT)

第　1号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
システム初期費（ＩＣＴ）	ﾊﾞｯｸﾎｳ	式	1		598,000			WB010510 単ー　25号
合　計					598,000			

一式当たり内訳書

六価ｸﾛﾑ溶出試験費

第　1号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
六価ｸﾛﾑ溶出試験費		検体	3	7,800	23,400			
合　計					23,400			

内訳書<データ無し>

単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－1号	掘削(ICT)	土砂 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 障害無し 5,000m3以上10,000m3未満	単位	m3	数量	1	単価	367.7

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
掘削（ＩＣＴ）	土砂 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 無し 5,000m3以上10,000m3未満	ｍ３	1	367.7	367.7	CB210120
計					367.7	
単価					367.7	円／m3

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－2号	法面整形(切土部)(ICT)	ﾚｷ質土、砂及び砂質土、粘性土	単位	m2	数量	1	単価	894.8

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
法面整形（ＩＣＴ）	切土部 ﾚｷ質土、砂及び砂質土、粘性土	ｍ２	1	894.8	894.8	CB220070
計					894.8	
単価					894.8	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－3号	整地	残土受入れ地での処理	単位	m3	数量	1	単価	130.5

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
整地	残土受入れ地での処理	ｍ３	1	130.5	130.5	CB210610
計					130.5	
単価					130.5	円／m3

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－4号	土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	単位	m3	数量	1	単価	2,799

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土砂等運搬	標準 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊･玉石混り土含む) 有り 19.5km以下	ｍ３	1	2,799	2,799	CB210110
計					2,799	
単価					2,799	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－5号	植生基材吹付	3cm 植生基材吹付工 100m2以上250m2未満	単位	m2	数量	1	単価	6,262

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
機械播種施工による植生工	植生基材吹付工 3cm 100m2以上250m2未満 無 無 無	ｍ２	1	6,262	6,262	WB810830 単－　16号
計					6,262	
単価					6,262	円／m2

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－6号	立入防止柵（木杭）	柵高1.1m	単位	m	数量	1	単価	1,457

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
立入防止柵（木杭）	柵高1.1m	m	1	1,457	1,457	WYB00004 単－　17号
計					1,457	
単価					1,457	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－7号	防護柵撤去(ｶﾞｰﾄﾞﾚｰﾙ)		単位	m	数量	1	単価	1,448

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
防護柵撤去工（ガードレール撤去工）	土中建込･標準型 Gr-C-4E 無 無	m	1	1,448	1,448	WB810530 単－ 18号
計					1,448	
単価					1,448	円／m

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－8号	ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物取壊し	鉄筋構造物 機械施工	単位	m3	数量	1	単価	20,140

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
構造物とりこわし	鉄筋構造物 機械施工 無し 無し 必要	ｍ３	1	20,140	20,140	WB824010 単－ 19号
計					20,140	
単価					20,140	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－9号	ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物取壊し	無筋構造物 機械施工	単位	m3	数量	1	単価	11,220

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
構造物とりこわし	無筋構造物 機械施工 無し 無し 必要	ｍ３	1	11,220	11,220	WB824010 単－ 20号
計					11,220	
単価					11,220	円／m3

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－10号	殻運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(鉄筋)	単位	m3	数量	1	単価	3,074

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
殻運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ(鉄筋)構造物とりこわし 機械積込 有り 14.4km以下 全ての費用	ｍ３	1	3,074	3,074	CB227010
計					3,074	
単価					3,074	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－11号	殻運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	単位	m3	数量	1	単価	2,481

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
殻運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ(無筋)構造物とりこわし 機械積込 有り 14.4km以下 全ての費用	ｍ３	1	2,481	2,481	CB227010
計					2,481	
単価					2,481	円／m3

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－12号	殻処分	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(鉄筋)	単位	m3	数量	1	単価	4,250

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費（ｍ３）		ｍ３	1	4,250	4,250	WB020051 単－　21号
計					4,250	
単価					4,250	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－13号	殻処分	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	単位	m3	数量	1	単価	3,290

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費（ｍ３）		ｍ３	1	3,290	3,290	WB020051 単－　22号
計					3,290	
単価					3,290	円／m3

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－14号	交通誘導警備員 (1)	A	単位	人日	数量	1	単価	19,690

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ａ		人日	1	19,690	19,690	WB010211 単－　23号
計					19,690	
単価					19,690	円／人日

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－15号	交通誘導警備員 (2)	B	単位	人日	数量	1	単価	18,870

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人日	1	18,870	18,870	WB010212 単－　24号
計					18,870	
単価					18,870	円／人日

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－16号	機械播種施工による植生工	植生基材吹付工 3cm 100m2以上250m2未満 無 無 無	単位	ｍ２	数量	1	単価	6,262

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
法面工（植生基材吹付）	厚３ｃｍ	ｍ２	1	6,262	6,262	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					6,262	
単価					6,262	円／ｍ２

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－17号	立入防止柵（木杭）	柵高1.1m	単位	m	数量	100	単価	1,457

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
普通作業員		人	4.5	25,908	116,586	
諸雑費（率＋まるめ） 25%		式	1		29,114	
計					145,700	
単価					1,457	円／m

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－18号	防護柵撤去工（ガードレール撤去工）	土中建込･標準型 Gr-C-4E 無 無	単位	m	数量	1	単価	1,448

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ガードレール撤去工　土中建込用	Ｇｒ－Ａ、Ｂ、Ｃ－４Ｅ	m	1	1,448.4	1,448	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					1,448	
単価					1,448	円／m

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－19号	構造物とりこわし	鉄筋構造物 機械施工 無し 無し 必要	単位	m３	数量	1	単価	20,140

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋構造物	昼間　機械施工　制約無	m３	1	20,137.98	20,137	
諸雑費（まるめ）		式	1		3	
計					20,140	
単価					20,140	円／m３

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－20号	構造物とりこわし	無筋構造物 機械施工 無し 無し 必要	単位	ｍ３	数量	1	単価	11,220

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
無筋構造物	昼間　機械施工　制約無	ｍ３	1	11,211.7	11,211	
諸雑費（まるめ）		式	1		9	
計					11,220	
単価					11,220	円／ｍ３

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－21号	処分費（ｍ３）		単位	ｍ３	数量	100	単価	4,250

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費（Co殻有筋）	環境保全事業㈱グリーンリサイクルセンター	ｍ３	100	4,250	425,000	
計					425,000	
単価					4,250	円／ｍ３

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－22号	処分費（ｍ３）		単位	ｍ３	数量	100	単価	3,290
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費（Co殻無筋）		環境保全事業㈱グリーンリサイクルセンター	ｍ３	100	3,290	329,000		
計						329,000		
単価						3,290	円／ｍ３	

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－23号	交通誘導警備員Ａ		単位	人日	数量	1	単価	19,690
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員Ａ			人	1	19,686	19,686		
諸雑費（まるめ）			式	1		4		
計						19,690		
単価						19,690	円／人日	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－24号	交通誘導警備員Ｂ		単位	人日	数量	1	単価	18,870

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人	1	18,870	18,870	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					18,870	
単価					18,870	円／人日

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－25号	システム初期費（ＩＣＴ）	ﾊﾞｯｸﾎｳ	単位	式	数量	1	単価	598,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
システム初期費	バックホウ	式	1		598,000	
計					598,000	
単価					598,000	円／式

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－1号	路体(築堤)盛土	2.5m以上4.0m未満	単位	m3	数量	1	単価	898.2

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
路体（築堤）盛土	2.5m以上4.0m未満	ｍ３	1	898.2	898.2	CB210510
計					898.2	
単価					898.2	円／m3

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－2号	土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	単位	m3	数量	1	単価	3,752

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土砂等運搬	標準 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊･玉石混り土含む) 有り 31.5km以下	ｍ３	1	3,752	3,752	CB210110
計					3,752	
単価					3,752	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－3号	積込(ﾙｰｽﾞ)	土砂 土量50,000m3未満	単位	m3	数量	1	単価	244.8

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
積込（ルーズ）	土砂 土量50,000m3未満	ｍ３	1	244.8	244.8	CB210020
計					244.8	
単価					244.8	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－4号	自立式擁壁 (1)	H=1.0m	単位	m	数量	64	単価	94,040

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
柱状地盤改良体築造及び鋼管建込　改良径φ600mm	改良長3.4m、0.3t/m3及びφ165.2mmt=4.5mm、L=3.9m	本	32	88,920	2,845,440	WYB00018 単－　28号
【均しｺﾝｸﾘｰﾄ】						
コンクリート	無筋･鉄筋構造物 人力打設 各種 一般養生 無し 全ての費用	ｍ３	3.8	33,570	127,566	CB240010
型枠	一般型枠 均しｺﾝｸﾘｰﾄ	ｍ２	12.8	5,402	69,145.6	CB240210
パネル設置	H=500～1000　1段積	m	64	6,069	388,416	WYB00031 単－　29号
【A-16】						
自立式擁壁	天端ﾊﾟﾈﾙ　H1000×L2000	個	9	76,000	684,000	
【A-17】						
自立式擁壁	天端ﾊﾟﾈﾙ　H1000×L2000	個	12	76,000	912,000	
【A-20】						
自立式擁壁	天端ﾊﾟﾈﾙ　H1000×L2000	個	11	76,000	836,000	

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－4号	自立式擁壁 (1)	H=1.0m	単位	m	数量	64	単価	94,040

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
【中詰ｺﾝｸﾘｰﾄ】						
コンクリート	小型構造物 人力打設 各種 一般養生 無し 全ての費用	ｍ３	3.9	39,840	155,376	CB240010
計					6,017,943.6	
単価					94,040	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－5号	自立式擁壁 (2)	H=1.5m	単位	m	数量	124	単価	124,500

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
柱状地盤改良体築造及び鋼管建込　改良径φ600mm	改良長3.4m、0.3t/m3及びφ216.3mmt=4.5mm、L=4.4m	本	62	101,000	6,262,000	WYB00036 単－　30号
【均しｺﾝｸﾘｰﾄ】						
コンクリート	無筋･鉄筋構造物 人力打設 各種 一般養生 無し 全ての費用	ｍ３	7.2	33,570	241,704	CB240010
型枠	一般型枠 均しｺﾝｸﾘｰﾄ	ｍ２	24.8	5,402	133,969.6	CB240210
パネル設置	H=1250～1750　2段積	m	124	9,355	1,160,020	WYB00039 単－　31号
【A-16】						
自立式擁壁	天端ﾊﾟﾈﾙ　H1000×L2000	個	13	76,000	988,000	
自立式擁壁	標準ﾊﾟﾈﾙ　H500×L2000	個	13	38,000	494,000	
【B-15前半】						
自立式擁壁	天端ﾊﾟﾈﾙ　H1000×L2000	個	49	76,000	3,724,000	
自立式擁壁	標準ﾊﾟﾈﾙ　H500×L2000	個	49	38,000	1,862,000	

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－5号	自立式擁壁 (2)	H=1.5m	単位	m	数量	124	単価	124,500

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
【中詰ｺﾝｸﾘｰﾄ】						
コンクリート	小型構造物 人力打設 各種 一般養生 無し 全ての費用	ｍ３	14.3	39,840	569,712	CB240010
計					15,435,405.6	
単価					124,500	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－6号	自立式擁壁 (3)	H=2.0m	単位	m	数量	8	単価	166,700

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
柱状地盤改良体築造及び鋼管建込　改良径φ600mm	改良長3.4m、0.3t/m3及びφ216.3mmt=8.2mm、L=4.9m	本	4	138,000	552,000	WYB00032 単－　32号
【均しｺﾝｸﾘｰﾄ】						
コンクリート	無筋･鉄筋構造物 人力打設 各種 一般養生 無し 全ての費用	ｍ３	0.5	33,570	16,785	CB240010
型枠	一般型枠 均しｺﾝｸﾘｰﾄ	ｍ２	1.6	5,402	8,643.2	CB240210
パネル設置	H=2000　3段積	m	8	12,470	99,760	WYB00035 単－　33号
【B-15前半】						
自立式擁壁	天端ﾊﾟﾈﾙ　H1000×L2000	個	4	76,000	304,000	
自立式擁壁	標準ﾊﾟﾈﾙ　H500×L2000	個	8	38,000	304,000	
【中詰ｺﾝｸﾘｰﾄ】						
コンクリート	小型構造物 人力打設 各種 一般養生 無し 全ての費用	ｍ３	1.2	39,840	47,808	CB240010
計					1,332,996.2	

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－6号	自立式擁壁 (3)	H=2.0m	単位	m	数量	8	単価	166,700

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
単価					166,700	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－7号	裏込砕石	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ40～0	単位	m3	数量	1	単価	7,489

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
裏込砕石	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ 40～0 全ての費用	ｍ３	1	7,489	7,489	CB221120
計					7,489	
単価					7,489	円／m3

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－8号	上層路盤(車道・路肩部)	粒度調整砕石 M-40 仕上り厚 250ｍｍ	単位	m2	数量	1	単価	1,873

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
上層路盤（車道・路肩部）	粒度調整砕石 M-40 250mm 2層施工 全ての費用	ｍ２	1	1,873	1,873	CB410040
計					1,873	
単価					1,873	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－9号	表層(車道・路肩部)	再生密粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50ｍｍ 3.0m超	単位	m2	数量	1	単価	1,925

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
表層（車道・路肩部）	3.0m超 50mm 再生密粒度アスコン（２０） ﾌﾟﾗｲﾑｺｰﾄ PK-3 全ての費用	ｍ２	1	1,925	1,925	CB410260
計					1,925	
単価					1,925	円／m2

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－10号	伐採 (1)	伐採･集積 胸高幹周 15cm未満	単位	本	数量	1	単価	1,338

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
伐採工(伐採･集積)	胸高幹周　15cm未満	本	1	1,338	1,338	WYB00002 単－　34号
計					1,338	
単価					1,338	円／本

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－11号	伐採 (2)	伐採･集積 胸高幹周 15cm以上25cm未満	単位	本	数量	1	単価	2,104

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
伐採工(伐採･集積)	胸高幹周　15cm以上25cm未満	本	1	2,104	2,104	WYB00011 単－　35号
計					2,104	
単価					2,104	円／本

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－12号	伐採 (3)	伐採･集積 胸高幹周 25cm以上40cm未満	単位	本	数量	1	単価	6,362

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
伐採工(伐採･集積)	胸高幹周　25cm以上40cm未満	本	1	6,362	6,362	WYB00022 単－　36号
計					6,362	
単価					6,362	円／本

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－13号	積込	10tｺﾝﾃﾅ 枝･幹	単位	t	数量	1	単価	1,792

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
積込工10tｺﾝﾃﾅ	枝･幹	t	1	1,792	1,792	WYB00010 単－　37号
計					1,792	
単価					1,792	円／t

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－14号	運搬	枝･幹	単位	t	数量	1	単価	2,750

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運搬工	10tｺﾝﾃﾅ 運搬距離5.5km以下 枝･幹	t	1	2,750	2,750	WYB00016
計					2,750	
単価					2,750	円／t

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－15号	処分費	枝･幹	単位	t	数量	1	単価	15,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費（ｔ）		t	1	15,000	15,000	WB020052 単－　38号
計					15,000	
単価					15,000	円／t

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－16号	ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物取壊し	無筋構造物 機械施工	単位	m3	数量	1	単価	11,220

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
構造物とりこわし	無筋構造物 機械施工 無し 無し 必要	ｍ３	1	11,220	11,220	WB824010 単－　39号
計					11,220	
単価					11,220	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－17号	ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物取壊し	鉄筋構造物 機械施工	単位	m3	数量	1	単価	20,140

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
構造物とりこわし	鉄筋構造物 機械施工 無し 無し 必要	ｍ３	1	20,140	20,140	WB824010 単－　40号
計					20,140	
単価					20,140	円／m3

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－18号	舗装版破砕	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 舗装版厚 10ｃｍ	単位	m2	数量	1	単価	630.8

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
舗装版破砕	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 無し 必要 15cm以下 有り 全ての費用	ｍ２	1	630.8	630.8	CB430310
計					630.8	
単価					630.8	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－19号	殻運搬 (1)	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	単位	m3	数量	1	単価	1,780

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
殻運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ(無筋)構造物とりこわし 機械積込 有り 8.0km以下 全ての費用	ｍ３	1	1,780	1,780	CB227010
計					1,780	
単価					1,780	円／m3

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－20号	殻運搬 (2)	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(鉄筋)	単位	m3	数量	1	単価	2,211

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
殻運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ(鉄筋)構造物とりこわし 機械積込 有り 8.0km以下 全ての費用	ｍ３	1	2,211	2,211	CB227010
計					2,211	
単価					2,211	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－21号	殻運搬 (3)	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	単位	m3	数量	1	単価	2,118

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
殻運搬	舗装版破砕 機械積込(騒音対策不要、厚15cm超)又(騒音対策必要) 有り 7.0km以下 全ての費用	ｍ３	1	2,118	2,118	CB227010
計					2,118	
単価					2,118	円／m3

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－22号	殻処分 (1)	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	単位	m3	数量	1	単価	3,290

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費（ｍ３）		ｍ３	1	3,290	3,290	WB020051 単－　41号
計					3,290	
単価					3,290	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－23号	殻処分 (2)	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(鉄筋)	単位	m3	数量	1	単価	4,250

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費（ｍ３）		ｍ３	1	4,250	4,250	WB020051 単－　42号
計					4,250	
単価					4,250	円／m3

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－24号	殻処分 (3)	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	単位	m3	数量	1	単価	5,640

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費（ｍ３）		ｍ３	1	5,640	5,640	WB020051 単－　43号
計					5,640	
単価					5,640	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－25号	交通誘導警備員 (1)	A	単位	人日	数量	1	単価	19,690

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ａ		人日	1	19,690	19,690	WB010211 単－　44号
計					19,690	
単価					19,690	円／人日

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－26号	交通誘導警備員 (2)	B	単位	人日	数量	1	単価	18,870

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人日	1	18,870	18,870	WB010212 単－　45号
計					18,870	
単価					18,870	円／人日

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－27号	重建設機械分解組立輸送費		単位	回	数量	1	単価	1,186,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
重建設機械分解組立輸送	分解組立+輸送(往復) ｸﾛｰﾗ式杭打機 機械質量20t以上60t以下 標準(1.0)	回	1	1,186,000	1,186,000	WB010350 単－　46号
計					1,186,000	
単価					1,186,000	円／回

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－28号	柱状地盤改良体築造及び鋼管建込 改良径φ600mm	改良長3.4m、0.3t/m3及びφ165.2mmt=4.5mm、L=3.9m	単位	本	数量	10	単価	88,920

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	2	32,844	65,688	
特殊作業員		人	4	27,744	110,976	
普通作業員		人	2	25,908	51,816	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	１０ｔ吊	日	0.25	45,600	11,400	
ＦＰ杭打ち機運転	適応バイブロハンマ 油圧式 起振力160kN級	日	1.75	121,500	212,625	WYB00025 単－　47号
固化材プラント運転	[-]能力20m3/h	日	1.75	48,750	85,312	WYB00026 単－　48号
セメント	高炉Ｂ　バラ	t	3	18,000	54,000	
鋼管	STK400 φ165.2 t=4.5mm L=3.9m	本	10	24,900	249,000	
諸雑費（率＋まるめ） 9%		式	1		48,383	
計					889,200	
単価					88,920	円／本

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－29号	パネル設置	H=500～1000　1段積	単位	m	数量	10	単価	6,069

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.3	32,844	9,853	
特殊作業員		人	0.3	27,744	8,323	
普通作業員		人	0.9	25,908	23,317	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	１０ｔ吊	日	0.3	45,600	13,680	
諸雑費（率＋まるめ） 10%		式	1		5,517	
計					60,690	
単価					6,069	円／m

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－30号	柱状地盤改良体築造及び鋼管建込 改良径φ600mm	改良長3.4m、0.3t/m3及びφ216.3mmt=4.5mm、L=4.4m	単位	本	数量	10	単価	101,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	2	32,844	65,688	
特殊作業員		人	4	27,744	110,976	
普通作業員		人	2	25,908	51,816	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	１０ｔ吊	日	0.25	45,600	11,400	
ＦＰ杭打ち機運転	適応バイブロハンマ 油圧式 起振力160kN級	日	1.75	121,500	212,625	WYB00037 単－　47号
固化材プラント運転	[-]能力20m3/h	日	1.75	48,750	85,312	WYB00038 単－　48号
セメント	高炉Ｂ　バラ	t	3	18,000	54,000	
鋼管	STK400 φ216.3 t=4.5mm L=4.4m	本	10	37,000	370,000	
諸雑費（率＋まるめ） 9%		式	1		48,183	
計					1,010,000	
単価					101,000	円／本

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－31号	パネル設置	H=1250～1750　2段積	単位	m	数量	10	単価	9,355

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.45	32,844	14,779	
ブロック工		人	0.45	32,844	14,779	
普通作業員		人	1.35	25,908	34,975	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	１０ｔ吊	日	0.45	45,600	20,520	
諸雑費（率＋まるめ） 10%		式	1		8,497	
計					93,550	
単価					9,355	円／m

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－32号	柱状地盤改良体築造及び鋼管建込 改良径φ600mm	改良長3.4m、0.3t/m3及びφ216.3mmt=8.2mm、L=4.9m	単位	本	数量	10	単価	138,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	2	32,844	65,688	
特殊作業員		人	4	27,744	110,976	
普通作業員		人	2	25,908	51,816	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	１０ｔ吊	日	0.25	45,600	11,400	
ＦＰ杭打ち機運転	適応バイブロハンマ 油圧式 起振力160kN級	日	1.75	121,500	212,625	WYB00033 単－　47号
固化材プラント運転	[-]能力20m3/h	日	1.75	48,750	85,312	WYB00034 単－　48号
セメント	高炉Ｂ　バラ	t	3	18,000	54,000	
鋼管	STK400 φ216.3 t=8.2mm L=4.9m	本	10	74,000	740,000	
諸雑費（率＋まるめ） 9%		式	1		48,183	
計					1,380,000	
単価					138,000	円／本

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－33号	パネル設置	H=2000　3段積	単位	m	数量	10	単価	12,470

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.6	32,844	19,706	
ブロック工		人	0.6	32,844	19,706	
普通作業員		人	1.8	25,908	46,634	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	１０ｔ吊	日	0.6	45,600	27,360	
諸雑費（率＋まるめ） 10%		式	1		11,294	
計					124,700	
単価					12,470	円／m

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－34号	伐採工(伐採･集積)	胸高幹周　15cm未満	単位	本	数量	10	単価	1,338

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
特殊作業員		人	0.08	27,744	2,219	
普通作業員		人	0.31	25,908	8,031	
造園工		人	0.11	27,336	3,006	
ﾁｪﾝｿｰ運転	［ｶﾞｿﾘﾝｴﾝｼﾞﾝ］ 鋸長600mm ｴﾝｼﾞﾝ排気量0.080L	日	0.08	1,456	116	WYB00004 単－　49号
諸雑費（まるめ）		式	1		8	
計					13,380	
単価					1,338	円／本

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－35号	伐採工(伐採･集積)	胸高幹周　15cm以上25cm未満	単位	本	数量	10	単価	2,104

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
特殊作業員		人	0.11	27,744	3,051	
普通作業員		人	0.36	25,908	9,326	
造園工		人	0.19	27,336	5,193	
ﾁｪﾝｿｰ運転	[ｶﾞｿﾘﾝｴﾝｼﾞﾝ] 鋸長600mm ｴﾝｼﾞﾝ排気量0.080L	日	0.11	1,456	160	WYB00012 単－　50号
ﾊﾞｯｸﾎｳ_ｸﾛｰﾗ型運転	排対1次 容量0.45(0.35)m3 【掴み装置付き】	日	0.06	55,080	3,304	WYB00006 単－　51号
諸雑費（まるめ）		式	1		6	
計					21,040	
単価					2,104	円／本

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－36号	伐採工(伐採･集積)	胸高幹周　25cm以上40cm未満	単位	本	数量	10	単価	6,362

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
特殊作業員		人	0.31	27,744	8,600	
普通作業員		人	1.25	25,908	32,385	
造園工		人	0.63	27,336	17,221	
ﾁｪﾝｿｰ運転	[ｶﾞｿﾘﾝｴﾝｼﾞﾝ] 鋸長600mm ｴﾝｼﾞﾝ排気量0.080L	日	0.31	1,456	451	WYB00023 単－　52号
ﾊﾞｯｸﾎｳ_ｸﾛｰﾗ型運転	排対1次 容量0.45(0.35)m3 【掴み装置付き】	日	0.09	55,080	4,957	WYB00024 単－　53号
諸雑費（まるめ）		式	1		6	
計					63,620	
単価					6,362	円／本

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－37号	積込工10tｺﾝﾃﾅ	枝･幹	単位	t	数量	10	単価	1,792

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
普通作業員		人	0.33	25,908	8,549	
ﾊﾞｯｸﾎｳ_ｸﾛｰﾗ型運転	排対1次 容量0.45(0.35)m3 【掴み装置付き】	日	0.17	55,080	9,363	WYB00050 単－ 54号
諸雑費（まるめ）		式	1		8	
計					17,920	
単価					1,792	円／t

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－38号	処分費（ｔ）		単位	ｔ	数量	100	単価	15,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費		枝･幹：環境保全事業㈱グリーンリサイクルセンター	ｔ	100	15,000	1,500,000		
計						1,500,000		
単価						15,000	円／ｔ	

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－39号	構造物とりこわし	無筋構造物 機械施工 無し 無し 必要	単位	ｍ３	数量	1	単価	11,220
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
無筋構造物		昼間　機械施工　制約無	ｍ３	1	11,211.7	11,211		
諸雑費（まるめ）			式	1		9		
計						11,220		
単価						11,220	円／ｍ３	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－40号	構造物とりこわし	鉄筋構造物 機械施工 無し 無し 必要	単位	ｍ３	数量	1	単価	20,140

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋構造物	昼間　機械施工　制約無	ｍ３	1	20,137.98	20,137	
諸雑費（まるめ）		式	1		3	
計					20,140	
単価					20,140	円／ｍ３

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－41号	処分費（ｍ３）		単位	ｍ３	数量	100	単価	3,290

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費（無筋Co）	環境保全事業(株)ｸﾞﾘｰﾝﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ	ｍ３	100	3,290	329,000	
計					329,000	
単価					3,290	円／ｍ３

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－42号	処分費（ｍ３）		単位	ｍ３	数量	100	単価	4,250
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費（鉄筋Co）		環境保全事業(株)ｸﾞﾘｰﾝﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ	ｍ３	100	4,250	425,000		
計						425,000		
単価						4,250	円／ｍ３	

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－43号	処分費（ｍ３）		単位	ｍ３	数量	100	単価	5,640
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費（As殻）		(株)オカベ　東海プラント工場	ｍ３	100	5,640	564,000		
計						564,000		
単価						5,640	円／ｍ３	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－44号	交通誘導警備員Ａ		単位	人日	数量	1	単価	19,690

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ａ		人	1	19,686	19,686	
諸雑費（まるめ）		式	1		4	
計					19,690	
単価					19,690	円／人日

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－45号	交通誘導警備員Ｂ		単位	人日	数量	1	単価	18,870

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人	1	18,870	18,870	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					18,870	
単価					18,870	円／人日

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－46号	重建設機械分解組立輸送	分解組立+輸送(往復) ｸﾛｰﾗ式杭打機 機械質量20t以上60t以下 標準(1.0)	単位	回	数量	1	単価	1,186,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
特殊作業員		人	8.6	27,744	238,598	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	６０ｔ吊	日	2.1	101,000	212,100	
運搬費等率 163%		式	1		734,637	
諸雑費（まるめ）		式	1		665	
計					1,186,000	
単価					1,186,000	円／回

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－1号	伐採 (1)	伐採･集積 胸高幹周 15cm未満	単位	本	数量	1	単価	1,338

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
伐採工(伐採･集積)	胸高幹周　15cm未満	本	1	1,338	1,338	WYB00001 単－　14号
計					1,338	
単価					1,338	円／本

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－2号	伐採 (2)	伐採･集積 胸高幹周 15cm以上25cm未満	単位	本	数量	1	単価	2,104

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
伐採工(伐採･集積)	胸高幹周　15cm以上25cm未満	本	1	2,104	2,104	WYB00005 単－　15号
計					2,104	
単価					2,104	円／本

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－3号	伐採 (3)	伐採･集積 胸高幹周 25cm以上40cm未満	単位	本	数量	1	単価	6,362

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
伐採工(伐採･集積)	胸高幹周　25cm以上40cm未満	本	1	6,362	6,362	WYB00010 単－　16号
計					6,362	
単価					6,362	円／本

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－4号	伐採 (4)	伐採･集積 胸高幹周 40cm以上60cm未満	単位	本	数量	1	単価	11,360

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
伐採工(伐採･集積)	胸高幹周　40cm以上60cm未満	本	1	11,360	11,360	WYB00016 単－　17号
計					11,360	
単価					11,360	円／本

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－5号	伐採 (5)	伐採･集積 胸高幹周 60cm以上90cm未満	単位	本	数量	1	単価	17,590

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
伐採工(伐採･集積)	胸高幹周　60cm以上90cm未満	本	1	17,590	17,590	WYB00022 単－　18号
計					17,590	
単価					17,590	円／本

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－6号	伐採 (6)	伐採･集積 胸高幹周 90cm以上120cm未満	単位	本	数量	1	単価	33,970

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
伐採工(伐採･集積)	胸高幹周　90cm以上120cm未満	本	1	33,970	33,970	WYB00028 単－　19号
計					33,970	
単価					33,970	円／本

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－7号	伐採 (7)	伐採･集積 胸高幹周 120cm以上150cm未満	単位	本	数量	1	単価	73,950

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
伐採工(伐採･集積)	胸高幹周　120cm以上150cm未満	本	1	73,950	73,950	WYB00034 単－　20号
計					73,950	
単価					73,950	円／本

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－8号	伐採 (8)	伐採･集積 胸高幹周 150cm以上240cm未満	単位	本	数量	1	単価	147,300

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
伐採工(伐採･集積)	胸高幹周　150cm以上240cm未満	本	1	147,300	147,300	WYB00040 単－　21号
計					147,300	
単価					147,300	円／本

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－9号	積込	10tｺﾝﾃﾅ 枝･幹	単位	t	数量	1	単価	1,792

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
積込工10tｺﾝﾃﾅ	枝･幹	t	1	1,792	1,792	WYB00004 単－　22号
計					1,792	
単価					1,792	円／t

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－10号	運搬	枝･幹	単位	t	数量	1	単価	2,750

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運搬工	10tｺﾝﾃﾅ 運搬距離 5.5km以下 幹･枝	t	1	2,750	2,750	WYB00007
計					2,750	
単価					2,750	円／t

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－11号	処分費	枝･幹	単位	t	数量	1	単価	15,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費（ｔ）		t	1	15,000	15,000	WB020052 単－　23号
計					15,000	
単価					15,000	円／t

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－12号	交通誘導警備員 (1)	A	単位	人日	数量	1	単価	19,690

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ａ		人日	1	19,690	19,690	WB010211 単－　24号
計					19,690	
単価					19,690	円／人日

１次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－13号	交通誘導警備員 (2)	B	単位	人日	数量	1	単価	18,870

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人日	1	18,870	18,870	WB010212 単－　25号
計					18,870	
単価					18,870	円／人日

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－14号	伐採工(伐採･集積)	胸高幹周　15cm未満	単位	本	数量	10	単価	1,338

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
特殊作業員		人	0.08	27,744	2,219	
普通作業員		人	0.31	25,908	8,031	
造園工		人	0.11	27,336	3,006	
ﾁｪﾝｿｰ運転	[ｶﾞｿﾘﾝｴﾝｼﾞﾝ]鋸長600mm ｴﾝｼﾞﾝ排気量0.080L	日	0.08	1,456	116	WYB00002 単－　26号
諸雑費（まるめ）		式	1		8	
計					13,380	
単価					1,338	円／本

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－15号	伐採工(伐採･集積)	胸高幹周　15cm以上25cm未満	単位	本	数量	10	単価	2,104

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
特殊作業員		人	0.11	27,744	3,051	
普通作業員		人	0.36	25,908	9,326	
造園工		人	0.19	27,336	5,193	
ﾁｪﾝｿｰ運転	[ｶﾞｿﾘﾝｴﾝｼﾞﾝ]鋸長600mm ｴﾝｼﾞﾝ排気量0.080L	日	0.11	1,456	160	WYB00006 単－　27号
ﾊﾞｯｸﾎｳ_ｸﾛｰﾗ型運転	排対1次 容量0.45(0.35)m3　【掴み装置付き】	日	0.06	55,080	3,304	WYB00003 単－　28号
諸雑費（まるめ）		式	1		6	
計					21,040	
単価					2,104	円／本

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－16号	伐採工(伐採･集積)	胸高幹周　25cm以上40cm未満	単位	本	数量	10	単価	6,362

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
特殊作業員		人	0.31	27,744	8,600	
普通作業員		人	1.25	25,908	32,385	
造園工		人	0.63	27,336	17,221	
ﾁｪﾝｿｰ運転	[ｶﾞｿﾘﾝｴﾝｼﾞﾝ]鋸長600mm ｴﾝｼﾞﾝ排気量0.080L	日	0.31	1,456	451	WYB00011 単－　29号
ﾊﾞｯｸﾎｳ_ｸﾛｰﾗ型運転	排対1次 容量0.45(0.35)m3　【掴み装置付き】	日	0.09	55,080	4,957	WYB00012 単－　30号
諸雑費（まるめ）		式	1		6	
計					63,620	
単価					6,362	円／本

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－17号	伐採工(伐採･集積)	胸高幹周　40cm以上60cm未満	単位	本	数量	10	単価	11,360

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
特殊作業員		人	0.56	27,744	15,536	
普通作業員		人	2.22	25,908	57,515	
造園工		人	1.11	27,336	30,342	
ﾁｪﾝｿｰ運転	[ｶﾞｿﾘﾝｴﾝｼﾞﾝ]鋸長600mm ｴﾝｼﾞﾝ排気量0.080L	日	0.56	1,456	815	WYB00017 単－　31号
ﾊﾞｯｸﾎｳ_ｸﾛｰﾗ型運転	排対1次 容量0.45(0.35)m3　【掴み装置付き】	日	0.17	55,080	9,363	WYB00018 単－　32号
諸雑費（まるめ）		式	1		29	
計					113,600	
単価					11,360	円／本

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－18号	伐採工(伐採･集積)	胸高幹周　60cm以上90cm未満	単位	本	数量	10	単価	17,590

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
特殊作業員		人	0.8	27,744	22,195	
普通作業員		人	3.56	25,908	92,232	
造園工		人	1.76	27,336	48,111	
ﾁｪﾝｿｰ運転	[ｶﾞｿﾘﾝｴﾝｼﾞﾝ]鋸長600mm ｴﾝｼﾞﾝ排気量0.080L	日	0.8	1,456	1,164	WYB00023 単－　33号
ﾊﾞｯｸﾎｳ_ｸﾛｰﾗ型運転	排対1次 容量0.45(0.35)m3　【掴み装置付き】	日	0.22	55,080	12,117	WYB00024 単－　34号
諸雑費（まるめ）		式	1		81	
計					175,900	
単価					17,590	円／本

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－19号	伐採工(伐採･集積)	胸高幹周　90cm以上120cm未満	単位	本	数量	10	単価	33,970

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
特殊作業員		人	1.13	27,744	31,350	
普通作業員		人	7.07	25,908	183,169	
造園工		人	3.51	27,336	95,949	
ﾁｪﾝｿｰ運転	[ｶﾞｿﾘﾝｴﾝｼﾞﾝ]鋸長600mm ｴﾝｼﾞﾝ排気量0.080L	日	1.13	1,456	1,645	WYB00029 単－　35号
ﾊﾞｯｸﾎｳ_ｸﾛｰﾗ型運転	排対1次 容量0.45(0.35)m3　【掴み装置付き】	日	0.5	55,080	27,540	WYB00030 単－　36号
諸雑費（まるめ）		式	1		47	
計					339,700	
単価					33,970	円／本

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－20号	伐採工(伐採･集積)	胸高幹周　120cm以上150cm未満	単位	本	数量	10	単価	73,950

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
特殊作業員		人	3.78	27,744	104,872	
普通作業員		人	11.3	25,908	292,760	
造園工		人	5.62	27,336	153,628	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	１６ｔ吊	日	3	48,400	145,200	
ﾁｪﾝｿｰ運転	[ｶﾞｿﾘﾝｴﾝｼﾞﾝ]鋸長600mm ｴﾝｼﾞﾝ排気量0.080L	日	3.78	1,456	5,503	WYB00035 単－　37号
ﾊﾞｯｸﾎｳ_ｸﾛｰﾗ型運転	排対1次 容量0.45(0.35)m3　【掴み装置付き】	日	0.68	55,080	37,454	WYB00036 単－　38号
諸雑費（まるめ）		式	1		83	
計					739,500	
単価					73,950	円／本

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－21号	伐採工(伐採･集積)	胸高幹周　150cm以上240cm未満	単位	本	数量	10	単価	147,300

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
特殊作業員		人	6.3	27,744	174,787	
普通作業員		人	27	25,908	699,516	
造園工		人	13.3	27,336	363,568	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	１６ｔ吊	日	3.6	48,400	174,240	
ﾁｪﾝｿｰ運転	[ｶﾞｿﾘﾝｴﾝｼﾞﾝ]鋸長600mm ｴﾝｼﾞﾝ排気量0.080L	日	6.3	1,456	9,172	WYB00041 単－　39号
ﾊﾞｯｸﾎｳ_ｸﾛｰﾗ型運転	排対1次 容量0.45(0.35)m3　【掴み装置付き】	日	0.93	55,080	51,224	WYB00042 単－　40号
諸雑費（まるめ）		式	1		493	
計					1,473,000	
単価					147,300	円／本

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－22号	積込工10tｺﾝﾃﾅ	枝･幹	単位	t	数量	10	単価	1,792

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
普通作業員		人	0.33	25,908	8,549	
ﾊﾞｯｸﾎｳ_ｸﾛｰﾗ型運転	排対1次 容量0.45(0.35)m3 【掴み装置付き】	日	0.17	55,080	9,363	WYB00046 単－ 32号
諸雑費（まるめ）		式	1		8	
計					17,920	
単価					1,792	円／t

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－23号	処分費（ｔ）		単位	ｔ	数量	100	単価	15,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費	幹･枝:環境保全事業㈱グリーンリサイクルセンター	ｔ	100	15,000	1,500,000	
計					1,500,000	
単価					15,000	円／ｔ

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－24号	交通誘導警備員Ａ		単位	人日	数量	1	単価	19,690

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ａ		人	1	19,686	19,686	
諸雑費（まるめ）		式	1		4	
計					19,690	
単価					19,690	円／人日

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－25号	交通誘導警備員Ｂ		単位	人日	数量	1	単価	18,870

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人	1	18,870	18,870	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					18,870	
単価					18,870	円／人日

（土木工事、鋼橋工場製作工事）

Ｒ７国道６号東海拡幅石神外宿地区外改良（その２）工事

（ 当　　初 ）　請負工事費計算書

(1)直接工事費	91,053,948		
(2)共通仮設費	15,432,400		
(3)純工事費 (1)+(2)	106,486,348		
(4)現場管理費	36,383,000		
(5)工期延長等に伴う現場維持等の費用	0	(16)工場製作純工事費	0
		(17)工場管理費	0
(6)工事原価 (3)+(4)+(5)+(18)	142,869,348	(18)工場製作原価 (16)+(17)	0
(7')一般管理費等(計上額)	22,440,652	((7)一般管理費等(計算額)	22,447,690)
(8')その他費目計	0		
(9)業務委託料等	0		
(10)工事価格 (6)+(7')+(8')+(9)（万円未満切り捨て）	165,310,000		

(11)消費税相当額	16,531,000
(12)請負工事価格 (10)+(11)	181,841,000
(13)入札書比較価格 (請負工事費の100/110)	165,310,000
(14)調査基準価格	165,231,000
(15)調査基準価格の100/110 (万円未満切り捨て)	150,210,000

［Ｉ］一般管理費等

一般管理費等の計算

(7)一般管理費等		一般管理費等対象工事原価		※４）一般管理費等率		前払い金による補正係数			一般管理費等対象工事原価		契約保証に係る補正率	
22,447,690	＝	136,294,416	×（	16.43 ※１）	×	1	）× 1 / 100 ＋		136,294,416	×	0.04	× 1 / 100

※１）補正後の一般管理費等率の桁数は小数点以下第３位を四捨五入し、２位止めとする。

※４）一般管理費等率において財団法人に発注する場合は90／100とする。

一般管理費等の計算（随意契約で調整計算を行う場合）

(7)一般管理費等		(19)合算一般管理費等対象工事原価		合算額に対する一般管理費等率 ※１）		※２）前払い金による補正係数						
	＝		×（		×		）× 1 / 100					
				追加工事における一般管理費等対象工事原価		追加工事の契約保証に係る補正率					※３）現工事の一般管理費等	
			＋		×		× 1 / 100			－		

※２）現工事と追加工事の前払い金による補正係数が異なる場合は、対象額の加重平均とする。

※３）現工事の一般管理費等（計算額）より契約保証に係る金額を除いた額とする。

(19)合算一般管理費等対象工事原価		当該追加工事の一般管理費等対象工事原価		現工事の一般管理費等対象工事原価
	≦		＋	

［Ⅱ］消費税相当額

消費税相当額の計算

(11)消費税相当額		(10)工事価格		
16,531,000	＝	165,310,000	×	10 / 100

［Ⅲ］調査基準価格

A ＝（工場製作純工事費 － 間接労務費 ＋ 直接工事費）×0.97 ＋（間接労務費 ＋ 共通仮設費）×0.9

＋（工場管理費 ＋ 現場管理費 ＋ 工期延長に伴う現場維持費）×0.9 ＋ 一般管理費等 ×0.68

＝（0 － 0 ＋ 91,053,948）×0.97 ＋（0 ＋ 15,432,400）×0.9

＋（0 ＋ 36,383,000 ＋ 0）×0.9 ＋ 22,440,652 ×0.68

＝ 150,210,000 ※各＿部は円未満切り捨て、Aは万円未満切り捨て

（A） ＝ A × （110 ／ 100） ／ 工事費計

＝ 150,210,000 × （110 ／ 100） ／ 181,841,000

＝ 0.9086564637 ※小数第11位切り上げ

（B） ＝ 7.5 ／ 10 ＝ 0.75

（C） ＝ 9.2 ／ 10 ＝ 0.92

(15)調査基準価格の 100 ／ 110 ＝ （A）又は（B）又は（C） × 工事費計 × 100 ／ 110

＝ 0.9086564637 × 181,841,000 × 100 ／ 110

＝ 150,210,000 ※万円未満切り捨て

(14)調査基準価格 ＝ 150,210,000 × 110 ／ 100

＝ 165,231,000

共通仮設費

主たる工種

単独（追加工事）： 道路改良工事　　合算工事： 0

対象工事費	91,053,948	直接工事費	91,053,948	準備費	0	事業損失	0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	5,976,150	現工事	0	合算工事	0

非対象額計（－）	3,244,532	
管理費区分１	0	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）
管理費区分２，７	0	（工場原価）
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）
管理費区分９	0	（間接費非対象額）
管理費区分Ｔ	3,244,532	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額 ）
対象額　支　給　品（＋）	0	
無償貸付機械評価額（＋）	0	

共通仮設費対象額

単独（追加工事）	87,809,416	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額	85,077,798		0		0

共通仮設費（率分）

率（補正前）	9.88 ％		0 ％	
施工地域等補正	1.3	ICT施工補正	1	
率（補正後）	13.1 ％	（12.84% × 週休1.02）		
計上額	11,503,000		0	0

比較結果	当該追加工事	A		
	0	0	調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	85,077,798	直接工事費	91,053,948
非対象額計（－）	5,976,150		
管理費区分１	0	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）	
管理費区分２，７	0	（工場原価）	
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）	
管理費区分９	0	（間接費非対象額）	
管理費区分Ｔ	5,976,150	（直接工事費に含まれる処分費等）	
対象額　支　給　品（＋）	0		
無償貸付機械評価額（＋）	0		
現場環境改善費対象額（Ｐｉ）			
単独（追加工事）	85,077,798	現工事	0
		合算工事	0

現場環境改善費			
率（補正前）	1.02　%	0　%	0　%
施工地域等補正	市街地以外		
率（補正後）	1.02　%		
計上額	867,000	0	0

比較結果	当該追加工事	Ａ	調整工事計上額	0
	0	0		

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	1,807,400				
運搬費	1,186,000	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	621,400
営繕費	0	現場環境改善費	0		

共通仮設費計　14,177,400

共通仮設費

主たる工種

単独（追加工事）： 道路改良工事　　合算工事： 0

対象工事費	44,448,814	直接工事費	44,448,814	準備費	0	事業損失	0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	2,122,750	現工事	0	合算工事	0

非対象額計（－）	789,286	
管理費区分１	0	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）
管理費区分２，７	0	（工場原価）
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）
管理費区分９	0	（間接費非対象額）
管理費区分Ｔ	789,286	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額 ）
対象額　支　給　品（＋）	0	
無償貸付機械評価額（＋）	0	

共通仮設費対象額

単独（追加工事）	43,659,528	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額	42,326,064		0		0

共通仮設費（率分）

率（補正前）	10.57 ％		0 ％	
施工地域等補正	1.3	ICT施工補正	1	
率（補正後）	14.01 ％	（13.74% × 週休1.02）		
計上額	6,116,000		0	0

比較結果	当該追加工事	A		
	0	0	調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	42,326,064	直接工事費	44,448,814		
非対象額計（－）	2,122,750				
管理費区分１	0	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分２，７	0	（工場原価）			
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分９	0	（間接費非対象額）			
管理費区分Ｔ	2,122,750	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（Ｐｉ）					
単独（追加工事）	42,326,064	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	1.17　％		0　％		0　％
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	1.17　％				
計上額	495,000		0		0
比較結果　当該追加工事	Ａ			調整工事計上額	0
0	0				

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	598,000				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	598,000
営繕費	0	現場環境改善費	0		

共通仮設費計　7,209,000

共通仮設費

主たる工種

単独（追加工事）： 道路改良工事　　合算工事： 0

対象工事費	34,840,650	直接工事費	34,840,650	準備費	0	事業損失	0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	763,400	現工事	0	合算工事	0

非対象額計（－）	0	
管理費区分１	0	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）
管理費区分２，７	0	（工場原価）
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）
管理費区分９	0	（間接費非対象額）
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額 ）
対象額　支　給　品（＋）	0	
無償貸付機械評価額（＋）	0	

共通仮設費対象額

単独（追加工事）	34,840,650	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額	34,077,250		0		0

共通仮設費（率分）

率（補正前）	10.8　％		0　％	
施工地域等補正	1.3	ICT施工補正	1	
率（補正後）	14.32　％	（14.04% × 週休1.02）		
計上額	4,989,000		0	0

比較結果	当該追加工事	A		
	0	0	調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	34,077,250	直接工事費	34,840,650
非対象額計（－）	763,400		
管理費区分１	0	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）	
管理費区分２，７	0	（工場原価）	
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）	
管理費区分９	0	（間接費非対象額）	
管理費区分Ｔ	763,400	（直接工事費に含まれる処分費等）	
対象額　支　給　品（＋）	0		
無償貸付機械評価額（＋）	0		
現場環境改善費対象額（Ｐｉ）			
単独（追加工事）	34,077,250	現工事	0
合算工事	0		

現場環境改善費			
率（補正前）	1.22　%	0　%	0　%
施工地域等補正	市街地以外		
率（補正後）	1.22　%		
計上額	415,000	0	0

比較結果	当該追加工事	Ａ	調整工事計上額	0
	0	0		

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	1,209,400				
運搬費	1,186,000	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	23,400
営繕費	0	現場環境改善費	0		

共通仮設費計　6,613,400

共通仮設費

主たる工種

単独（追加工事）： 道路改良工事　　合算工事： 0

対象工事費	11,764,484	直接工事費	11,764,484	準備費	0	事業損失	0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	3,090,000	現工事	0	合算工事	0

非対象額計（－）	2,737,066	
管理費区分１	0	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）
管理費区分２，７	0	（工場原価）
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）
管理費区分９	0	（間接費非対象額）
管理費区分Ｔ	2,737,066	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額 ）
対象額　支　給　品（＋）	0	
無償貸付機械評価額（＋）	0	

共通仮設費対象額

単独（追加工事）	9,027,418	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額	8,674,484		0		0

共通仮設費（率分）

率（補正前）	12.29 ％		0 ％	
施工地域等補正	1.3	ICT施工補正	1	
率（補正後）	16.3 ％	（15.98% × 週休1.02）		
計上額	1,471,000		0	0

比較結果	当該追加工事	A		
	0	0	調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	8,674,484	直接工事費	11,764,484		
非対象額計（－）	3,090,000				
管理費区分１	0	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分２，７	0	（工場原価）			
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分９	0	（間接費非対象額）			
管理費区分Ｔ	3,090,000	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（Ｐｉ）					
単独（追加工事）	8,674,484	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	1.61　%		0　%		0　%
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	1.61　%				
計上額	139,000		0		0
比較結果　当該追加工事	A			調整工事計上額	0
0	0				

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	0				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0	現場環境改善費	0		

共通仮設費計　1,610,000

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	105,231,348	単独（追加工事）直接工事費	91,053,948	単独（追加工事）共通仮設費	14,177,400
非対象額計（－）	3,267,932				
管理費区分２，７	0	（工場原価）			
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分９	23,400	（間接費非対象額）			
管理費区分Ｔ	3,244,532	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額 ）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	101,963,416	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	99,231,798		0		0
現場管理費対象純工事費 （調整工事入力で使用）					
率（補正前）	29.72 %		0 %		0 %
施工地域等補正	1.1				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	33.67 %	（32.69% × 週休1.03）	0 %		
計上額	34,331,000		0		0
			6,000,753 （工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）		
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	51,657,814	単独（追加工事）直接工事費	44,448,814	単独（追加工事）共通仮設費	7,209,000
非対象額計（－）	789,286				
管理費区分２，７	0	（工場原価）			
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分９	0	（間接費非対象額）			
管理費区分Ｔ	789,286	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額 ）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	50,868,528	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	49,535,064		0		0
現場管理費対象純工事費 （調整工事入力で使用）					
率（補正前）	30.8 %		0 %		0 %
施工地域等補正	1.1				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	34.9 %	（33.88% × 週休1.03）	0 %		
計上額	17,753,000		0		0
			（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）		
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	41,454,050	単独（追加工事）直接工事費	34,840,650	単独（追加工事）共通仮設費	6,613,400
非対象額計（－）	23,400				
管理費区分２，７	0	（工場原価）			
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分９	23,400	（間接費非対象額）			
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額 ）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	41,430,650	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	40,667,250		0		0
現場管理費対象純工事費 （調整工事入力で使用）					
率（補正前）	31.12 %		0 %		0 %
施工地域等補正	1.1				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	35.26 %	（34.23% × 週休1.03）	0 %		
計上額	14,608,000		0		0
				（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	13,374,484	単独（追加工事）直接工事費	11,764,484	単独（追加工事）共通仮設費	1,610,000
非対象額計（－）	2,737,066				
管理費区分２，７	0	（工場原価）			
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分９	0	（間接費非対象額）			
管理費区分Ｔ	2,737,066	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額 ）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	10,637,418	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	10,284,484		0		0
現場管理費対象純工事費 （調整工事入力で使用）					
率（補正前）	33.37 %		0 %		0 %
施工地域等補正	1.1				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	37.81 %	（36.71% × 週休1.03）	0 %		
計上額	4,022,000		0		0
				（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名	常陸河川国道事務所　工務第二課			工事番号	2025020030	第 0 回変更	
発注年月	令和08年02月	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	主工種	道路改良工事		

工事原価	139,562,348						
純工事費	105,231,348	現場管理費	34,331,000	工期延長等に伴う現場維持費	0		
非対象額計（－）	3,267,932						
管理費区分９	23,400	（支給品を除く間接費非対象額）					
管理費区分Ｔ	3,244,532	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額 ）					
一般管理費等対象工事原価							
単独（追加工事）	136,294,416	現工事	0	合算工事	0		
全処分費等を除く							
一般管理費等対象工事原価	133,562,798	現工事	0	合算工事	0		
（調整工事入力で使用）							
前払金支出割合による補正係数	1	現工事					
財団法人等による補正係数	1						
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	136,294,416						
契約保証に係る補正値	0.04 %						
一般管理費率							
単独（追加工事）	16.43 %	現工事	0 %	合算工事	0 %		
一般管理費	22,440,652						
業務委託料等	0						
調査基準価格	165,231,000						
調査基準価格の100/110	150,210,000	（ 90.87 %）					

業務委託料等＜データ無し＞

事務所名	常陸河川国道事務所　工務第二課				工事番号	2025020030	第　0　回変更
発注年月	令和08年02月	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官		主工種	道路改良工事	

工事数量総括表

工事名	Ｒ７国道６号東海拡幅石神外宿地区外改良（その２）工事　（ 当　　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
道路改良 【石名坂町地区】		式		1		
道路土工		式		1		
掘削工(ICT)		式		1		
掘削(ICT)	土砂 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 障害無し 5,000m3以上10,000m3未満	m3		5,700		
法面整形工(ICT)		式		1		
法面整形(切土部)(ICT)	ﾚｷ質土、砂及び砂質土、粘性土	m2		1,280		
残土処理工		式		1		
整地	残土受入れ地での処理	m3		5,700		
土砂等運搬	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3		5,700		
法面工		式		1		
植生工		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７国道６号東海拡幅石神外宿地区外改良（その２）工事　（ 当　　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
植生基材吹付	3cm 植生基材吹付工 100m2以上250m2未満	m2		1,280		
防護柵工		式		1		
防止柵工		式		1		
立入防止柵（木杭）	柵高1.1m	m		330		
構造物撤去工		式		1		
防護柵撤去工		式		1		
防護柵撤去(ｶﾞｰﾄﾞﾚｰﾙ)		m		40		
構造物取壊し工		式		1		
ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物取壊し	鉄筋構造物 機械施工	m3		35		
ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物取壊し	無筋構造物 機械施工	m3		600		
運搬処理工		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７国道６号東海拡幅石神外宿地区外改良（その２）工事　（ 当　　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
殻運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(鉄筋)	m3		35		
殻運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3		600		
殻処分	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(鉄筋)	m3		35		
殻処分	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3		600		
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員 (1)	A	式		1		
交通誘導警備員 (2)	B	式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７国道６号東海拡幅石神外宿地区外改良（その２）工事　（ 当　　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
技術管理費		式		1		
ｼｽﾃﾑ初期費(ICT)		式		1		
現場環境改善費（率計上）		式		1		
共通仮設費（率計上）		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７国道６号東海拡幅石神外宿地区外改良（その２）工事【石神外宿地区】 （ 当　　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
道路改良 【石神外宿地区】		式		1		
道路土工		式		1		
路体盛土工		式		1		
路体(築堤)盛土	2.5m以上4.0m未満	m3		930		
土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	m3		1,030		
積込(ﾙｰｽﾞ)	土砂 土量50,000m3未満	m3		1,000		
擁壁工		式		1		
自立式擁壁工		式		1		
自立式擁壁 (1)	H=1.0m	m		64		
自立式擁壁 (2)	H=1.5m	m		124		
自立式擁壁 (3)	H=2.0m	m		8		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７国道６号東海拡幅石神外宿地区外改良（その２）工事【石神外宿地区】	（当　初）				
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
裏込砕石	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ40～0	m3		50		
舗装工		式		1		
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工 乗入部　4m＞W		式		1		
上層路盤(車道・路肩部)	粒度調整砕石 M-40 仕上り厚 250mm	m2		28		
表層(車道・路肩部)	再生密粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50mm 3.0m超	m2		28		
伐採工		式		1		
伐採工		式		1		
伐採 (1)	伐採･集積 胸高幹周 15cm未満	本		14		
伐採 (2)	伐採･集積 胸高幹周 15cm以上25cm未満	本		12		
伐採 (3)	伐採･集積 胸高幹周 25cm以上40cm未満	本		8		
積込	10tｺﾝﾃﾅ 枝･幹	t		22		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７国道６号東海拡幅石神外宿地区外改良（その２）工事【石神外宿地区】	（当　初）				
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
運搬	枝･幹	t		22		
処分費	枝･幹	t		22		
構造物撤去工		式		1		
構造物取壊し工		式		1		
ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物取壊し	無筋構造物 機械施工	m3		50		
ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物取壊し	鉄筋構造物 機械施工	m3		50		
舗装版破砕	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 舗装版厚 10ｃｍ	m2		100		
運搬処理工		式		1		
殻運搬 (1)	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3		50		
殻運搬 (2)	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(鉄筋)	m3		50		
殻運搬 (3)	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3		10		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７国道６号東海拡幅石神外宿地区外改良（その２）工事【石神外宿地区】 （ 当　　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
殻処分 (1)	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3		50		
殻処分 (2)	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(鉄筋)	m3		50		
殻処分 (3)	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3		10		
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員 (1)	A	式		1		
交通誘導警備員 (2)	B	式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
運搬費		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７国道６号東海拡幅石神外宿地区外改良（その２）工事【石神外宿地区】	（ 当　　初 ）				
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
重建設機械分解組立輸送費		式		1		
技術管理費		式		1		
六価ｸﾛﾑ溶出試験費		式		1		
現場環境改善費（率計上）		式		1		
共通仮設費（率計上）		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７国道６号東海拡幅石神外宿地区外改良（その２）工事【舟石川地区】 （ 当　　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
道路改良 【舟石川地区】		式		1		
伐採工		式		1		
伐採工		式		1		
伐採 (1)	伐採･集積 胸高幹周 15cm未満	本		28		
伐採 (2)	伐採･集積 胸高幹周 15cm以上25cm未満	本		30		
伐採 (3)	伐採･集積 胸高幹周 25cm以上40cm未満	本		74		
伐採 (4)	伐採･集積 胸高幹周 40cm以上60cm未満	本		74		
伐採 (5)	伐採･集積 胸高幹周 60cm以上90cm未満	本		90		
伐採 (6)	伐採･集積 胸高幹周 90cm以上120cm未満	本		16		
伐採 (7)	伐採･集積 胸高幹周 120cm以上150cm未満	本		10		
伐採 (8)	伐採･集積 胸高幹周 150cm以上240cm未満	本		4		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７国道６号東海拡幅石神外宿地区外改良（その２）工事【舟石川地区】 （ 当　　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
積込	10tｺﾝﾃﾅ 枝･幹	t		206		
運搬	枝･幹	t		206		
処分費	枝･幹	t		206		
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員 (1)	A	式		1		
交通誘導警備員 (2)	B	式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
現場環境改善費（率計上）		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７国道６号東海拡幅石神外宿地区外改良（その２）工事【舟石川　　（ 当　　初 ） 地区】					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
共通仮設費（率計上）		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		

Ｒ７国道６号東海拡幅
石神外宿地区外改良（その２）工事

特　記　仕　様　書

令和８年２月

国土交通省関東地方整備局

常陸河川国道事務所

第１章　総則

第１条　適用

１．この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書(令和７年度版)（以下「共通仕様書」という。)でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。

２．この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。

３．この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。

URL　https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html

４．本工事における「条件明示」については、別紙－１「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第２条　主任(監理)技術者等（契約書第１０条）

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

第３条　主任技術者等の専任期間

１．契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

２．契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

３．工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

４．主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第４条　専任特例１号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

本工事は、建設業法第 26 条第３項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者の配置は認めない。

第５条　専任特例２号の場合の監理技術者の配置

１．本工事において、建設業法第２６条第３項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例２号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（１）～（８）の要件を全て満たさなければならない。

（１）建設業法第２６条第３項第二号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

（２）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第２７条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例２号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

（３）監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（４）同一の専任特例２号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に２件までとする。なお、専任特例１号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。

（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。）

（５）専任特例２号の場合の監理技術者が兼務できる工事は茨城県内の工事でなければならない。

（６）専任特例２号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

（７）専任特例２号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

（８）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

２．現場の安全管理体制について、平成 7 年 4 月 21 日付基発第 267 号の 2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とすること。」とされていることから、施工体制に留意すること。

３．本工事の監理技術者が専任特例２号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。

１）監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど）

２）監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））

３）専任特例２号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（ＣＯＲＩＮＳの写し）

４．本工事の監理技術者が専任特例２号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第１項（５）～（８）について施工計画書へ記載し、提出すること。

５．本工事において、専任特例２号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（ＣＯＲＩＮＳ）への登録・修正を適切に

行うこと。

第６条　コリンズ（CORINS）への登録

１．工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録」によるものとする。

２．受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為(一括下請負等)が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。

３．技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。(余裕期間を含まないことに留意するものとする。)

第７条　コリンズ（CORINS）への位置情報の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2024）に準拠する。

起点 茨城県那珂郡東海村石神外宿地先　緯度 36°28’38”　経度 140°33’17”

終点 茨城県那珂郡東海村石神外宿地先　緯度 36°28’53”　経度 140°33’35”

第８条　コリンズへの工事概要の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例）

本工事は、国道６号東海拡幅事業の石神外宿地区、舟石川地区及び国道６号大和田拡幅事業の石名坂町地区において改良工事を行うものである。

主な工種は、道路土工　１式、擁壁工　１式、伐採工　１式、構造物取壊工　１式、仮設工　１式を予定している。

第９条　コリンズへの設計業務名およびテクリス番号の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、設計業務名およびテクリス番号を登録すること。設計業務名およびテクリス番号については以下のとおりとする。

コリンズへ登録する業務名およびテクリス番号

業務名	テクリス番号
R6 常陸河川国道管内道路詳細修正設計（その２）業務	4059090561
H29 国道 6 号・国道 51 号道路詳細修正設計他業務	4030105549

第１０条　施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

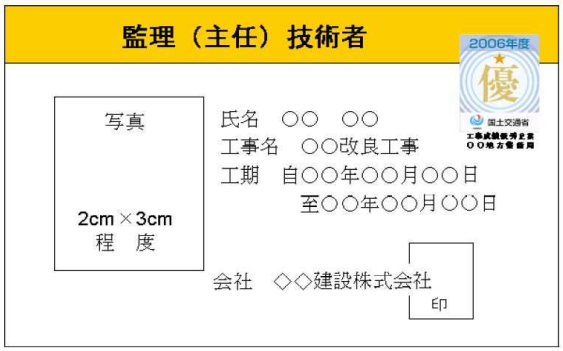

注意１）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意２）所属会社の写真とする。

第１１条　調査・試験に対する協力（低入札価格調査制度調査対象工事について）

１．契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。

２．予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は下記の調査に協力しなければならない。

１）受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事 においては共通費実態調査票）の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。

２）受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。

３）工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は常陸河川国道事務所のホームページにより公表する。

４）低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下のとおり。

資料名	内　訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料

比較表－１	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－２	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－３	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－４	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－５	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－６	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－７	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－８	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査（工事費）	元請、下請の工事費内訳

※別紙様式－０参照

第１２条　低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。

なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第１３条　不可視部分の出来形管理について

予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、不可視部分について、ビデオカメラを用いた出来形管理を行うこととし、撮影した映像については監督職員に提出するものとする。

なお、対象とする工種は別途監督員より指示する。

第１４条　不具合等発生時の措置

受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、又は公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

第１５条　工事書類の作成について

１．工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和７年３月）」に基づき実施するものとする。

２．工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和７年３月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。

３．「工事関係書類一覧表」（別紙様式－１５）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。

また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。

４．電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提

示、提出は行わないものとする。

第１６条　設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和７年３月」によるものとする。

第１７条　情報共有システムの活用

１．本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和７年３月版）に基づき実施すること。

２．受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。

・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.7）令和７年３月版 国土交通省（国土技術政策総合研究所）

３．監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーＩＤ数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。

４．受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。

①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨

②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨

③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨

５．受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第１８条　設計・施工技術連絡会議（三者会議）の設置

本工事は、「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」（ 以下、「三者会議」という。） の対象工事では無いが、受注者から「三者会議」の開催を要請した場合、明らかに会議開催の必要性が乏しいと判断される場合を除き、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「三者会議」を開催するものとする。

受注者は、「三者会議」の開催を要請する場合、監督職員と協議するものとする。

「三者会議」の運用にあたっては、「設計・施工技術連絡会議（「三者会議」） 運用方針」（http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html）によるものとする。

第１９条　設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針 」（http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html）によるものとする。

第２０条　工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第２１条　ワンデーレスポンスについて

１．この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

・「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。

２．受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

３．受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

４．ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和５年１２月）に基づき、取り組むものとする。

５．効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第２２条　契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

①本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。

②受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第２３条　設計変更等

設計変更等については、契約書第 18 条から第 25 条及び共通仕様書共通編 1-1-1-16 から 1-1-1-18 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和７年３月」によることとする。

第２４条　スライド条項

工事請負契約書第２６条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第２５条　公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（土木）

１．再生資材の活用

受注者は、下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

資材名	規格	備考
再生加熱ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物	As 量 5.5%密粒再生	表層
再生ｸﾗｯｼｬｰﾗﾝ	RC-40	使用箇所は、図面参照

なお、使用に際し「舗装再生便覧」等を遵守するものとする。

２．特定建設資材の分別解体等の再資源化等

①本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（(平成 12 年法律第 104　号 最終改正令和 4 年 6 月 17 日法律 68 号)。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「８解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件

明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難い場合は監督職員と協議するものとする。

１）分別解体等の方法

	工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ■有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 （　　）	その他の工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

２）再資源化等をする施設の名称及び所在地

（石名坂町地区）

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
ｺﾝｸﾘｰﾄ塊（有筋）、ｺﾝｸﾘｰﾄ塊（無筋）	環境保全事業(株) ｸﾞﾘｰﾝﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ	茨城県那珂郡東海村須和間部原 1194-10

（石神外宿地区）

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
ｺﾝｸﾘｰﾄ塊（有筋）、ｺﾝｸﾘｰﾄ塊（無筋）	環境保全事業(株) ｸﾞﾘｰﾝﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ	茨城県那珂郡東海村須和間部原 1194-10
ｱｽﾌｧﾙﾄ塊（掘削殻）	㈱オカベ 東海プラント工場	茨城県那珂郡東海村村松字平原 3129-44

上記２）については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。ただし、現

場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、監督職員と協議の上、契約変更の対象とすることができる。

３）受入時間

環境保全事業(株)ｸﾞﾘｰﾝﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ：８時００分～１７時００分

㈱オカベ 東海プラント工場　　：８時００分～１７時００分

②受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン(平成 14 年 5 月)」に定めた様式 1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式 2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

・再資源化等が完了した年月日

・再資源化等をした施設の名称及び所在地

・再資源化等に要した費用

３．その他

工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第２６条　建設リサイクル法第１１条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成１２年５月３１日法律第１０４号）第１１条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第１０条第１項に規定する工事着手をいう。）するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第２７条　コンクリート副産物から再生された資材について

１．コンクリート副産物から再生された資材を利用する場合には、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」によるものとする。

２．受注者は、コンクリート副産物から再生された資材の利用を希望する場合は、工事着手時にその適用の有無を監督職員と協議するものとする。

３．受注者は、工場が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備および管理し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

４．受注者は、再生骨材コンクリートの品質を確かめるための検査を JIS A 5022（再生骨材Ｍを用いたコンクリート）、JIS A 5023（再生骨材Ｌを用いたコンクリート）により実施しなければならない。また、再生骨材Ｍを用いたプレキャストコンクリート製品の検査については、JIS A 5365（プレストキャストコンクリート製品－検査方法通則）により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。

５．再生骨材コンクリートの配合については、「土木工事共通仕様書第１編３－３－３　配

合」に従うものとする。

第２８条　工事完成図等の作成について

本工事は、道路工事完成図等作成要領（第２版）（国土技術政策総合研究所資料、平成20年12月）に基づく電子納品の対象工事である。

http://www.nilim-cdrw.jp/dl_std.html

第２９条　施工管理

１．本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値(令和７年度版)によるものとする。なお、この管理基準により難い場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

２．本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和７年度版）によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

３．本工事の施工管理における適用工種毎の基準類は、ＩＣＴ活用工事実施要領(令和７年３月改定)の関連要領等一覧（ＵＲＬ「https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html」）によるものとする。

第３０条　デジタル工事写真の小黒板情報電子化について

デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

工事では、以下の１．から４．の全てを実施することとする。

１．対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和７年度版）（以下、写真管理基準）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア，（一社）施工管理ソフトウェア産業協会，〈https://www.jcomsia.org/kokuban〉.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

２．デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、同条１．の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

３．小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条２．に示す小黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

４．小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条２．に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会

<https://www.jcomsia.org/kokuban>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではないなお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第３１条　ＩＣＴ活用工事（土工）について

１．ＩＣＴ活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ＩＣＴ施工技術の全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事である。

２．定義

（１）i-Construction とは、ＩＣＴ施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みであり、その実現に向けてＩＣＴ施工技術を活用した工事（ＩＣＴ活用工事）を実施するものとする。

（２）ＩＣＴ活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ＩＣＴを全面的に活用する工事である。また、本工事では、施工プロセスの以下①～⑤の全ての段階でＩＣＴ施

工技術を活用することをＩＣＴ活用工事とする。

対象は、土工を含む工事とする。

①　３次元起工測量

②　３次元設計データ作成

③　ＩＣＴ建設機械による施工

④　３次元出来形管理等の施工管理

⑤　３次元データの納品

３．受注者は、特記仕様書に指定された土工以外の工種にＩＣＴ施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下４～８によりＩＣＴ施工技術の活用を行うことができる。

４．原則、本工事においては上記①～⑤の全ての段階でＩＣＴ施工技術を活用することとし、土工について施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び数量・対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、土工以外の工種に関するＩＣＴ施工技術の活用を提案・協議した場合は、土工と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

５．ＩＣＴ施工技術を用い、以下の施工を実施する。

①３次元起工測量

受注者は、３次元測量データを取得するため、以下１）～７）から選択（複数選択可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事または設計段階での３次元データが活用できる場合においては、監督職員と協議の上、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ＩＣＴ活用工事とする。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量

２）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量

３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

５）ＴＳ等光波方式を用いた起工測量

６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた起工測量

７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた起工測量

ただし、土工数量 1,000 ㎥未満における起工測量にあたっては、作業量・現場状況等を考慮して上記１）～７）以外の従来手法による起工測量を実施してもＩＣＴ活用工事とする。

②３次元設計データ作成

受注者は、５．①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、ＩＣＴ建設機械による施工、及び３次元出来形管理を行うための３次元設計データを作成する。

③ＩＣＴ建設機械による施工

５．②で作成した３次元設計データを用い、以下に示すＩＣＴ建設機械により、施工

を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和７年３月３１日 国土交通省告示第２４０号）付録１測量機器検定基準２－６の性能における検定基準を満たすこと。

１）３次元ＭＣまたは３次元ＭＧ建設機械※

※ＭＣとは「マシンコントロール」、ＭＧとは「マシンガイダンス」の略称である。

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する３次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する３次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・砂防・道路土工の敷均し、掘削、法面整形を実施する。

但し、現場条件により、③ＩＣＴ建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員と協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとし、その場合もＩＣＴ活用工事とするが、丁張設置等には積極的に３次元設計データ等を活用するものとする。

④３次元出来形管理等の施工管理

５．③による工事の施工管理において、以下のとおり、出来形管理及び品質管理を行うものとする。

（１）出来形管理

出来形管理にあたっては、標準的に出来形管理の計測範囲において、１m間隔以下（１点/㎡以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、３次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）とし、以下１）～４）から選択（複数選択可）して実施するものとする。

また、土工における出来形管理にあたっては、以下１）～４）を原則とするが、現場条件等により以下５）～８）の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理

２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

５）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理

６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理

７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理

８）施工履歴データを用いた出来形管理

また、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、監督職員との協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもＩＣＴ活用工事とする。

（２）品質管理

品質管理にあたっては、受注者は、河川・海岸・砂防・道路土工の品質管理（締固め度）について、「ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法又はＲＩ計法との併用による二重管理は実施しないものとする。

なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わるごと、また、路体と路床のように品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い、本施工で採用する締固め回数を設定すること。

土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、施工規定による管理そのものがなじまない場合は、監督職員と協議の上、ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた締固め回数管理を適用しなくてもよいものとする。

⑤３次元データの納品

５．①②④により作成した３次元データを工事完成図書として電子納品する。

なお、河川土工（掘削工、盛土工、法面整形工）において、３次元計測技術を用いて出来形管理（面管理）を実施した場合は、計測点群データの納品ファイル形式はＬＡＳのポイントファイルとする。

６．上記５．①～④の施工を実施するために使用するＩＣＴ機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、３次元設計データの作成に必要となる詳細設計において作成したＣＡＤデータを受注者に貸与する。また、ＩＣＴ施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

７．土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

８．本特記仕様書に疑義が生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第３２条　ＩＣＴ活用工事（擁壁工）について

１．ＩＣＴ活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ＩＣＴ施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事の対象工事である。

２．定義

（１）i-Construction とは、ＩＣＴ施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、施工者の希望により、その実現に向けてＩＣＴ施工技術を活用した工事（ＩＣＴ活用工事）を実施するものとする。

（２）ＩＣＴ活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ＩＣＴ施工技術を全面的に

活用する工事である。また、以下の①②④⑤の段階でＩＣＴ施工技術を活用することをＩＣＴ活用工事という。

対象は、擁壁工等を含む一般土木工事とする。

①　３次元起工測量

②　３次元設計データ作成

③　該当なし

④　３次元出来形管理等の施工管理

⑤　３次元データの納品

３．受注者は、ＩＣＴ施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下４～８によりＩＣＴ施工技術の活用を行うことができる。

４．原則、本工事においては上記①②④⑤の段階でＩＣＴ施工技術を活用することとする。擁壁工等についての施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び対象範囲・数量を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。

５．ＩＣＴ施工技術を用い、以下の施工を実施する。

①３次元起工測量

受注者は、３次元測量データを取得するため、以下１）～７）から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。

但し、擁壁工等の関連施工としてＩＣＴ土工等が行われる場合、監督職員との協議の上、その起工測量データを活用することができるものとし、ＩＣＴ活用工事とする。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量

２）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量

３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

５）ＴＳ等光波方式を用いた起工測量

６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた起工測量

７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた起工測量

②３次元設計データ作成

受注者は、５．①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、３次元出来形管理を行うための３次元設計データを作成する。

３次元設計データ作成はＩＣＴ土工等と併せて行うが、ＩＣＴ擁壁工の施工管理においては、３次元設計データ（TIN）形式での作成は必要としない。

なお、ＩＣＴ擁壁工の３次元設計データとは、３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）（擁壁工編）で定義する擁壁工設計データのことを言う。

③該当なし

④３次元出来形管理等の施工管理

（１）出来形管理

擁壁工の施工管理において、以下１）～７）の技術から選択（複数以上可）して、出来形管理を実施するものとする。

また、以下１）～４）の出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理

２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

５）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理

６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理

７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理

なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により上記１）～７）のＩＣＴ施工技術を用いた計測によっては精度確保が困難となる部分や計測が非効率となる場合、監督職員と協議の上、写真・画像データ等と併用するなど出来形管理を行っても良いものとする。

（２）出来形管理基準および規格値

出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。厚さ管理は本要領の対象外とする。出来形の算出は、上記（１）で定める計測技術を用い以下１）の出来形管理要領によるものとする。

１）３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）

（３）出来形管理帳票

現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の３次元計測結果が計測（管理）すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の３次元設計データあるいは平面図を提出することとする。

⑤３次元データの納品

５．①②④により作成した３次元データを工事完成図書として電子納品する。

６．上記５．①②④の施工を実施するために使用するＩＣＴ機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、３次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したＣＡＤデータを受注者に貸与する。また、ＩＣＴ施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

７．土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

８．本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第３３条　ＩＣＴ活用工事（作業土工（床掘工））について

１．ＩＣＴ活用工事

本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ＩＣＴ施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事の対象工事である。

２．定義

（１）i-Constructionとは、ＩＣＴ施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、受注者の希望により、その実現に向けてＩＣＴ施工技術を活用した工事（ＩＣＴ活用工事）を実施するものとする。

（２）ＩＣＴ活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ＩＣＴ施工技術を全面的に活用する工事である。また、本工事においては、次の①（選択）②③⑤の段階でＩＣＴ施工技術を活用することをＩＣＴ活用工事とする。

対象は、作業土工（床掘工）を含む工事とする。

① 起工測量（選択）

② ３次元設計データ作成

③ ＩＣＴ建設機械による施工

④ 該当なし

⑤ ３次元データの納品

３．受注者は、特記仕様書に指定された作業土工以外の工種に、ＩＣＴ施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下４～６によりＩＣＴ施工技術の活用を行うことができる。

４．ＩＣＴ施工技術を用い、土工について以下の施工を実施する。

①起工測量（選択）

受注者は、起工測量にあたって、従来手法による起工測量またはＩＣＴ施工技術を用いた起工測量を選択できるものとし、作業土工以外の工種で取得した３次元起工測量データがある場合は、積極的に活用するものとする。

ＩＣＴ施工技術を用いた起工測量としては、３次元測量データを取得するため、以下１）～７）から選択（複数選択可）して測量を行うことができるものとする。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量

２）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量

３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

５）ＴＳ等光波方式を用いた起工測量

６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた起工測量

７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた起工測量

②３次元設計データ作成

受注者は、４．①で得られたデータと発注者が貸与する発注図データを用いて、ＩＣＴ建設機械による施工を行うため、３次元設計データを作成する。

③ＩＣＴ建設機械による施工

４．②で作成した３次元設計データを用いて、作業に応じて以下に示すＩＣＴ建設機械を選択して施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和５年３月３１日 国土交通省告示第２５０号）付録１測量機器検定基準２－６の性能における検定基準を満たすこと。

１）３次元ＭＣまたは３次元ＭＧ建設機械※

※　ＭＣとは「マシンコントロール」、ＭＧとは「マシンガイダンス」の略称である。

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する３次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する３次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・道路土工の掘削等を実施する。

但し、現場条件により、③ＩＣＴ建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員との協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとするが、丁張設置等には積極的に３次元設計データ等を活用するものとする。

④３次元出来形管理等の施工管理

作業土工であるため、該当しない。

⑤３次元データの納品

４．②により作成した３次元設計データを工事完成図書として電子納品する。

ただし、１－３①において、３次元起工測量を実施した場合は、取得した３次元測量データも３次元データ納品の対象とする。

５．上記４．①（選択）②③の施工を実施するために使用するＩＣＴ機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、３次元設計データの作成に必要となる詳細設計において作成したＣＡＤデータを受注者に貸与する。また、ＩＣＴ施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

６．本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第３４条　ＩＣＴ活用工事における適用（用語の定義）について

１．図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、３次元モデルを復元可能なデータ（以下「３次元データ」という。）等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

第３５条　ＩＣＴ活用工事の費用について

（ＩＣＴ活用工事（土工））

１．ＩＣＴ施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき費用を計上しているが、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」及び「３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、当初は計上していない。

・ＩＣＴ活用工事（土工 1,000 ㎥以上）積算要領

・ＩＣＴ活用工事（土工 1,000 ㎥未満）積算要領

・ＩＣＴ活用工事（砂防土工）積算要領

・ＩＣＴ活用工事（河床等掘削）積算要領

実施した場合は、以下の（１）（２）により設計変更の対象とし、費用を計上する。

（１）３次元起工測量・３次元設計データの作成費用

３次元起工測量・３次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積の提出がない場合は、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

（２）３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、１m間隔以下（１点/㎡以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、３次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）を実施し、３次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については、受注者より提出された見積により費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積により算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積により算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積の提出がない場合は、３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

・共通仮設費率補正係数：1.2

・現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の１）～４）とし、それ以外の出来形

管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理

２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

（ＩＣＴ活用工事（擁壁工））

１．受注者が、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までにＩＣＴ活用の具体的な工事内容・数量及び対象範囲について明示し、発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ＩＣＴ施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき以下の（１）（２）により費用を計上することとする。

・ＩＣＴ活用工事（擁壁工）積算要領

（１）３次元起工測量・３次元設計データの作成費用

３次元起工測量・３次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積りの提出がない場合は、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

（２）３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、面的に座標を取得し、ソフトウェア上で面の法長・高さ等の出来形管理を実施し、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、３次元データ納品を行った場合、標記費用の対象とする。

費用の計上方法については、受注者より提出された見積により費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積により算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積により算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積の提出がない場合は、３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。ただし、擁壁工（ＩＣＴ）と同時に実施する土工（ＩＣＴ）等他工種において補正係数を乗じる場合は適用しない。

・共通仮設費率補正係数：1.2

・現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の１）～４）とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
なお、以下の５）～７）による出来形管理を実施した場合は、「３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、計上しない。
５）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理
６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理

２．施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

（ＩＣＴ活用工事（作業土工（床掘工）））

１．受注者が、契約後施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに、作業土工（床掘工）及び作業土工（床掘工）以外の工種に関するＩＣＴ活用の具体的な工事内容・数量及び対象範囲について明示し、監督職員へ協議を行い、協議が整った場合、ＩＣＴ施工技術の活用を実施する項目については、各段階を設計変更の対象とし、以下の積算要領より費用を計上することとする。

・ＩＣＴ活用工事（作業土工（床掘工））積算要領

ただし、監督職員の指示に基づき、３次元起工測量を実施するとともに３次元設計データの作成を行った場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積書を提出するものとする。

２．施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第３６条　ＩＣＴ活用工事の活用効果等に関する調査

ＩＣＴ活用工事を行った施工者は、活用目的等の把握のための「ＩＣＴ活用工事の活用効果等に関する調査」の対象であり、別途監督職員より指示される調査票に基づき実施するものとする。

施工者は、工事完了後直ちに調査票を監督職員へ提出・確認後、発注者が指示するメールアドレスまで調査票を電子メールにより提出すること。また調査票の聞き取り調査等を実施する場合はこれに協力するものとする。

調査費用については当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第３７条　現場環境改善（快適トイレの設置）

１．内 容

受注者は、現場に以下の（１）～（11）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（12）～（17）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

（１）洋式（洋風）便器

（２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）

（３）臭い逆流防止機能

（４）容易に開かない施錠機能

（５）照明設備

（６）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を５kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

（７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

（８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫

（９）サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）

（10）鏡と手洗器

（11）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

（12）室内寸法 900㎜×900㎜ 以上（面積ではない）

（13）擬音装置（機能を含む）

（14）着替え台

（15）臭気対策機能の多重化

（16）室内温度の調整が可能な設備

（17）小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

２．快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記１の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】（１）～（６）及び【付属品として備えるもの】（７）～（11）の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各１基ずつ２基／工事（施工箇所）※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、２基／工事（施工箇所）※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

※「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

３．快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費（率）を充当することができる。現場環境改善費（率）の充当を希望する場合は、上記

２．の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。

なお、現場環境改善費（率）を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

４．その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第３８条　BIM/CIM 適用工事について

本工事は、BIM/CIM 適用工事（受注者希望型）である。受注者が希望する場合、３次元モデルの活用を提案することができる。詳細については、受発注者で協議し実施する。

１．BIM/CIM 実施計画書の作成

受発注者において、BIM/CIM の実施内容や、納品方法等を協議し決定した結果を「BIM/CIM 実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM 実施（変更）計画書を作成する。

また、作成した BIM/CIM 実施計画書（変更含む）に基づき、本工事を実施する。

１）工事概要

２）整理すべき課題

３）BIM/CIM の実施内容（３次元モデルの活用内容、期待する効果等）

４）３次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された３次元モデルの仕様等）

５）３次元モデル作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類

６）３次元モデル閲覧、データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品ファイル形式

７）３次元モデルの作成・活用に要する費用

２．BIM/CIM 実施報告書の作成

BIM/CIM 実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM 実施報告書を作成する。以下の内容を BIM/CIM 実施計画書に追記して作成する。

１）後段階への引継事項（データかつ用事の留意点、更なる検討が必要な内容、２次元図面との整合等）

２）省人化の効果（前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果、３次元での検討により省人化した効果等）

３．成果物の納品

以下の内容を納品する。様式については別添資料を参照すること。

１）BIM/CIM 実施計画書・見積書（変更含む）

２）BIM/CIM 実施報告書（３次元モデル作成引継書シート、３次元モデル照査時チェックシートを含む）

３）作成した３次元モデル（オリジナルデータ、標準的なデータ形式（J-LandXML 形式、IFC 形式）、統合モデル、動画等）

４．貸与資料

本工事に関連する以下の業務等において作成した３次元モデルのデータを貸与することができる。

・Ｒ４国道６号東海拡幅道路詳細修正設計業務

５．その他

最新の情報はBIM/CIMポータルサイト（https://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/bimcimindex.html）で提供されているので、適宜参照すること。

第３９条　ＤＸデータセンターの使用

本工事はDX データセンターを使用することで、VDI による専用ソフトの利用及び受発注者間のデータ共有の円滑化を図る工事である。

３次元モデルを活用するにあたり、受注者が希望する場合、国土技術政策総合研究所が運用するDX データセンターにインストールされている専用ソフトウェアを使用することができる。

ＤＸデータセンター内の有償ソフトウェアを使用する場合は、受注者が有償ソフトウェアの使用契約手続きを行うものとする。

なお、ＤＸデータセンターの詳細については、ＤＸデータセンターの参考資料（https://dxportal.nilim.go.jp/exonym/reference）及びポータルサイト（https://dxportal.nilim.go.jp/exonym）を参照すること。

第４０条　工事中の安全確保

１．工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和７年度における重点的安全対策項目は以下の７項目である。

Ⅰ．架空線等上空施設の損傷事故防止

Ⅱ．建設機械等の稼働に関連した人身事故防止

Ⅲ．資機材等の下敷きによる人身事故防止

Ⅳ．足場・法面等からの墜落事故防止

Ⅴ．地下埋設物の損傷事故防止

Ⅵ．第三者の負傷・第三者車両等に対する損害

Ⅶ．事故防止

２．受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

①労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育

②労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育

③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

３．工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要 及び 工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準（令和元年5

月)」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。

4．工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

5．工事期間中は、夜間における安全確保のため保安要員を巡回させ、道路灯、バリケード等保安施設の保安点検を行うものとする。

6．工事期間中に配置する交通誘導警備員は、以下のとおり計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

（石名坂町地区）

工　種	作業区分	交通整理員	備　考
全ての作業	昼間作業	250 人（うち有資格誘導員 100 人）	交代要員含まない
合　計	昼間作業	250 人（うち有資格誘導員 100 人）	

（石神外宿地区）

工　種	作業区分	交通整理員	備　考
全ての作業	昼間作業	150 人（うち有資格誘導員 50 人）	交代要員含まない
合　計	昼間作業	150 人（うち有資格誘導員 50 人）	

（舟石川地区）

工　種	作業区分	交通整理員	備　考
全ての作業	昼間作業	150 人（うち有資格誘導員 50 人）	交代要員含まない
合　計	昼間作業	150 人（うち有資格誘導員 50 人）	

7．UAV 等を使用する際の安全面への配慮について

受注者は、起工測量等において UAV 等を使用する場合、安全面への配慮として下記 URL に基づいて UAV 等を使用すること。

URL https://www.gsi.go.jp/KOUKYOU/sokuryosidou41042.html

第４１条　熱中症対策に資する現場管理費の補正

1．　本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

2．　真夏日の考え方は下記のとおりである。

（１）真夏日の定義

日最高気温が 30℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合とする。

（２）試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

①環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高 25℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が 25℃以上となる日を真夏日とみなす。

②気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が 30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が 30℃以上の日を真夏日とする。

③夜間工事については、作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が 30℃以上、又は暑さ指数（WBGT）が 25℃以上の場合を真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

（３）工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

（４）基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

（５）真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

・真夏日率 ＝ 基準日から工期末までの真夏日 ÷ 工期

（６）現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

・補正値（%） ＝ 真夏日率 × 補正係数※

※ 真夏日補正係数：１．２

第４２条　安全管理推進技術査等認定について

１．概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する

２．認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。

・直轄工事にて、認定技術者として過去５回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

３．認定技術者の認証

・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。

・紛失等による認定書の再発行は行わない。

・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

４．認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

５．不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第４３条　交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第 23 条に規定する都・県公安委員会の行う 1 級又は 2 級検定に合格した者）1 名以上を充て、他は経験 1 年以上の者を配置すること。

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第４４条　路上工事の縮減等

受注者は、路上工事による交通への影響の緩和を図るため、施工方法・規制時間帯・施工日数の短縮等の検討を行い、監督職員に提出するとともに工事完了時に実施結果を提出するものとし、路上工事の縮減等に努めるものとする。

第４５条　交通規制日数の報告

現道上での(改築・維持修繕)工事等により交通規制を実施した場合には、月毎に実交通規制日数を監督職員へ提出するものとする。

第４６条　環境対策(特定調達品目の調達実績の調査について)

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目(以下、「特定調達品目」という)の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第４７条　環境対策(建設機械の使用)

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(昭和 62 年 3 月 30 日建設省経機第 58 号)に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第４８条　舗装版切断時に発生する濁水の適正な処理

舗装版切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものする。回収された排水については、地方公共団体の取扱規則等に基づき適正に処理しなければならない。

なお、舗装版切断時に発生する濁水の運搬・処理費用については当初見込んでいないが、建設資材廃棄物に該当するため、適正な処理方法について選定し監督職員と協議すること。

なお、濁水の運搬・処理費用等、必要と認められる経費についても契約変更の対象とする。

「適正に処理」するとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。

第４９条　交通安全管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

１．積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
２．さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
３．過積載車輌、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
４．取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

５．建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

６．以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第５０条　特殊車両通行許可関係図書の確認及び提出

共通仕様書１－１－１－３６交通安全管理第１４項における道路法第４７条の２に基づく通行許可の確認は、下記について実施するものとする。また監督職員からの求めがあった場合には確認結果等を提示しなければならない。

①当該車両に関する特殊車両通行許可証

②現場到着地点及び現場出発時における荷姿（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真を撮影しておくこと）

③車両通行記録計（タコグラフ）（夜間走行条件の場合のみ）

なお、当該車両の特殊車両通行許可証については、当該経路に関する部分の写しを、共通仕様書１－１－１－３９官公庁等への手続等第３項に基づき、監督職員へ提示するものとする。

第５１条　通行許可等

１．受注者は、建設機械、資材の運搬にあたり、道路法第４７条第１項、車両制限令第３条における一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、許可証等の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、施工計画書に記載しなければならない。

２．受注者は、運搬計画どおりに運行していることを確認しなければならない。また、確認を行った資料については、整理保管するとともに、監督職員または検査職員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。

第５２条　工事現場の現場環境改善

１．現場環境改善として実施する内容は、下記のとおりとするが、現場条件等により実施が困難になった場合には、監督職員と協議するものとする。

⑴仮設備関係 環境負荷の低減を実施するものとする。

⑵営繕関係 現場休憩所の快適化を実施するものとする。

⑶安全関係 盗難防止対策(警報器等)を実施するものとする。

⑷地域連携 工事工程表の提示、社会貢献を実施するものとする。

２．現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。

３．主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費（率）の 50%を上限として設計変更の対象とする。

第５３条　工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定することができる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別紙様式−１６により、工事の始期を通知すること。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工 期：工事の始期から２７２日間

（但し、令和８年４月１日（工事着手期限）までに工事を開始すること）

※　契約締結後において、工事の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

なお、低入札価格調査等により、上記の工事着手期限以降に契約締結となった場合には、余裕期間を設定することはできず、工事着手期限から２７２日間で工事を完了させること。

工期には、施工に必要な日数（実働日数）に加えて以下の日数を見込んでいる。

①準備期間	４０日間
②後片付け期間	２０日間
③雨休率（猛暑日補正有り） （実働工期日数に休日と天候等による作業不可能日※を見込むための係数）	０．７６

※雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日は以下の通りである。（当該工事の作業不能日ではない。）

１日の降雨・降雪量が１０㎜/日以上の日：２８日間

過去５か年（2020 年～2024 年）の気象庁（水戸観測所）及び環境省（水戸地点）のデータより年間の平均発生日数を算出（雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日）

第５４条　工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

①受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合

②著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合

③工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合

④資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合

⑤その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第５５条　工事工程表の開示試行工事

１．本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。

２．工事契約後、設計審査会等において、「前条　工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。

３．設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙-5）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。

４．本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第５６条　週休２日制適用工事

１．本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休２日（土日）を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休２日制適用工事（完全週休２日）（受注者希望方式）」の試行工事である。

受注者は、工事契約後、完全週休２日（土日）の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休２日に取組むものとする。

２．週休２日の考え方は下記のとおりである。

１）週休２日

①完全週休２日（土日）

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定することによって、土日に現場閉所を行ったとみなす。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

②月単位の週休２日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（８日/28 日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、１年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替えた場合には、振替後の日を予定どおり閉所し

た場合に振替前の日を現場閉所を行ったものとみなす。対象期間において、４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

２）対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

また、工事着手後、受注者の責によらず週休２日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休２日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

３）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

３．現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。

①施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合

②週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合

③官公庁の休日の場合

完全週休２日（土日）の実施にあたり、受注者の責に寄らず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設定すること。なお、夜間工事の場合は作業に着手した日を作業日とみなす。

また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、１年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替える場合には、振替前後の日にちが把握出来るよう施工計画書に記載しておくこと。

４．監督職員は、受注者の月毎の現場閉所率の状況を適宜確認するものとし、受注者側の週休２日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休２日が確保できるよう改善に取り組むものとする。

５．工事完了後、週休２日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。

６．アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

７．明らかに受注者側に月単位の週休２日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。

８．週休２日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休２日（土日）を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休２日（土日）が未達成の場合は、月単位の週休２日の補正係数に変更する。月単位の週休２日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

完全週休２日（土日）の取組を希望しない場合は、月単位の週休２日の補正係数に変更

する。また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休２日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

第５７条　悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

１．受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近５カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、日立観測所（気象庁のデータ）における１日の降雨・降雪量雨が 10㎜ 以上/日の日を想定している。

２．アンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第５８条　施工時期及び施工時間の変更（作業区分）

本工事の作業区分は、下記によるものとする。

作業区分	施工区分	作業時間
昼間作業	すべての工事	8：00 ～ 17：00

ただし、上記区分に変更を要する場合は、監督職員と協議するものとする。

第５９条　概略数量

本工事は、概略数量を示したものであり詳細については、監督職員の指示によるものとする。

第６０条　新技術の活用「新技術の定義」

１．本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

２．新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

①技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術

②公共工事等において実用段階に達している技術

③当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術

④実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

３．対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

1)新技術情報提供システム（NETIS）登録技術 URL　http://www.netis.mlit.go.jp

2)NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術

3)新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術

4)新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。

なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第６１条　新技術の活用（施工者選定型）

１．本工事は、施工者が原則１技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。

２．本工事において、前条　新技術の活用「新技術の定義」３．対象とする新技術に示す1)～4)の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術が NETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。

３．受注者は、選定した新技術が前条　新技術の活用「新技術の定義」３．対象とする新技術に示す 1)～4)のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。

４．当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない。

５．受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたり NETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用は NETIS 申請者が負担する。

６．試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。

７．受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－ＶＥ」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。

８．受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第６２条　建設現場の遠隔臨場の実施

１．建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議シス

テム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL　https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf

２．遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

３．実施内容

（１）段階確認・材料確認、立会での確認

①受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。

②確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

（２）動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

（３）機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP)」、「Web 会議システム（teams、zoom 等)」等、何れのシステムを利用してよい。

（４）遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

（５）フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式-１９を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

（６）費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

（７）不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準　令和 5 年 3 月 3 日（国不建第 578 号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第６３条　建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

１．建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）と Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

２．遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例　○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事実施状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実地	書類	実地	書類	実地
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

３．遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検

査項目の適応性」を踏まえ判断する。

４．実施内容

（１）技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

（２）機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

（３）遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

（４）効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（５）費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

（６）不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和 3 年 9 月 30 日（国不建第 273 号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第６４条　契約後ＶＥ方式

１．定義について

「ＶＥ提案」とは、契約書第 19 条の２の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

２．ＶＥ提案の意義及び範囲について

（１）受注者がＶＥ提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。

（２）以下の提案は、ＶＥ提案の範囲に含まないものとする。

１）施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。

２）契約書第１８条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。

３）提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

３．ＶＥ提案書の提出について

（１）受注者は、前項のＶＥ提案を行う場合は、次に掲げる事項をＶＥ提案書（別紙様式－１～４）に記載し、発注者に提出しなければならない。

１）設計図書に定める内容とＶＥ提案の内容の対比及び提案理由

２）ＶＥ提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

３）ＶＥ提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

４）発注者が別途発注する関連工事との関係

５）工業所有権等の排他的権利を含むＶＥ提案である場合、その取扱いに関する事項

６）その他ＶＥ提案が採用された場合に留意すべき事項

（２）発注者は、提出されたＶＥ提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

（３）受注者は、前項のＶＥ提案を契約の締結日より、当該ＶＥ提案に係る部分の施工に着手する３５日前までに、発注者に提出できるものとする。

（４）ＶＥ提案の提出費用は、受注者の負担とする。

４．ＶＥ提案の審査について

提出されたＶＥ提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、ＶＥ提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

５．ＶＥ提案の採否について

ＶＥ提案の採否について、原則として、ＶＥ提案の受領後 14 日以内に書面（別紙様式－５）により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、ＶＥ提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

６．ＶＥ提案を採用した場合の設計変更等について

（１）ＶＥ提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。

（２）前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。

（３）前項の変更を行う場合においては、ＶＥ提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の１０分の５に相当する金額（以下「ＶＥ管理費」という。）を削減しないものとする。

（４）ＶＥ提案を採用した後、契約書第 18 条の条件変更が生じた場合、発注者がＶＥ提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、ＶＥ管理費については、原則として変更しないものとする。

７．ＶＥ提案の保護について

評定の結果、当該ＶＥ提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

８．責任の所在について

発注者がＶＥ提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、ＶＥ提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第６５条　生産性向上チャレンジ工事

１．試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

２．試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第６０条 新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

３．工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

４．本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第６６条　六価クロム溶出試験

本工事は、「六価クロム溶出試験」の対象工事であり、下記に示す工種について、六価クロム溶出試験を実施し、試験結果(計量証明書)を提出するものとする。

なお、試験方法は、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領によるものとする。また土質条件、施工条件等により試験方法に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

六価クロム溶出試験対象工種名および検体数

（石神外宿地区）

擁壁工：配合設計段階３検体

第６７条　出来高部分払方式

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」[国土交通省 HP　https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html　参照] に基づき行うものとする。

第６８条　施工箇所が点在する工事

本工事は、施工箇所が点在する工事であり、石名坂町地区（日立市石名坂町地先)、石

神外宿地区（東海村石神外宿地先）、舟石川地区（東海村舟石川地先）で施工を行う工事である。

第６９条　直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）

１．本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。

２．受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。

３．発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。

４．発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第７０条　南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】発表時の対応

１．本工事の施工場所は、南海トラフ地震防災対策推進地域が含まれる工事である。

２．受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】の発表時における、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業に対する措置の内容及び津波避難を含む作業員等の安全確保の方法について施工計画書に記載するものとする。なお、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における工事にあっては、津波避難に関して施工計画書に記載するものとする。

３．受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、工事請負契約書第 20 条等の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があったものとして、警戒する措置が解除されるまでの間（１週間）は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、土木工事安全施工技術指針に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。

４．受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震注意】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、改めて後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、土木工事安

全施工技術指針に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。

５．受注者は、南海トラフ地震臨時情報を受けて措置を行った場合においては、実施した内容について監督職員に報告するものとする。

６．なお、南海トラフ地震臨時情報の発表があった場合は、後発地震及び津波の発生に備えるため必要に応じて、受注者は施工計画書の記載にかかわらず、工事の一時中止について監督職員と協議できるものとする。

第７１条　低炭素型コンクリート試行工事（プレキャスト）

本工事は、建設関連業界等のカーボンニュートラルに向けた取組を促進するとともに、調達上の課題等を検証するため、セメント置換率の高いコンクリートなどのコンクリート製造時の CO2 排出量（コンクリートの材料の CO2 排出を含む）を削減した「プレキャスト製品による低炭素型コンクリート」の試行工事である。

①低炭素型コンクリート製品の規定・確認

低炭素型コンクリートはポルトランドセメントの置換率が５５％以上のもの又はこれと同等以上の CO2 排出削減効果のあるものとする。受注者は、低炭素型コンクリート製品の購入前に、以下が確認出来る資料を監督職員に提出し、施工数量について監督職員と協議するものとする。

・低炭素型コンクリート製品の出荷を予定している工場の所在

・低炭素型コンクリート製品の出荷を予定している工場と施工現場までの運搬距離

・低炭素型コンクリート製品の見積書

・低炭素型コンクリート製品による CO2 排出削減効果（算出可能な場合に限る）

低炭素型コンクリート製品の配合品質証明書等を監督職員に提出し、監督職員は置換率が５５％以上であること又は同等以上の CO2 排出削減効果があることを確認するものとする。なお、費用対効果等を考慮し、低炭素型コンクリートを使用しない場合がある。

②試行工事の実施に要する費用

当該試行工事の実施に要する低炭素型コンクリート製品の費用は見積によるものとし、設計変更の対象とする。

③試行結果の検証への協力

試行にあたり受注者は実施状況や結果検証のための調査に協力するものとする。

第２章　土工

第７２条　建設発生土の利用

道路土工に使用する土砂（自立式擁壁背面盛土）については、下記の条件の建設発生土を利用するものとする。

工事発注後に明らかになったやむをえない事情により、下記の条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

１．ストックヤード箇所・距離

国道６号（東茨城郡茨城町長岡 3524-69）（運搬距離Ｌ＝３１．５ｋｍ以下）

２．ストックヤードからの建設発生土の土質条件等（改良の必要性の有無）に関しては、監督職員と協議するものとする。

第７３条　建設発生土の受け入れ地

１．石名坂町地区の発生土の受け入れ場所は、日立ＢＰ事業地とする。(運搬距離 17.5km 以下)

２．搬出調書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

３．受け入れ地での処理方法は、整地を見込んでいる。

４．工事発注後に明らかになったやむをえない事情により、上記の指定により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第７４条　掘削工

（石神外宿地区）

構造物の床堀により、発生した土砂は、埋戻しに利用し、残土は自立擁壁背面の路体盛土に流用するものとする。

第３章　無筋・鉄筋コンクリート

第７５条　レディーミクストコンクリート

１．コンクリートはレディーミクストコンクリートを原則とし、下記の仕様によるものとする。

用　途	粗骨材の最大寸法	ｽﾗﾝﾌﾟ	水ｾﾒﾝﾄ比	呼び強度	ｾﾒﾝﾄの種類	備考
自立式擁壁	25mm	８cm	―	18N/mm2	高炉ｾﾒﾝﾄ Ｂ種	

ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

２．コンクリートの耐久性向上の対策は「コンクリートの耐久性向上」仕様書（土木編）（平成１４年８月一部改正）により行うものとする。

第７６条　配合

水セメント比については、示方配合表により監督職員の確認を得なければならない。

なお、水セメント比を減じることにより施工性が著しく低下する場合は、必要に応じて、高性能減水剤の使用等を検討しなければならない。また、下記構造物については適用除外とする。

・仮設構造物（建設後数年の内に撤去するもの。）

・最大高さ１ｍ未満の擁壁・水路・側溝及び街渠等の構造物。

・管（函）渠等（φ600 未満、600mm×600mm 未満）の構造物。

・道路照明、標識、防護柵等の構造物。
・耐久性を期待しない構造物。
・河川における護岸構造物（特殊堤及び船着場等は除く。）

第７７条　モルタル

モルタルに使用するセメントの種類は、普通ポルトランドセメントでセメント量は、５３０kg/m3 以上（又は、１：３）とする。

第４章　個人情報の取り扱いについて

第７８条　基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第 66 条第２項第１号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第７９条　秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第８０条　取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

第８１条　利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第８２条　複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第８３条　再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委

託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第 66 条第２項第４号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

第８４条　事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第８５条　資料等の返却等

１．受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙－２）を発注者に提出しなければならない。

２．前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

第８６条　管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することがで　きる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況につ　いて報告を求め、又は検査することができる。

第８７条　管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

第８８条　従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第５章　土木工事材料

第８９条　セメント

１．自立式擁壁工のセメント量については下表のとおりとする。

セメント等種別	使用量区分
高炉セメントＢ種　バラ	1,000ｔ未満

第６章　土木工事共通工事

第９０条　現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を関東建設マネジメント株式会社に委託している。

第９１条　施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を関東建設マネジメント株式会社に委託している。

また、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ＡＳＰ）のユーザーに登録するものとする。(「閲覧のみ可能」で登録)

第９２条　施工体制の点検

１．受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成 12 年法律第 127 号　最終改正令和 6 年 12 月 13 日)第 15 条 3 により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

２．施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。

３．施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員)、氏名、顔写真の入った名札を着用している。

４．当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。

５．施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。

６．施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により「閲覧」し、点検する。

７．施工体制調査員は、第１回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているＷＥＢ会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。

ただし、立会や打合せ等においてＷＥＢ会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第９３条　品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式－１２によるものとする。

第９４条　工事完成図書の納品

１．本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領(令和５年３月)：(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】(令和６年３月)」を参考とするものとする。

２．本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

３．成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第９５条　技術検査

１．本工事は、中間技術検査対象工事とし、実施回数は２回以上を原則とする。なお、工事成績優秀企業の適用工事にあたっては、減免することが出来るものとする。但し、低入札価格調査制度対象工事となった工事及び監督強化価格対象工事については、減免の適用の対象外とする。

２．中間技術検査の実施時期は、完成、既済部分(完済を含む)の検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点で行うことを原則とする。実施時期は、監督職員が選定するものとし、監督職員は、受注者に対して書面をもって検査日及び検査職員名を通知するものとする。

３．中間技術検査は、上記を標準として実施することとするが、中間技術検査の主旨を踏まえ、現場条件、工事規模、内容、工期等を考慮して、実施時期、実施回数を変更することが出来る。

第９６条　書類限定検査

１．本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象で

ある。

２．書類限定検査とは、検査時に下記の１０書類に限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳(下請引取検査書類を含む)	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外

・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

３．実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第９７条　ウイルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第７章　一般施工

第９８条　工事用道路

１．運搬路に使用した既設道路の舗装等に破損が生じた場合は、速やかに監督職員と協議し、補修しなければならない。なお、補修は設計変更の対象とする。

第９９条　発生物の処分及び現場管理

１．作業で発生した雑草、枝葉枯れ葉等は、速やかに搬出処分するとともに、作業終了後は清掃及び後片づけを行うこと。

２．剪定及び除草等で発生した植物廃材の処分については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の諸法令を遵守し、適切に搬出処理しなければならない。

処分場及び運搬距離については、下記のとおりとする。

植物廃材の種類	受入場所	所在地	運搬距離	適用
街路樹選定枝	環境保全事業(株)ｸﾞﾘｰﾝﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ	茨城県那珂郡東海村須和間部原 1194-10	L=5.5km 以下	
幹	環境保全事業(株)ｸﾞﾘｰﾝﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ	茨城県那珂郡東海村須和間部原 1194-10	L=5.5km 以下	

※上記の処理施設については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではな

い。受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

３．搬出に先立ち、受入条件について処理施設に確認し、監督職員に報告しなければならない。

４．搬出に際しては、搬出調書を作成し、監督職員に報告しなければならない。

５．工事発注後に明らかになったやむを得ない状況により、上記の指定により難い場合は監督職員と協議するものとする。

第８章　その他

第１００条　震災対策

１．地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。

２．地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

３．工事箇所において震度４以上の地震が発生した場合は、土・日曜日、祭日及び天候等による休工日に係わらず、ただちに現場及び工事関連施設の状況確認を行い、概ね１時間以内に異常の有無を監督職員に報告するものとする。

第１０１条　「問合せ番号」及び「路上規制情報システム」

受注者は、「路上規制情報提供システム」への入力を行うものとし、別途監督職員が通知する「問合せ番号」を工事情報看板及び工事説明看板に掲示するものとする。

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第１０２条　工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。（別紙様式－２０）

別紙－１

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	■ 余裕期間を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 ■ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第 53 条 第 53 条
公害関係	■ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。	第 47 条
安全対策関係	■ 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。	第 40 条 第 43 条
工事用道路関係	一般道路を搬入路として使用する場合 ■ 搬入路の使用中及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。	第 98 条
建設副産物関係	■ 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。 ■ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。	第 73 条 第 25 条

概略工事工程表

別紙－５

工事名 ： R7国道6号東海拡幅石神外宿地区外改良（その2）工事

工　種	単位	数　量	令和8年 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和9年 1月	2月	3月	備考
準備	式	1														・40日間
（石名坂町地区）																
道路土工	式	1														1pt
法面工	式	1														1pt
防護柵工	式	1														1pt
構造物撤去工	式	1														1pt
（石神外宿地区）																
道路土工	式	1														1pt
擁壁工	式	1														1pt
舗装工	式	1														1pt
伐採工	式	1														1pt
構造物撤去工	式	1														1pt
（舟石川地区）																
伐採工	式	1														1pt
後片付け	式	1														・20日間
条件制約　年末年始、お盆	―															・8月中旬 ・12月下旬～1月上旬
雨休率の適用	準備・後片付けを除く、雨休率（猛暑日補正有り）を適用															

※余裕期間（任意で設定可能）

別紙様式－２０

〇〇〇〇工事説明書

工事名	〇〇〇〇工事
発注者名	国土交通省　関東地方整備局　常陸河川国道事務所
受注者名	株式会社　△△建設
工　　期	令和〇年〇月〇日～ 令和〇年〇月〇日
事業名	〇〇整備事業

事業の概要及び整備効果
当該事業は、・・・を目的に、・・・・・

工事内容
当該工事は、上記〇〇整備事業（延長〇〇ｋｍ）の内、〇〇ｋｍを整備する工事であり、主な工事内容としては、・・・・・ なお、〇〇工の施工においては、〇時～〇時まで片側１車線規制により・・・

連絡先	
発　注　者	受　注　者
関東地方整備局　常陸河川国道事務所 工務第二課 ＴＥＬ：０２９－２４０－４０６６	株式会社　△△建設 〇〇現場事務所 ＴＥＬ：〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

位置図

S=1:50,000

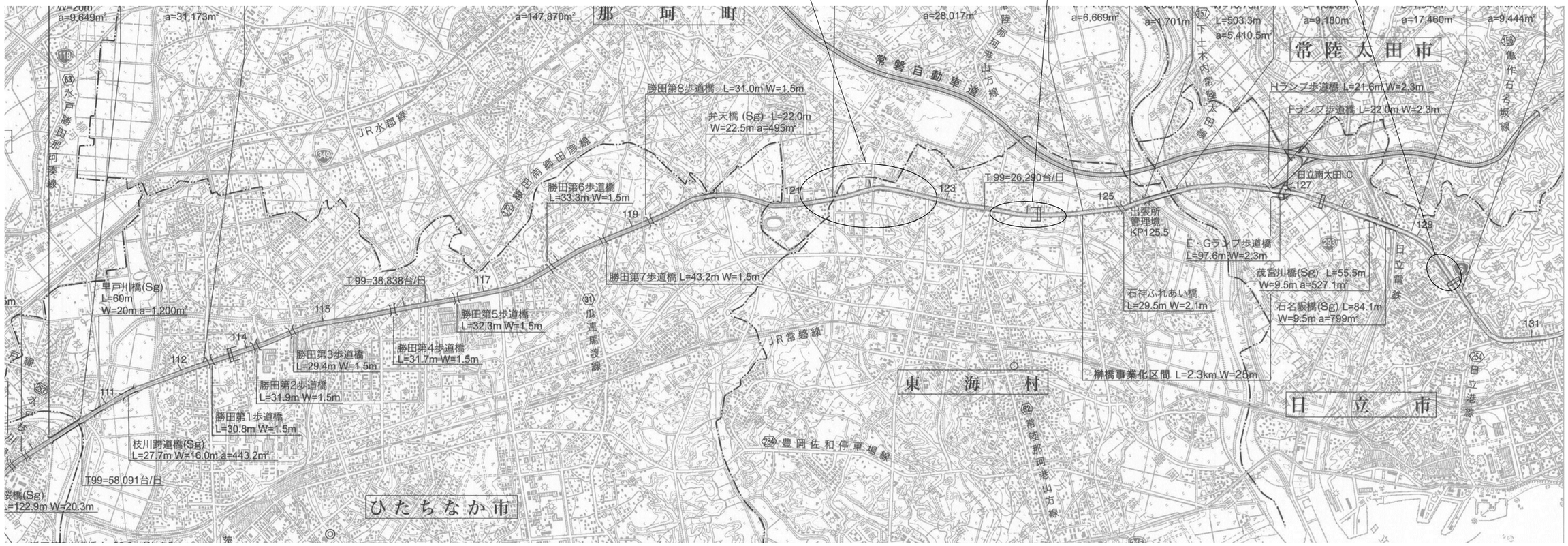

S=1:50,000

1,000m 500m 0m 1,000m 2,000m 3,000m 4,000m

工事名	R７国道６号東海拡幅石神外宿地区外改良（その２）工事		
図面名	位置図		
縮尺	1:50,000	図面番号	28 の 1
年月日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	日本工営株式会社 株式会社綜合技術コンサルタント		
所長	副所長	課長	係長
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

石名坂町地区平面図

S=1:1000

工事起点
No.85

工事終点
No.110+5.0

道路土工
掘削工(ICT)
掘削工(ICT) 5,700m3
法面整形工(ICT)
法面整形工(ICT)(切土部) 1,280m2
残土処理工
整地 5,700m3
土砂等運搬 5,700m3

法面工
植生工
植生基材吹付 1,280m2

防護柵工
防止柵工
立入防止柵（木杭）330m

構造物撤去工
防護柵撤去工
防護柵撤去（ｶﾞｰﾄﾞﾚｰﾙ）40m
構造物取壊し工
コンクリート構造物取壊し(有筋) 35m3
コンクリート構造物取壊し(無筋) 600m3
運搬処理工
殻運搬(有筋) 35m3　殻運搬(無筋) 600m3
殻処分(有筋) 35m3　殻処分(無筋) 600m3

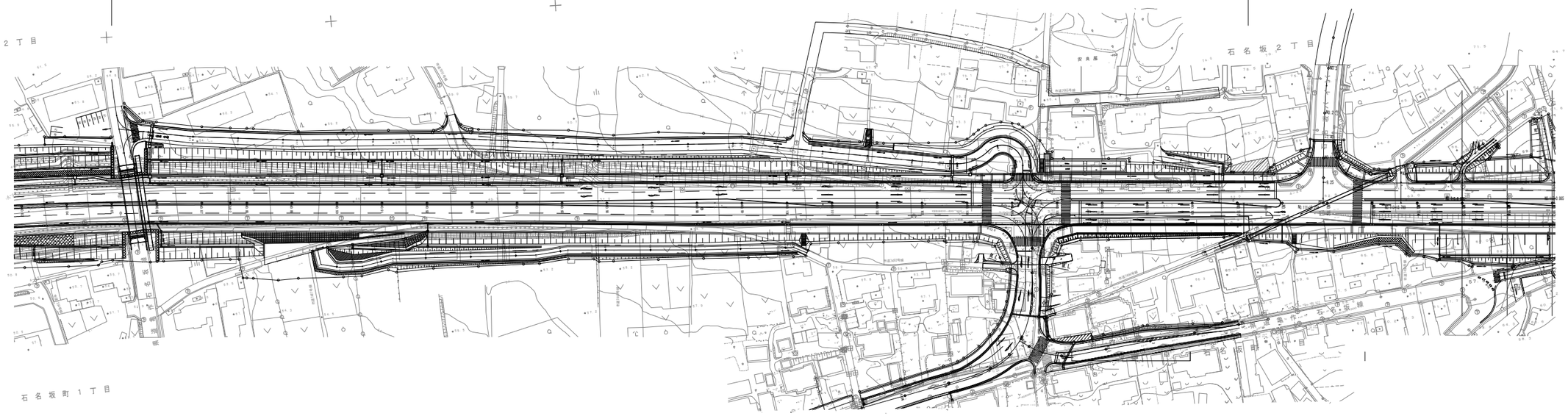

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

石名坂町地区

工 事 名	R７国道６号東海拡幅石神外宿地区外改良(その２)工事		
図 面 名	石名坂町地区平面図		
縮　　尺	1:1000	図面番号	28 の 2
年 月 日	令和 8 年 2 月　日		
設計会社名	日本工営株式会社		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

石名坂町地区標準横断図　S=1:100

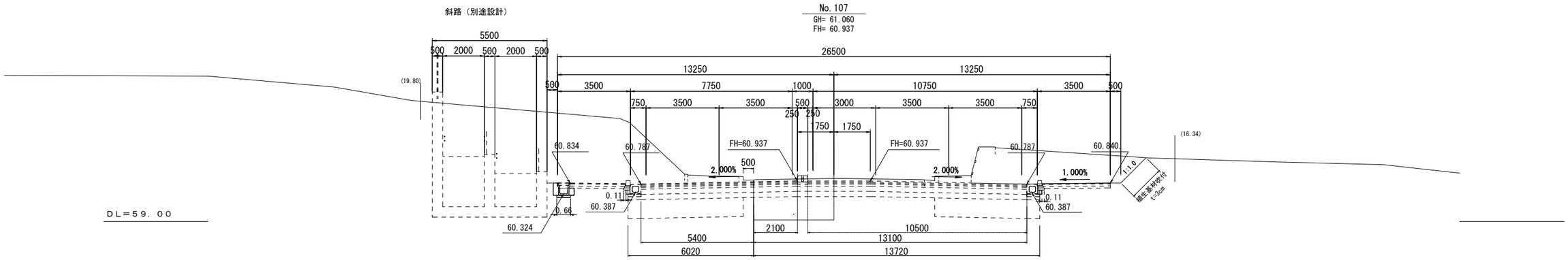

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

石名坂町地区

工 事 名	R７国道６号東海拡幅石神外宿地区外改良（その２）工事		
図 面 名	石名坂町地区標準横断図		
縮　　尺	1:100	図面番号	28 の 3
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	日本工営株式会社		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

横断図(1)

S=1:100

NO.85+9.500				
掘　削	ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ	m2	盛土法面	m

NO.85+9.500
GH= 41.64 (52.908)
FH= 42.077

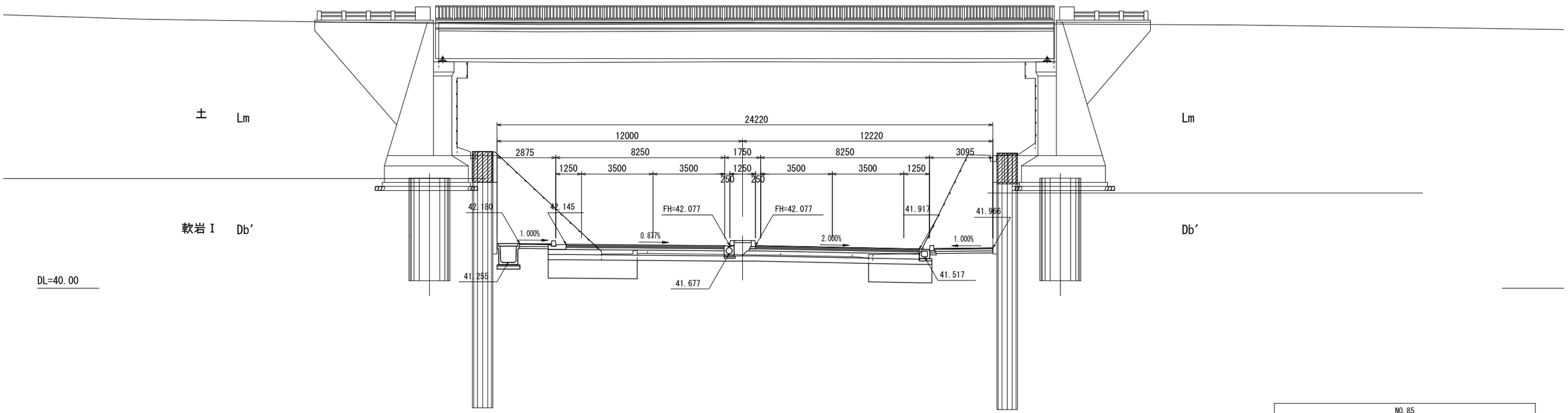

NO.85				
掘　削	ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ	m2	盛土法面	m

NO.85
GH= 41.16
FH= 41.752

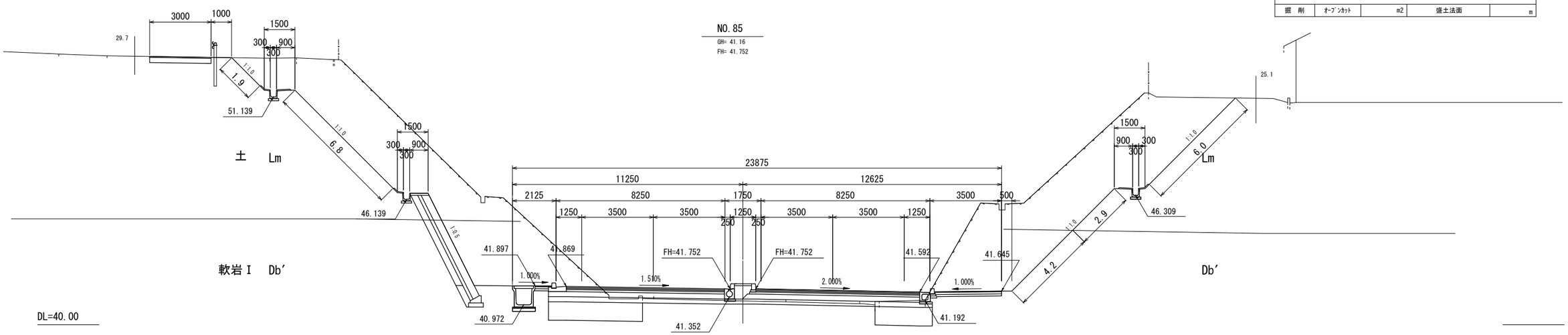

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

石名坂町地区

工 事 名	R７国道６号東海拡幅石神外宿地区外改良(その２)工事		
図 面 名	横断図(1)		
縮　　尺	1:100	図面番号	28 の 4
年 月 日	令和 8 年 2 月　日		
設計会社名	日本工営株式会社		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

横断図(2)

S=1:100

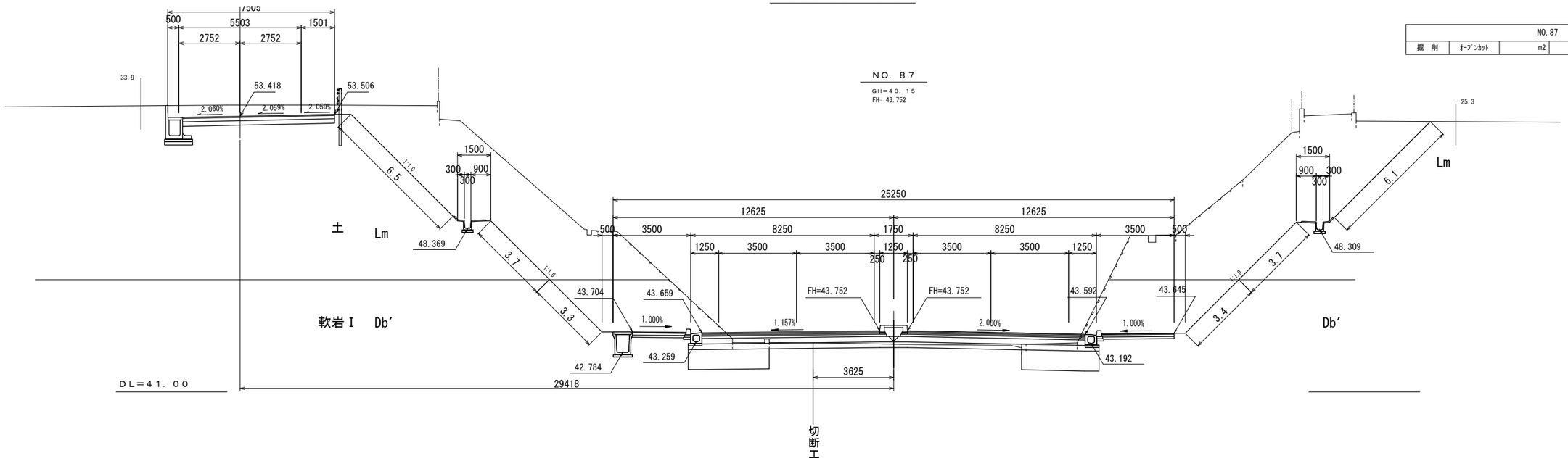

NO.87				
掘 削	ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ	m2	盛土法面	m

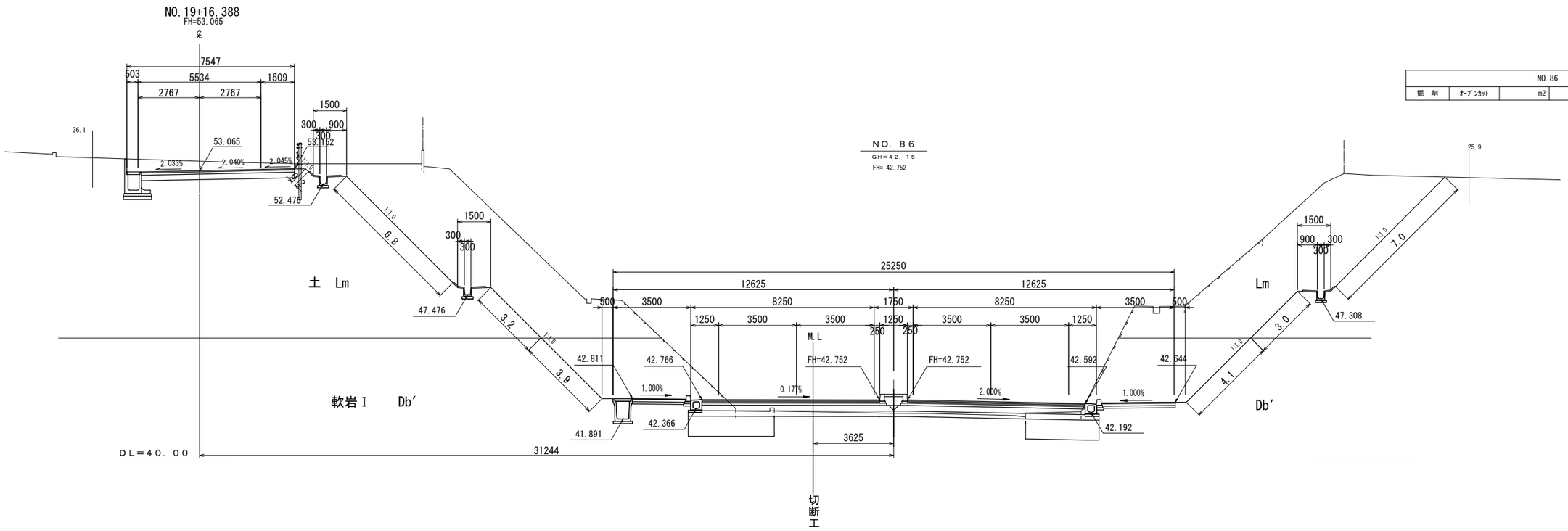

NO.86				
掘 削	ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ	m2	盛土法面	m

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

石名坂町地区

工 事 名	Ｒ７国道６号東海拡幅石神外宿地区外改良(その２)工事		
図 面 名	横断図(2)		
縮 尺	1:100	図面番号	28 の 5
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	日本工営株式会社		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

横断図(3)

S=1:100

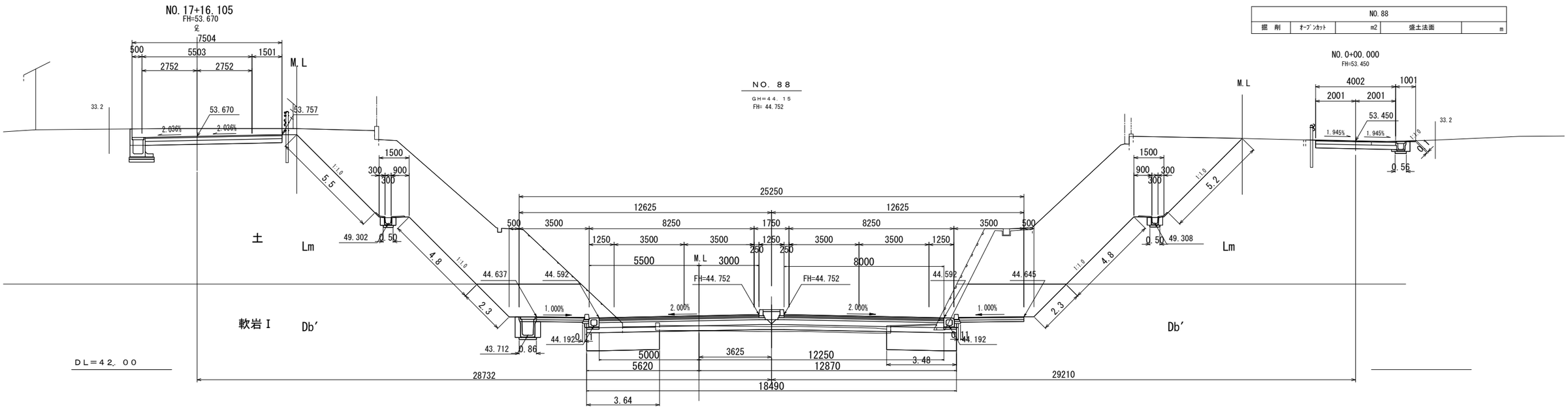

NO.88				
掘　削	ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ	m2	盛土法面	m

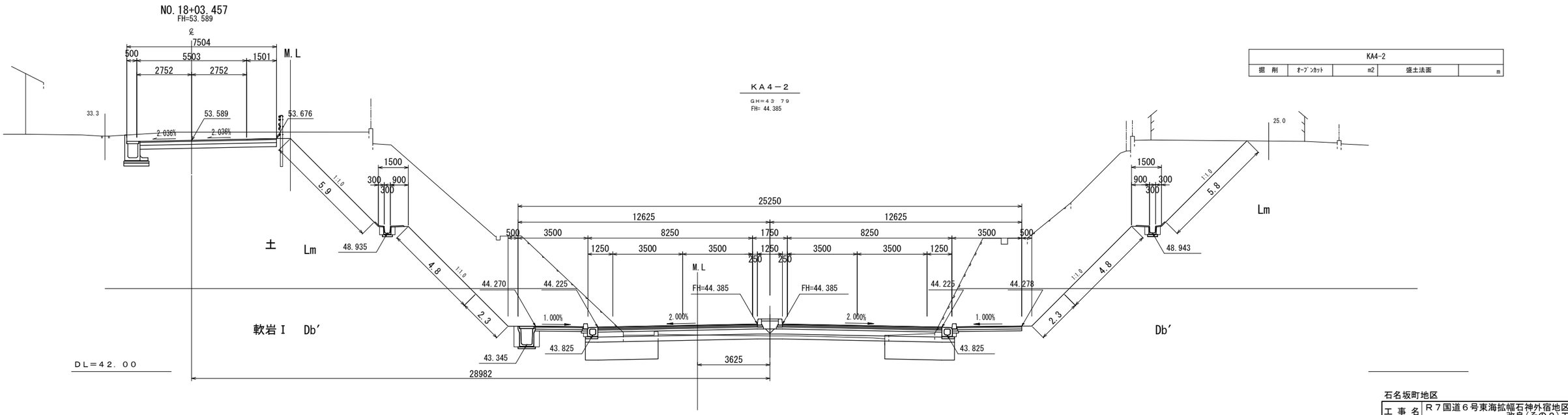

KA4-2				
掘　削	ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ	m2	盛土法面	m

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

石名坂町地区

工事名	R７国道６号東海拡幅石神外宿地区外改良(その２)工事		
図面名	横断図(3)		
縮尺	1:100	図面番号	28 の 6
年月日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	日本工営株式会社		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

横断図(4)

S=1:100

NO.90				
掘　削	ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ	m2	盛土法面	m

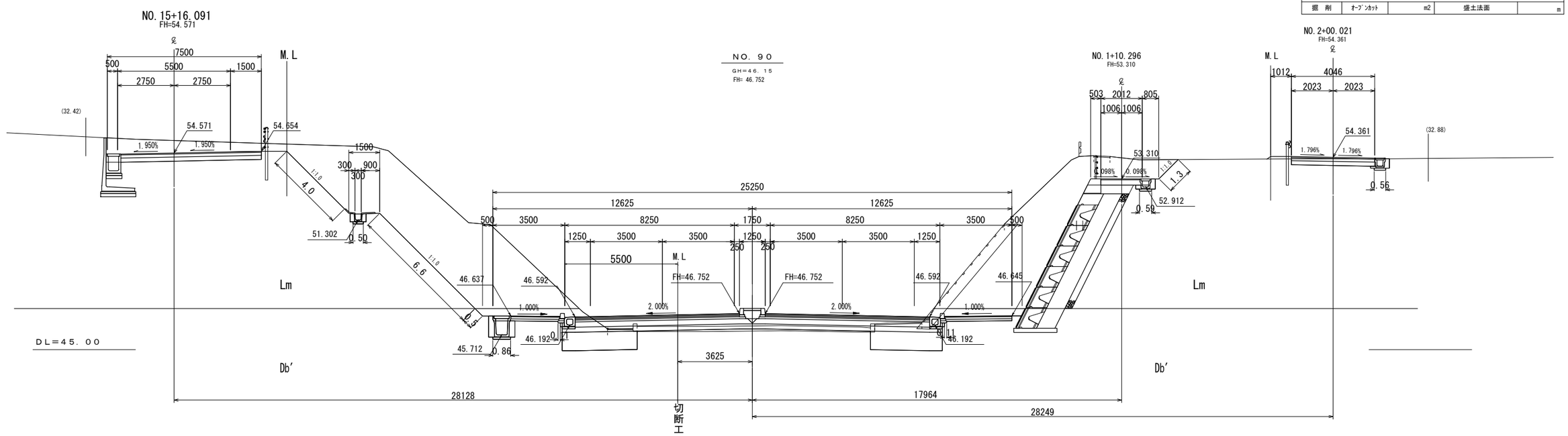

NO.89				
掘　削	ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ	m2	盛土法面	m

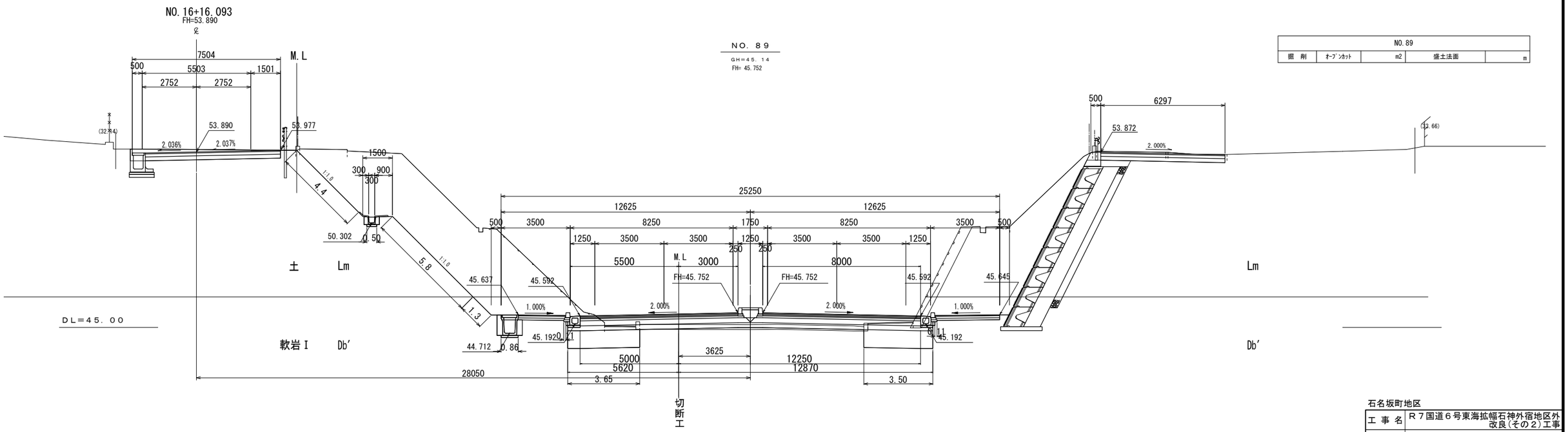

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

石名坂町地区

工事名	R７国道６号東海拡幅石神外宿地区外改良(その２)工事		
図面名	横断図(4)		
縮　尺	1:100	図面番号	28 の 7
年月日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	日本工営株式会社		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

横断図(5)

S=1:100

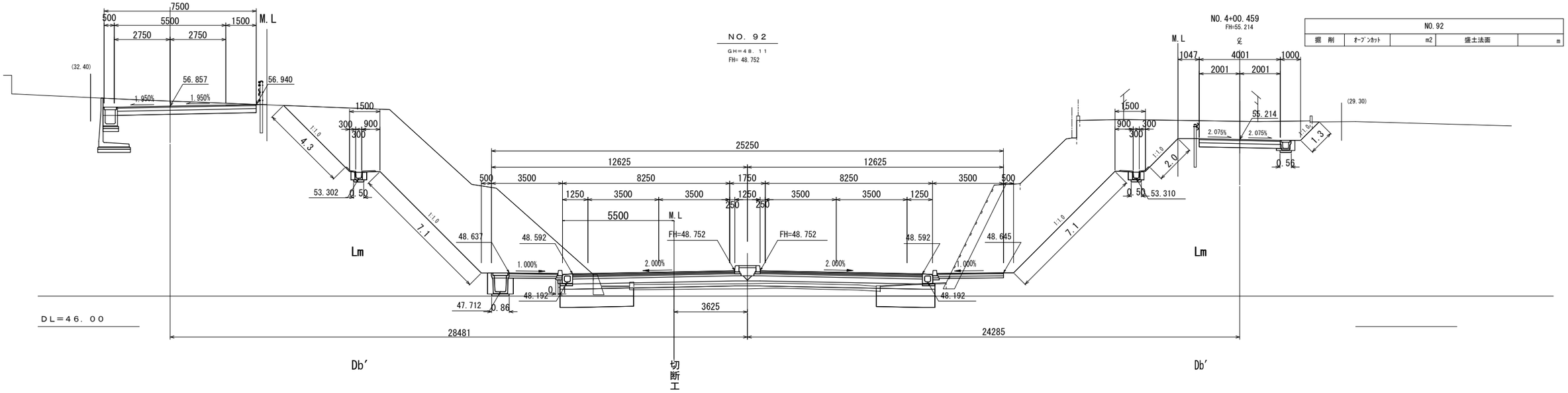

NO. 92				
掘　削	オープンカット	m2	盛土法面	m

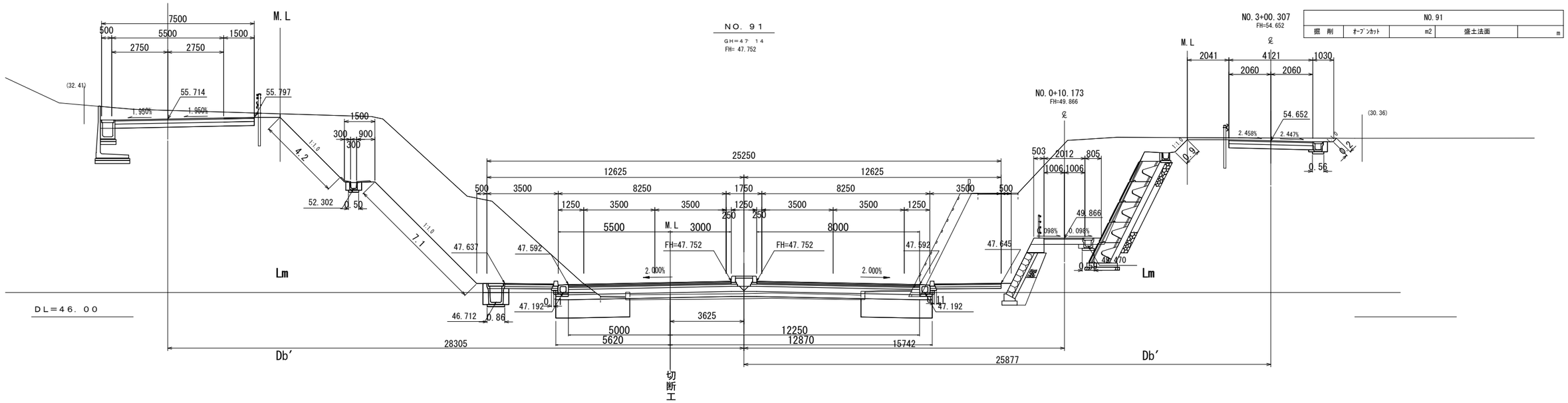

NO. 91				
掘　削	オープンカット	m2	盛土法面	m

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

石名坂町地区

工事名	R７国道６号東海拡幅石神外宿地区外改良(その２)工事		
図面名	横断図(5)		
縮　尺	1:100	図面番号	28 の 8
年月日	令和 8 年 2 月　日		
設計会社名	日本工営株式会社		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

横断図(6)

S=1:100

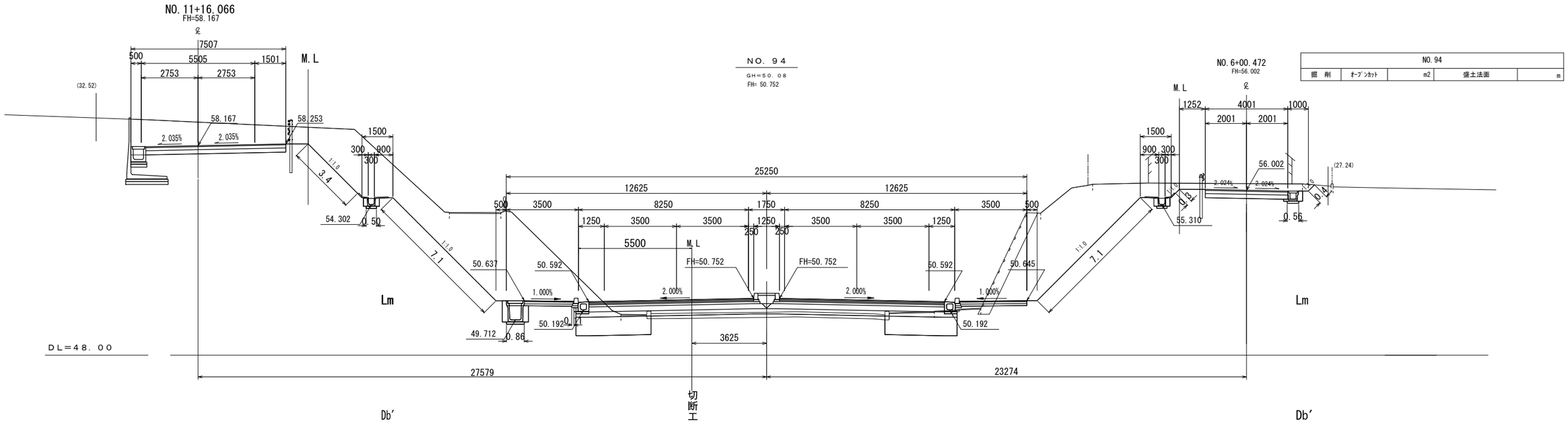

NO. 94				
掘削	オープンカット	m2	盛土法面	m

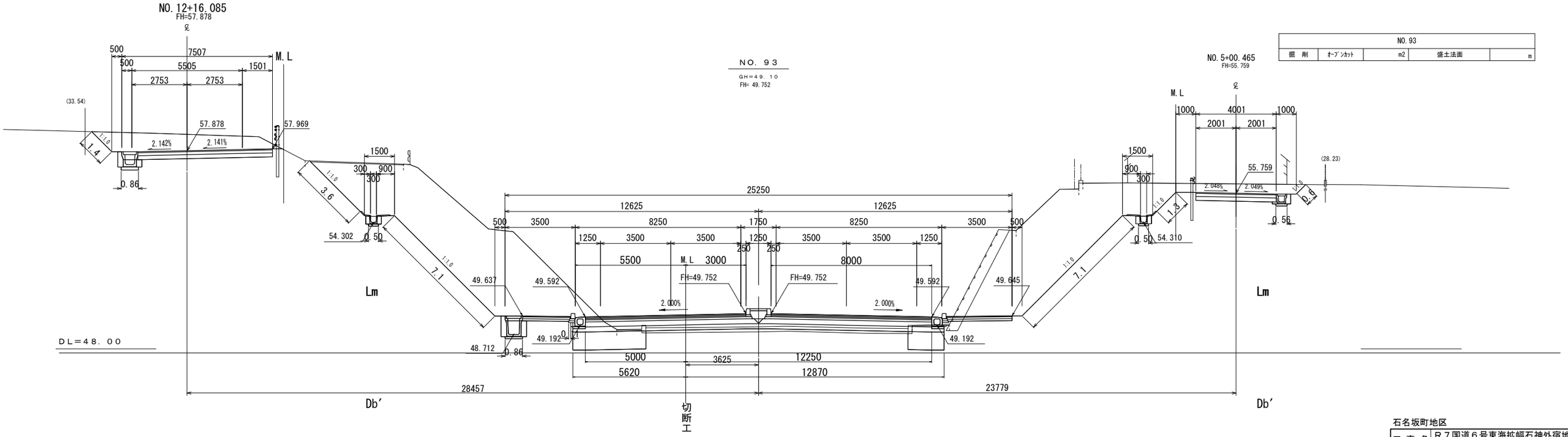

NO. 93				
掘削	オープンカット	m2	盛土法面	m

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

石名坂町地区

工事名	R７国道６号東海拡幅石神外宿地区外改良(その２)工事		
図面名	横断図(6)		
縮尺	1:100	図面番号	28 の 9
年月日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	日本工営株式会社		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

横断図(7)

S=1:100

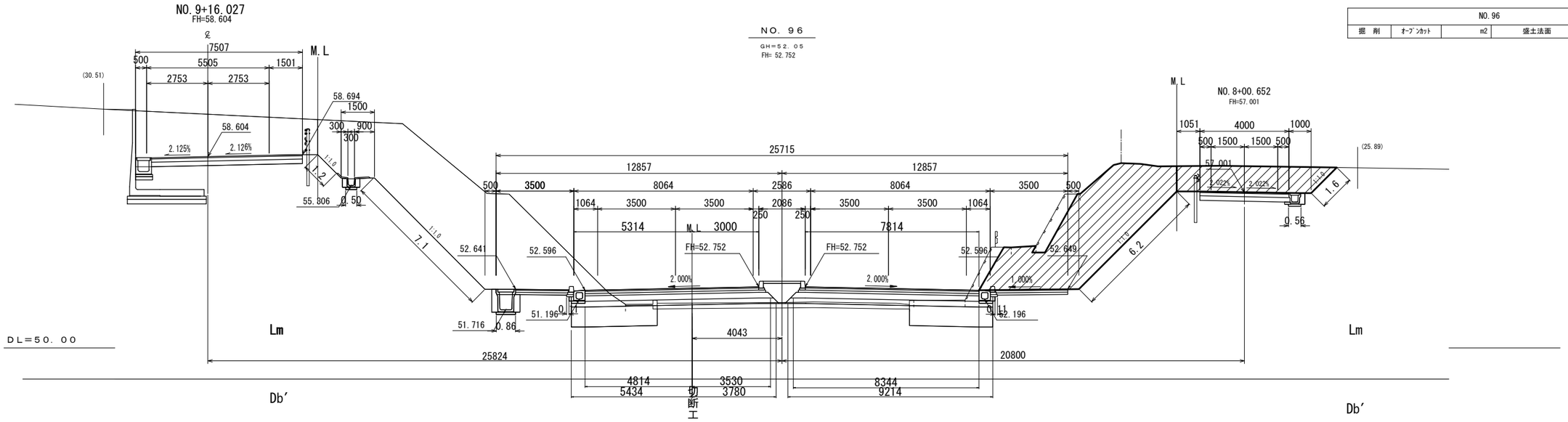

NO.96				
掘　削	ｵｰﾌﾞﾝｶｯﾄ	m2	盛土法面	m

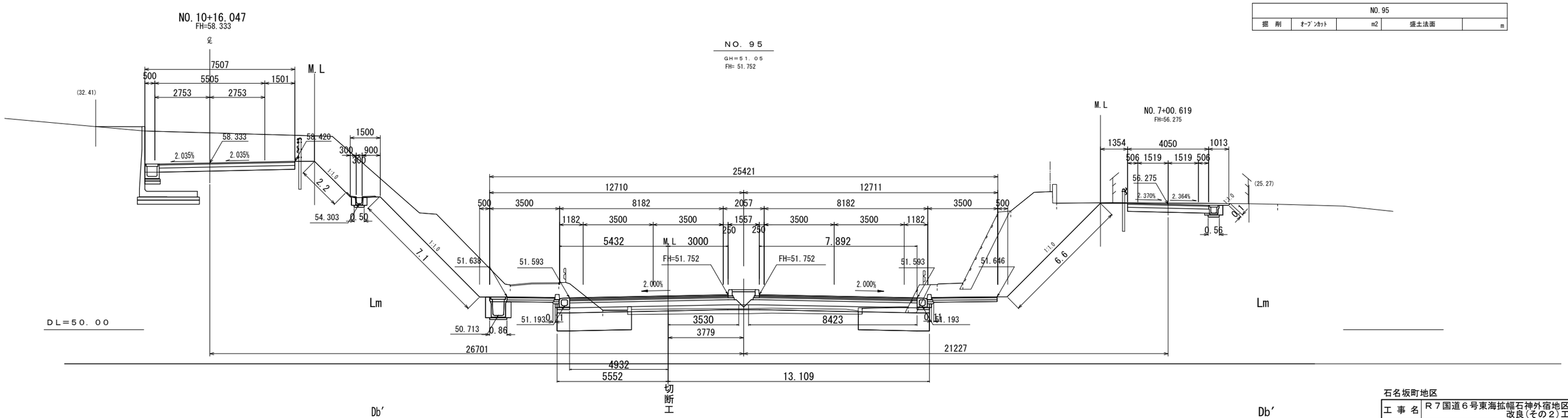

NO.95				
掘　削	ｵｰﾌﾞﾝｶｯﾄ	m2	盛土法面	m

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

石名坂町地区

工事名	R７国道６号東海拡幅石神外宿地区外改良(その２)工事		
図面名	横断図(7)		
縮　尺	1:100	図面番号	28 の 10
年月日	令和 8 年 2 月　日		
設計会社名	日本工営株式会社		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

横断図(8)

S=1:100

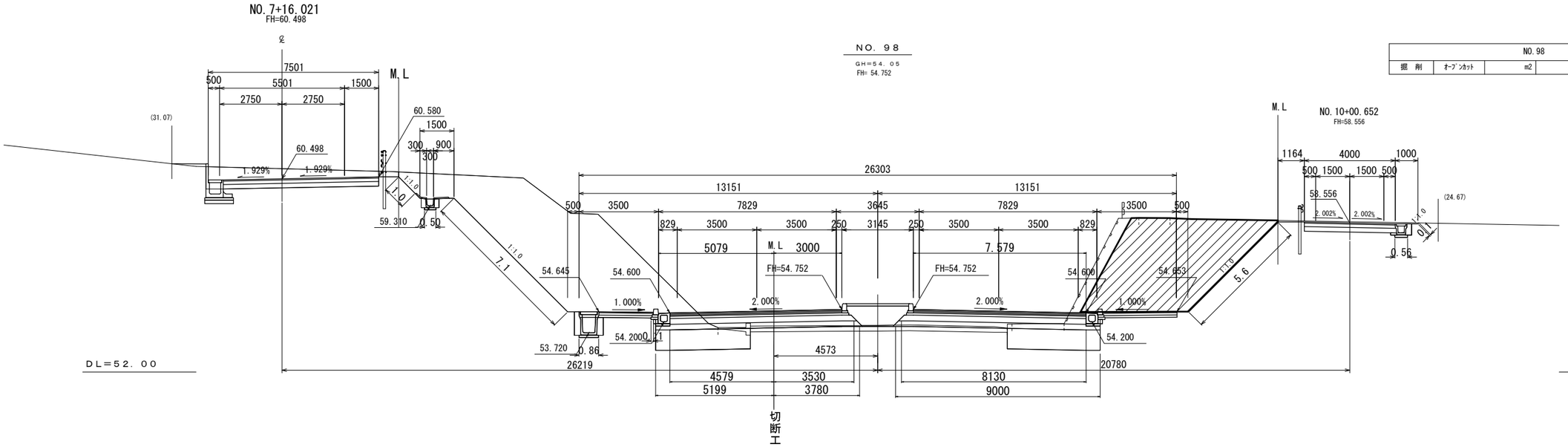

NO.98				
掘　削	ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ	m2	盛土法面	m

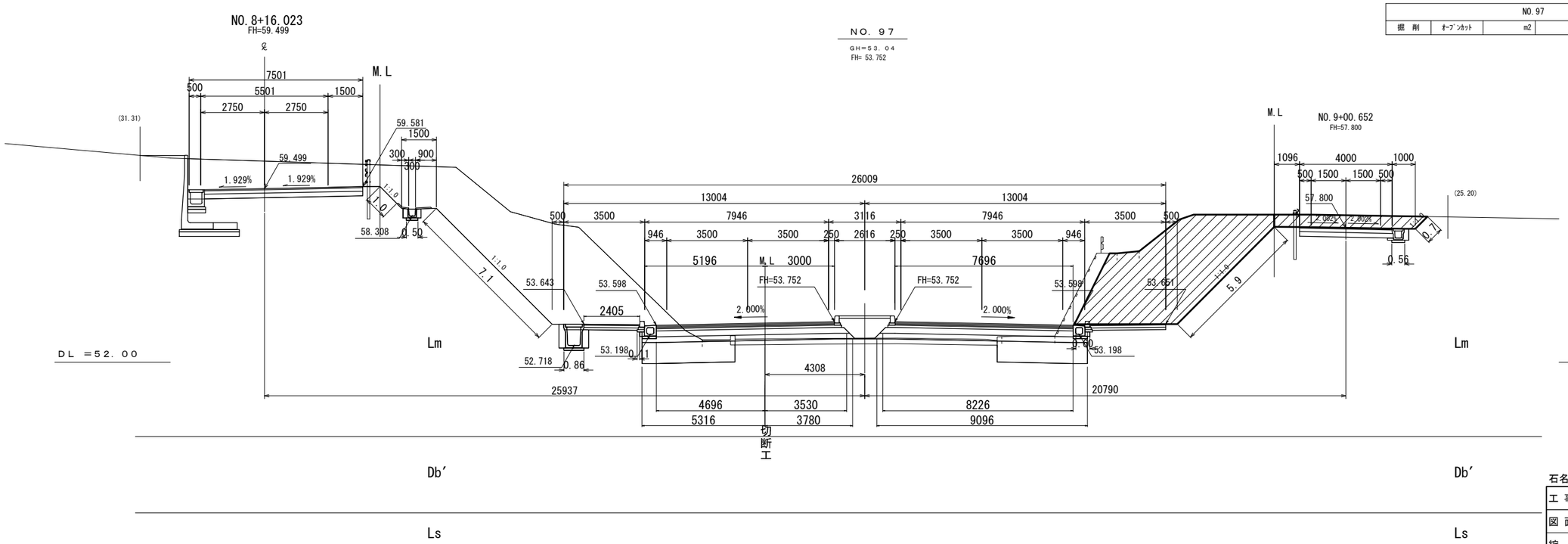

NO.97				
掘　削	ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ	m2	盛土法面	m

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

石名坂町地区

工 事 名	R７国道６号東海拡幅石神外宿地区外改良(その２)工事		
図 面 名	横断図(8)		
縮　　尺	1:100	図面番号	28 の 11
年 月 日	令和 8 年 2 月　日		
設計会社名	日本工営株式会社		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

横断図(9)

S=1:100

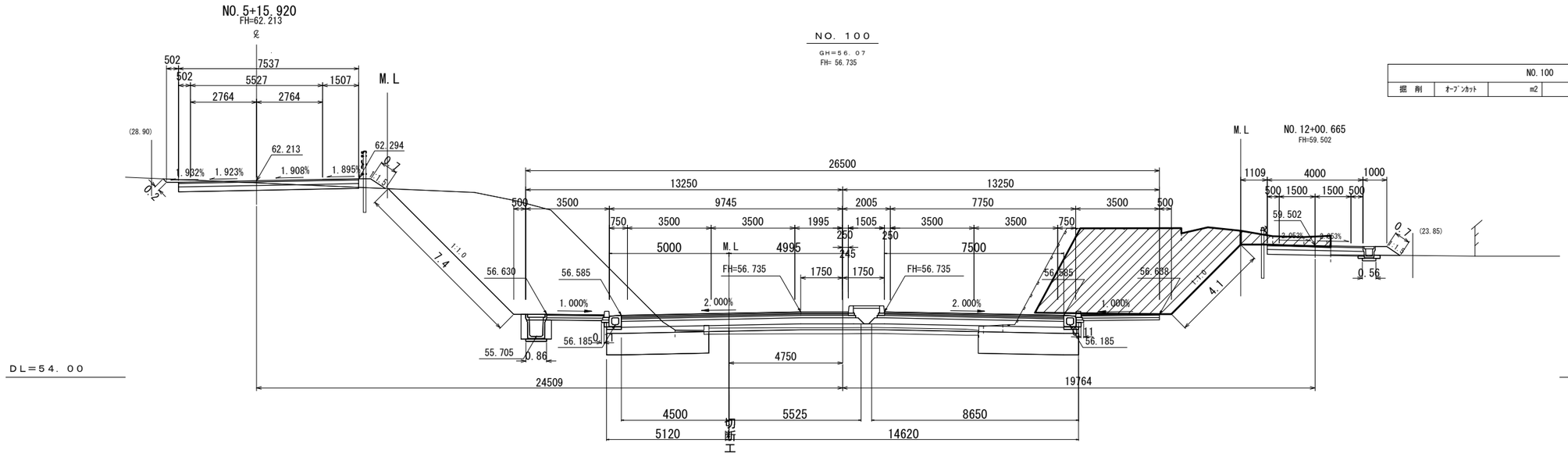

NO.100				
掘　削	ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ	m2	盛土法面	m

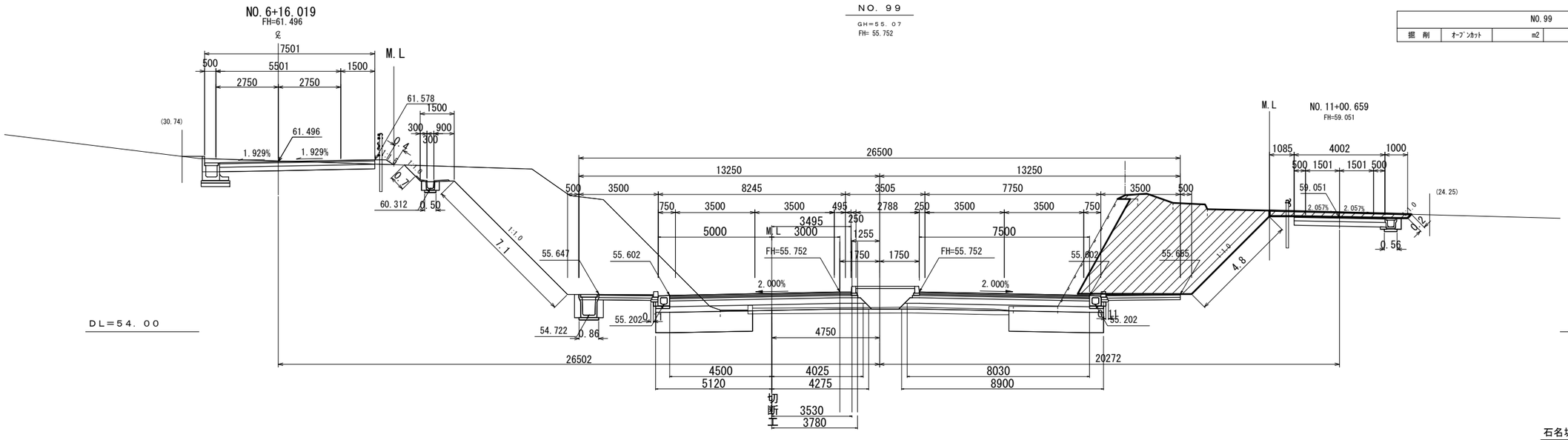

NO.99				
掘　削	ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ	m2	盛土法面	m

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

石名坂町地区

工 事 名	R７国道６号東海拡幅石神外宿地区外改良(その２)工事		
図 面 名	横断図(9)		
縮　　尺	1:100	図面番号	28 の 12
年 月 日	令和 8 年 2 月　日		
設計会社名	日本工営株式会社		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

横断図(10)

S=1:100

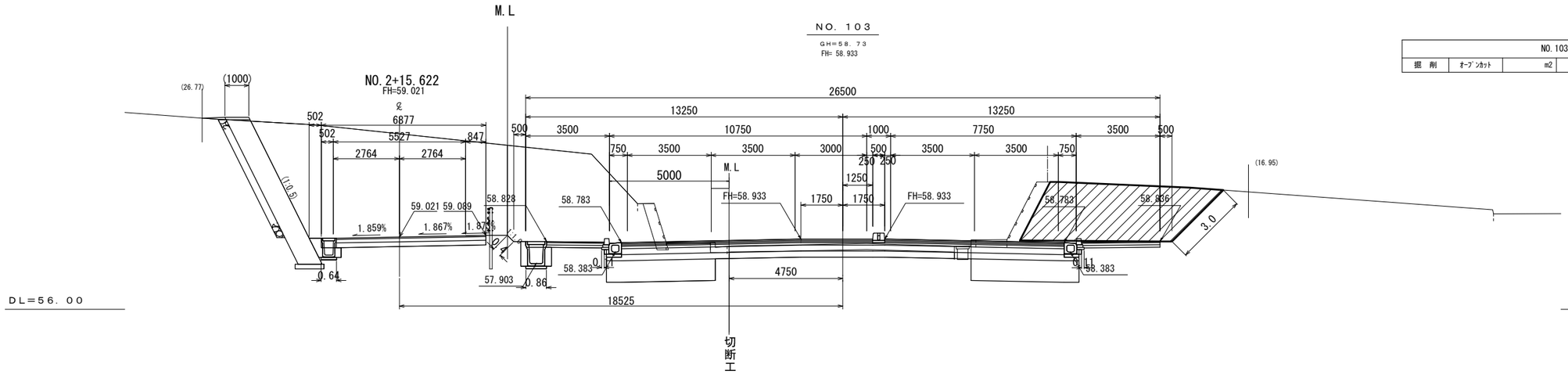

NO.103				
掘　削	オープンカット	m2	盛土法面	－ m

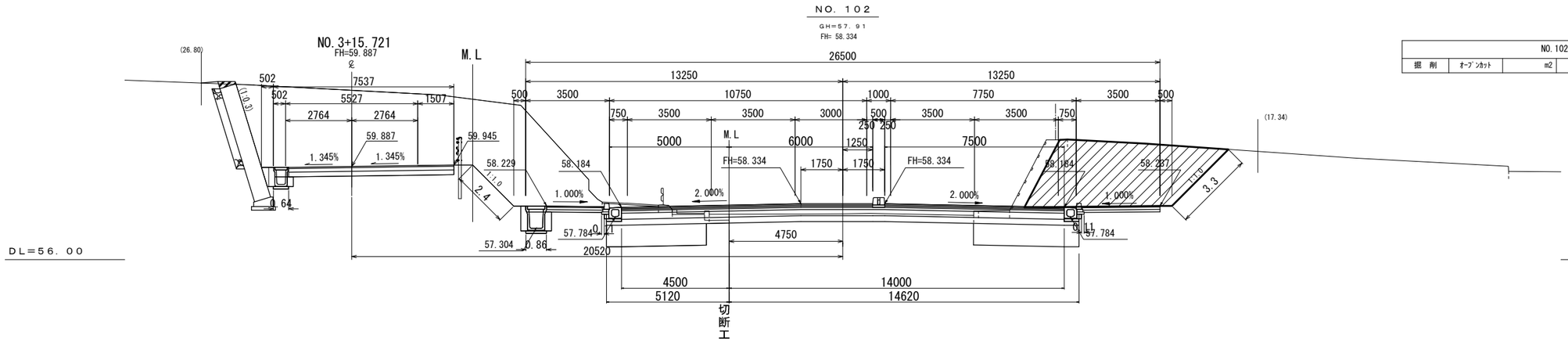

NO.102				
掘　削	オープンカット	m2	盛土法面	－ m

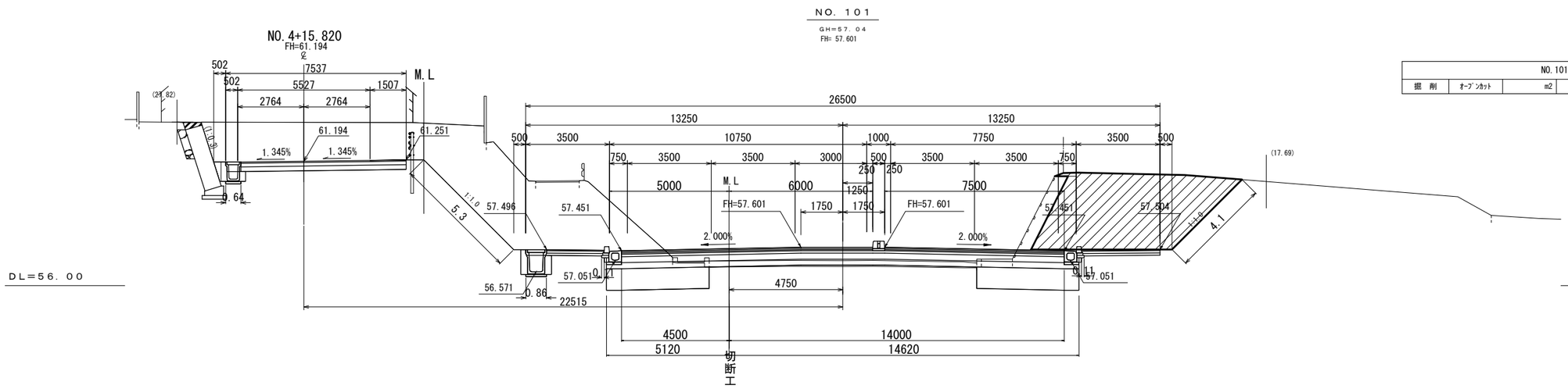

NO.101				
掘　削	オープンカット	m2	盛土法面	－ m

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

石名坂町地区

工事名	R７国道６号東海拡幅石神外宿地区外改良(その２)工事		
図面名	横断図(10)		
縮　尺	1:100	図面番号	28 の 13
年月日	令和 8 年 2 月　日		
設計会社名	日本工営株式会社		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

横断図(11)

S=1:100

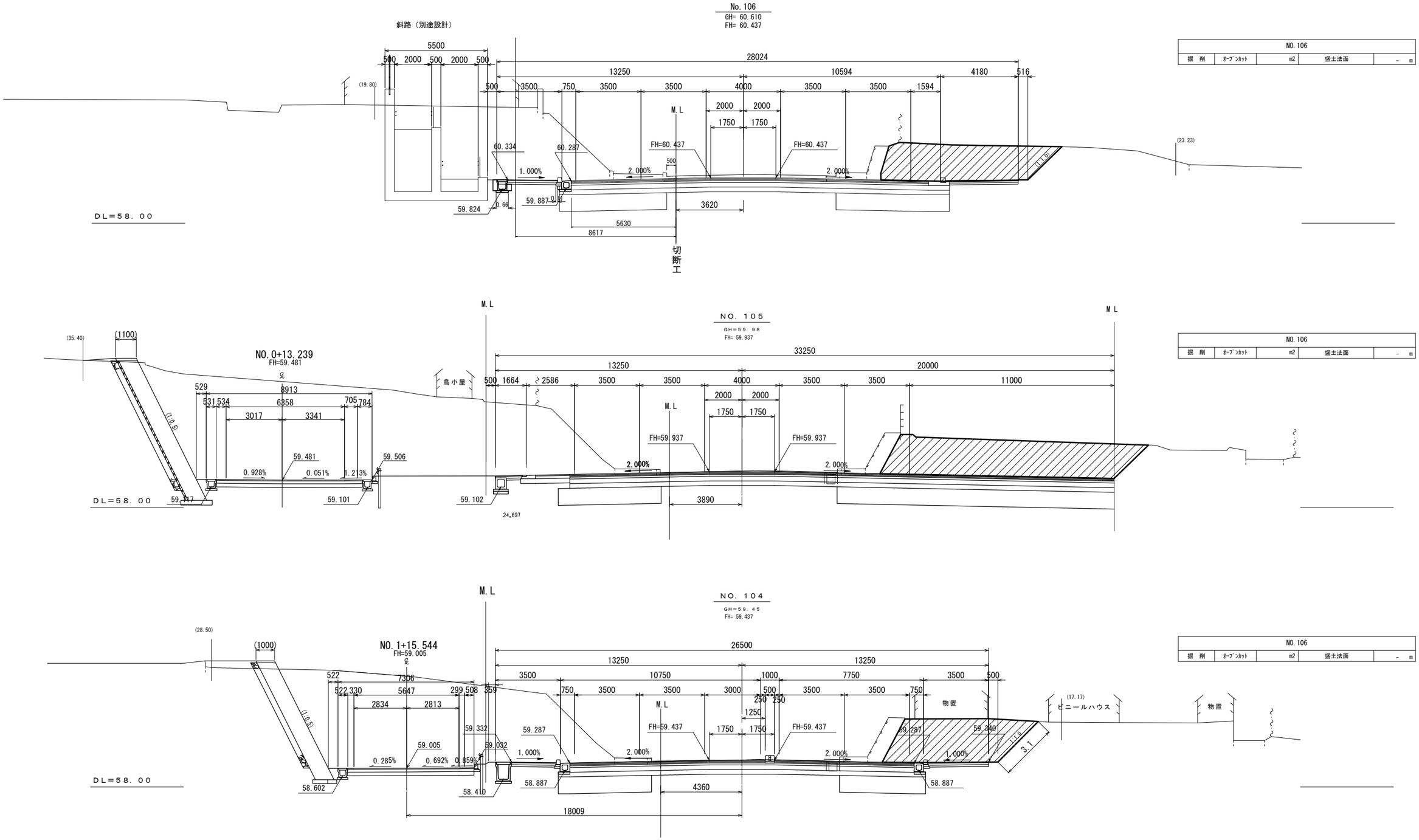

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

石名坂町地区

工事名	R７国道６号東海拡幅石神外宿地区外改良（その２）工事		
図面名	横断図(11)		
縮尺	1:100	図面番号	28 の 14
年月日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	日本工営株式会社		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

横断図(12)　S=1:100

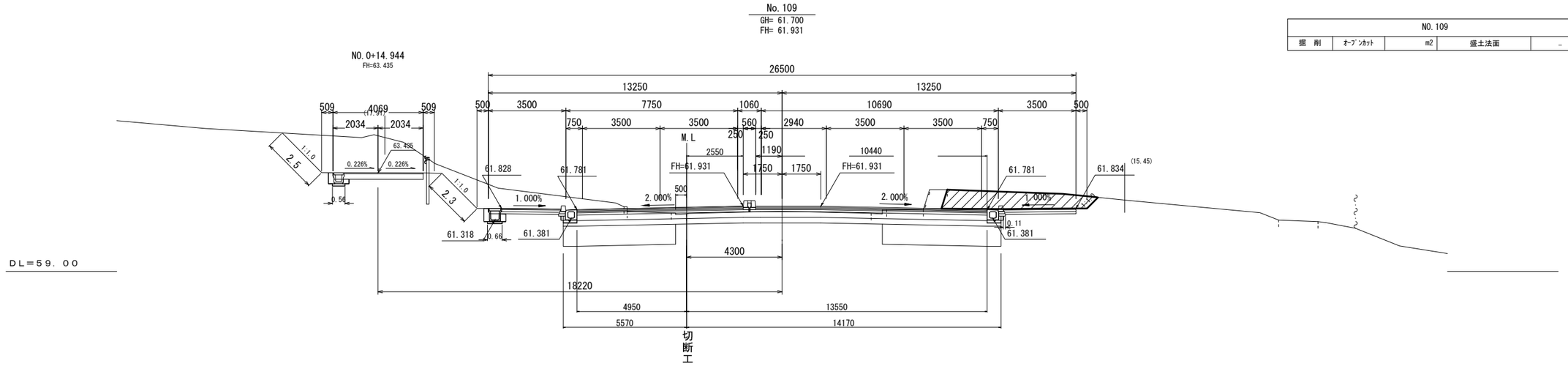

NO.109				
掘　削	ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ	m2	盛土法面	－ m

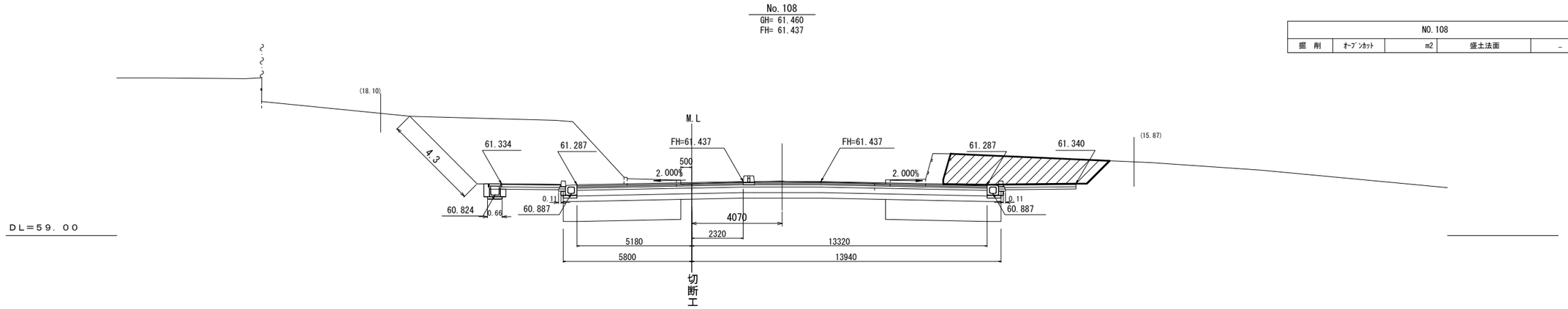

NO.108				
掘　削	ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ	m2	盛土法面	－ m

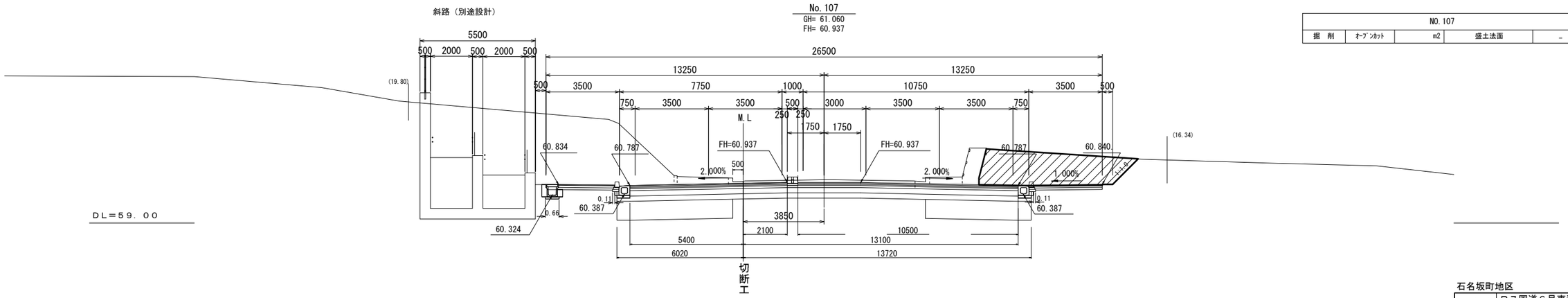

NO.107				
掘　削	ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ	m2	盛土法面	－ m

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

石名坂町地区

工 事 名	Ｒ７国道６号東海拡幅石神外宿地区外改良（その２）工事		
図 面 名	横断図(12)		
縮　　尺	1:100	図面番号	28 の 15
年 月 日	令和 8 年 2 月　日		
設計会社名	日本工営株式会社		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

横断図(13)

S=1:100

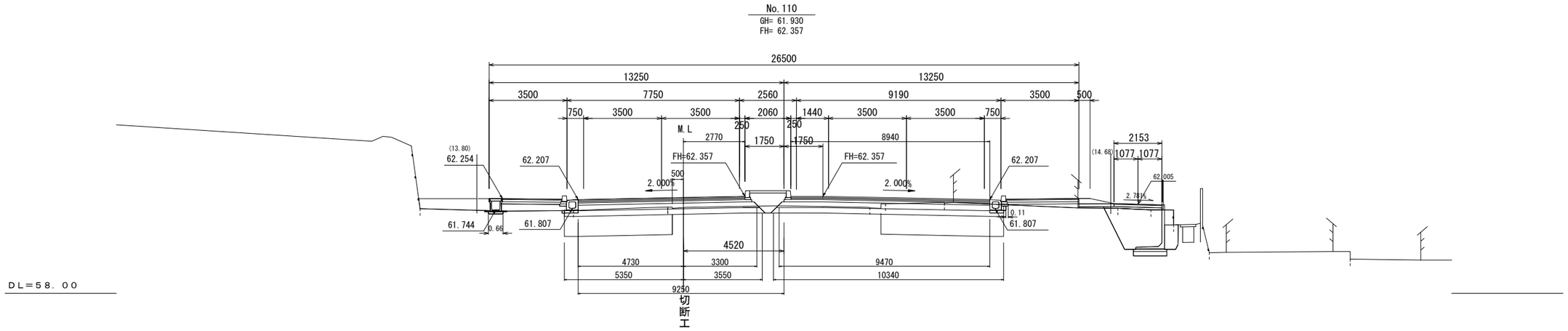

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

石名坂町地区

工 事 名	R７国道６号東海拡幅石神外宿地区外改良(その２)工事		
図 面 名	横断図(13)		
縮 尺	1:100	図面番号	28 の 16
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	日本工営株式会社		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

構造物図（立入防止柵） S=1:20

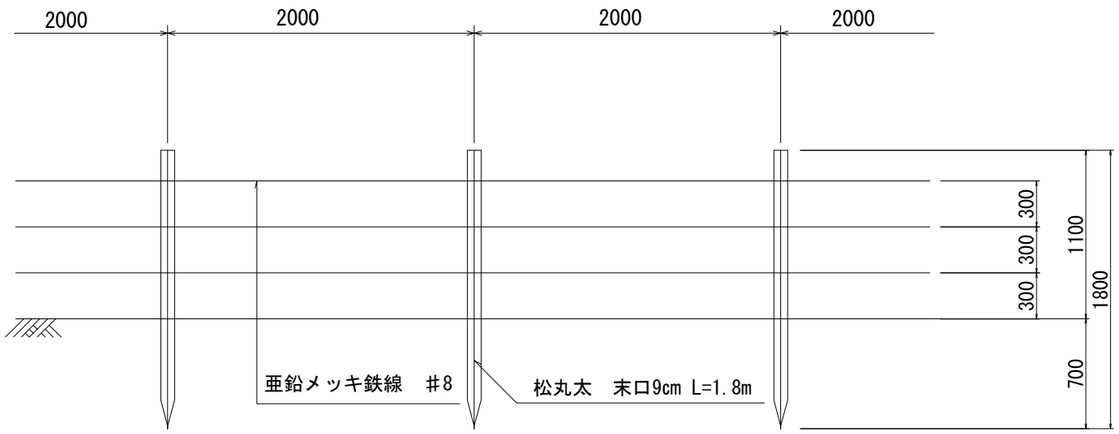

立入防止柵　　10m当りの材料表

名　称	規　格	単位	数　量	摘　要
立入防止柵	末口9cm　L=1.8m	m	10.0	

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

石名坂町地区

工事名	R７国道６号東海拡幅石神外宿地区外改良(その２)工事		
図面名	構造物図（立入防止柵）		
縮尺	1:100	図面番号	28 の 17
年月日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	日本工営株式会社		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

石神外宿地区平面図

S=1:1000

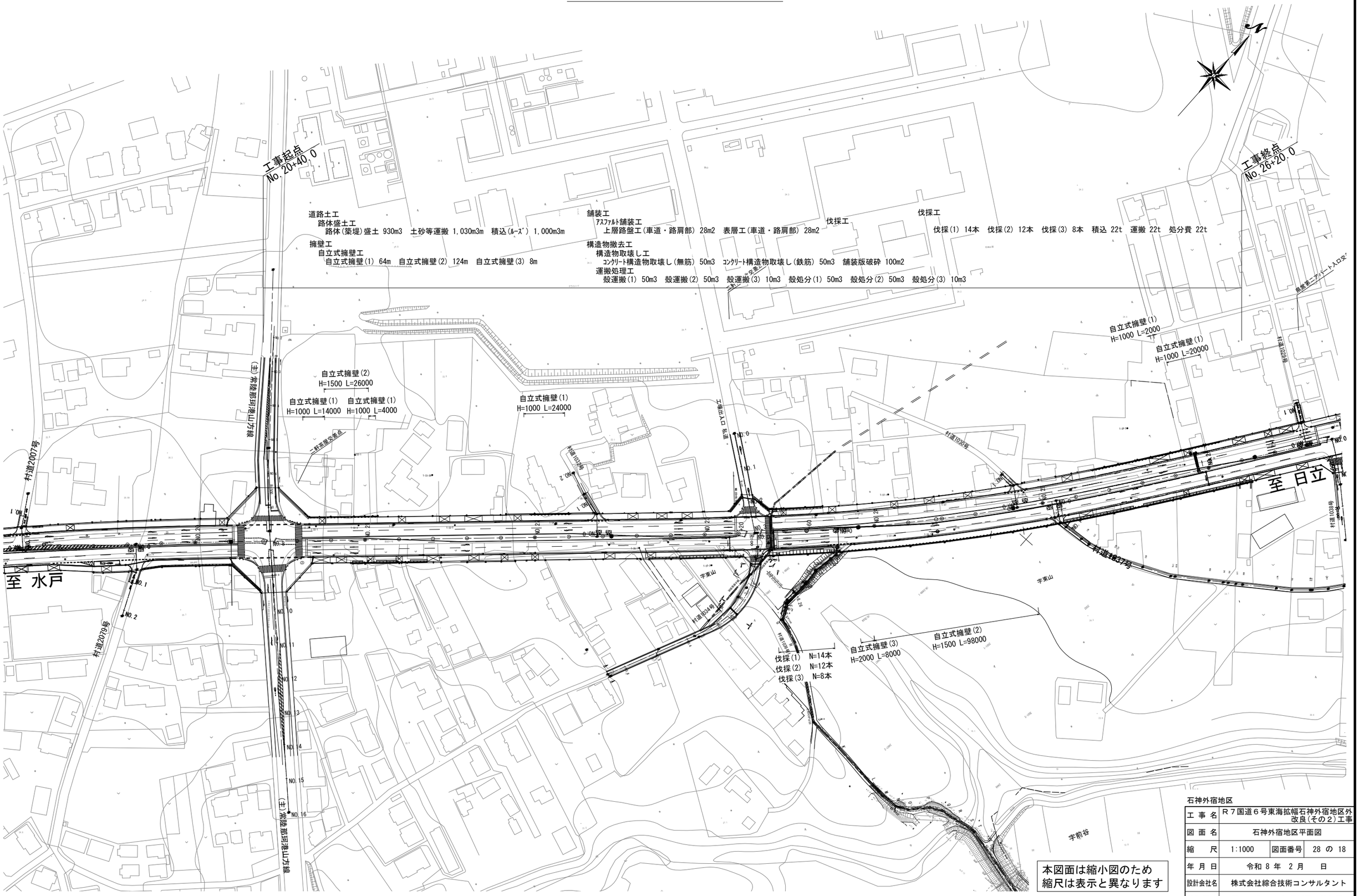

石神外宿地区

工事名	R７国道６号東海拡幅石神外宿地区外改良(その２)工事		
図面名	石神外宿地区平面図		
縮尺	1:1000	図面番号	28 の 18
年月日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社綜合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

石神外宿地区縦断図

V=1:200
H=1:1000

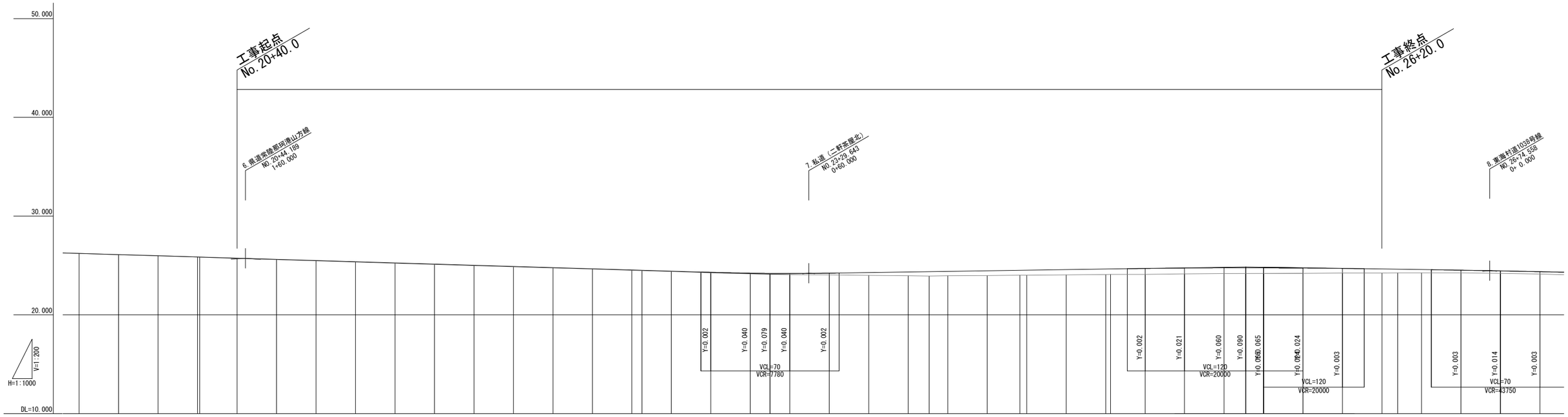

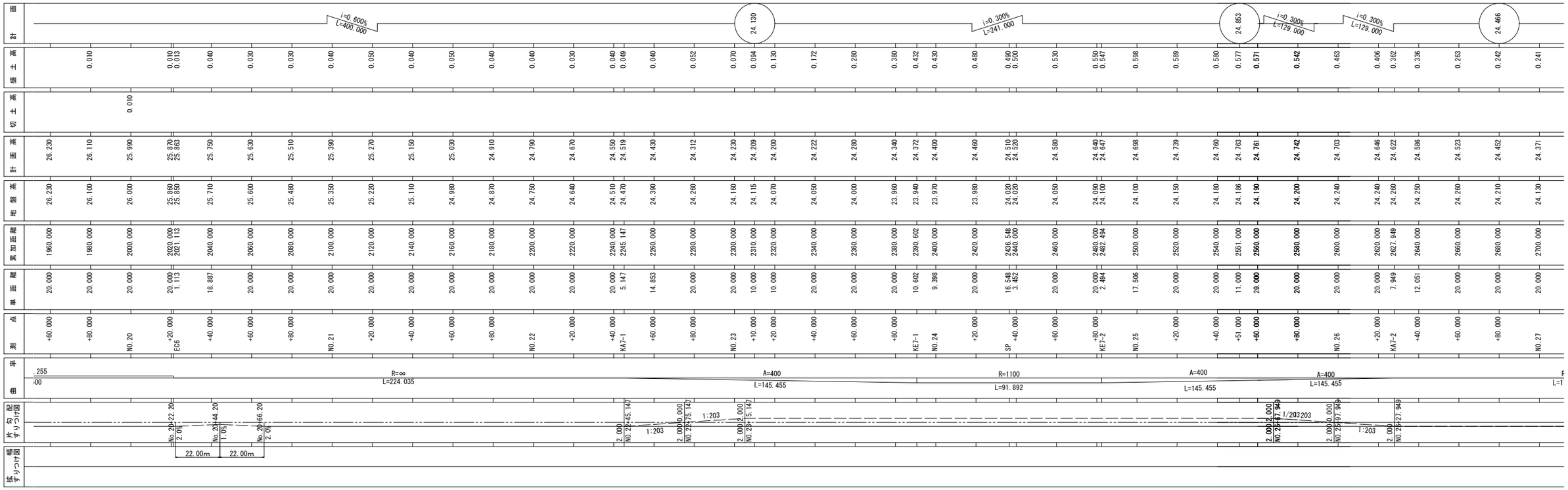

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

石神外宿地区

工事名	R７国道６号東海拡幅石神外宿地区外改良（その２）工事		
図面名	石神外宿地区縦断図		
縮尺	V=1:200 H=1:1000	図面番号	28 の 19
年月日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社綜合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

石神外宿地区標準横断図 S=1:100

NO.21+00.000
GH=25.35
FH=25.390

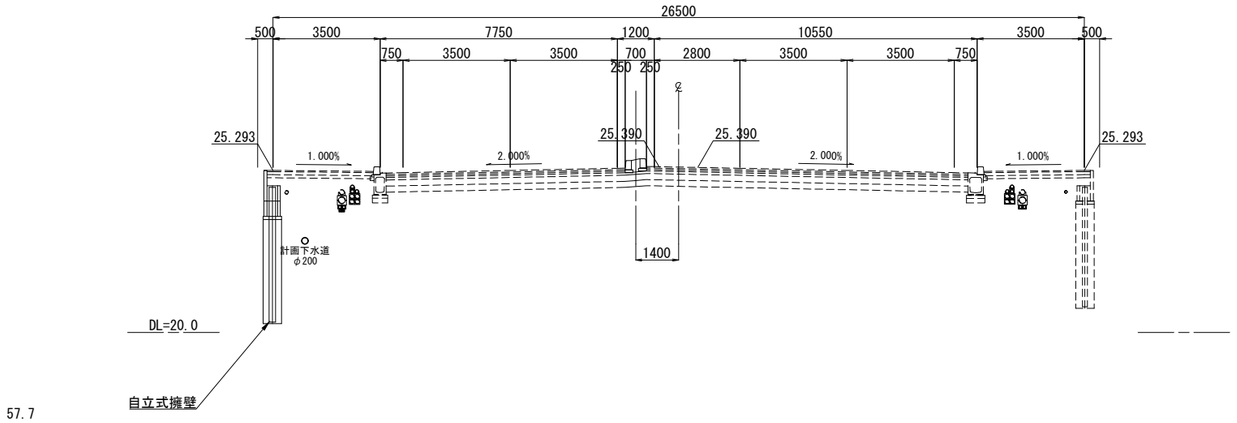

57.7

NO.20+80.000
GH=25.48
FH=25.510

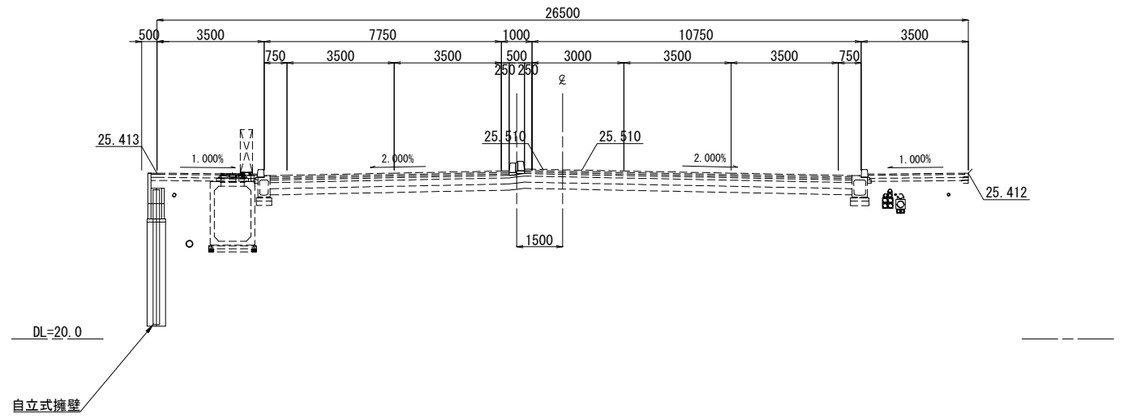

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

石神外宿地区

工 事 名	R７国道６号東海拡幅石神外宿地区外改良（その２）工事		
図 面 名	石神外宿地区標準横断図		
縮 尺	1:100	図面番号	28 の 20
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社綜合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

自立式擁壁一般図(1)

(左岸 A-16号)

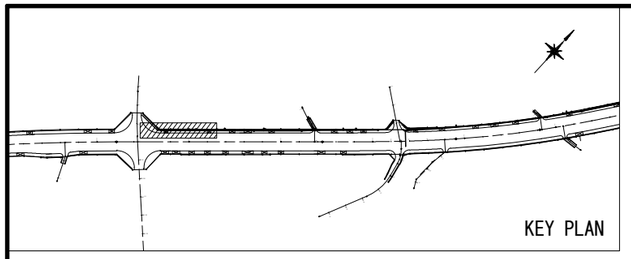

設計条件			試行くさび法
項目		単位	設計値
上載荷重		kN/m2	3.5
フェンス荷重	種別P	kN	0.39
	作用高	m	1.1
単位体積重量	鉄筋コンクリート	kN/m3	24.5
	土	kN/m3	19.0
土の内部摩擦角		度	30
滑動摩擦係数		—	0.6
外水位			なし

平面図

S=1:200

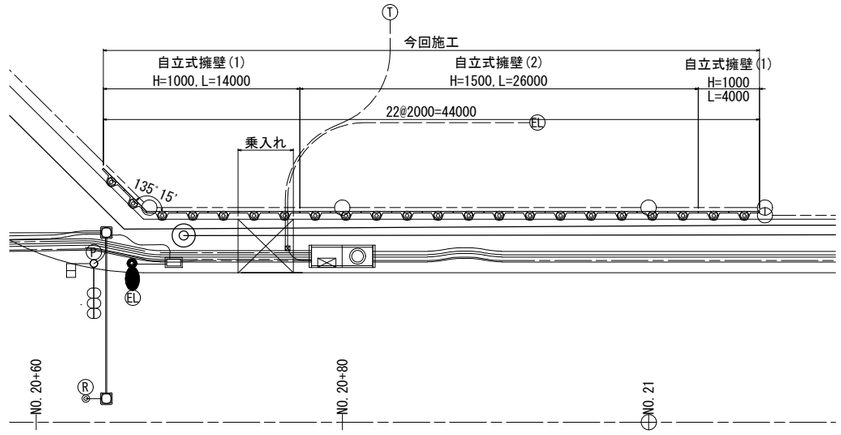

正面展開図

V=1:100
H=1:200

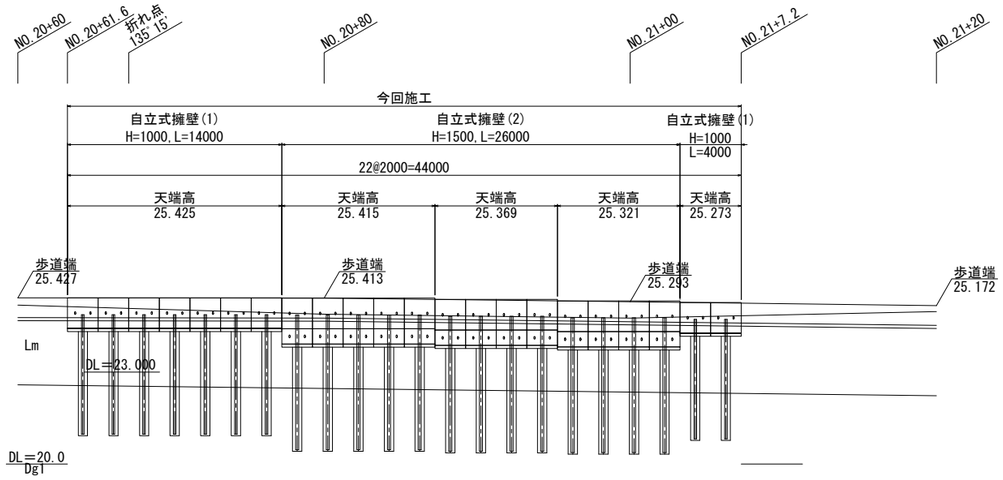

※根入れは500mm以上確保する。
※乗入れ位置・幅は現地調整のこと。

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

石神外宿地区

工事名	R７国道６号東海拡幅石神外宿地区外改良(その２)工事		
図面名	自立式擁壁一般図(1)		
縮尺	図示	図面番号	28 の 21
年月日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社綜合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

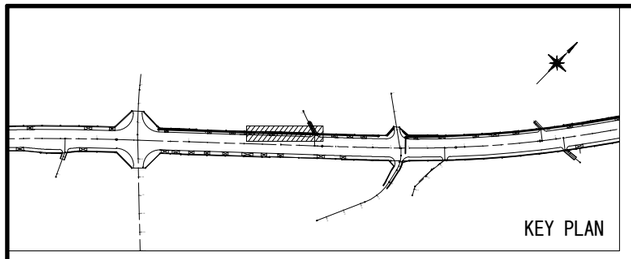

自立式擁壁一般図(2)

(左岸 A-17号)

平 面 図

S=1:200

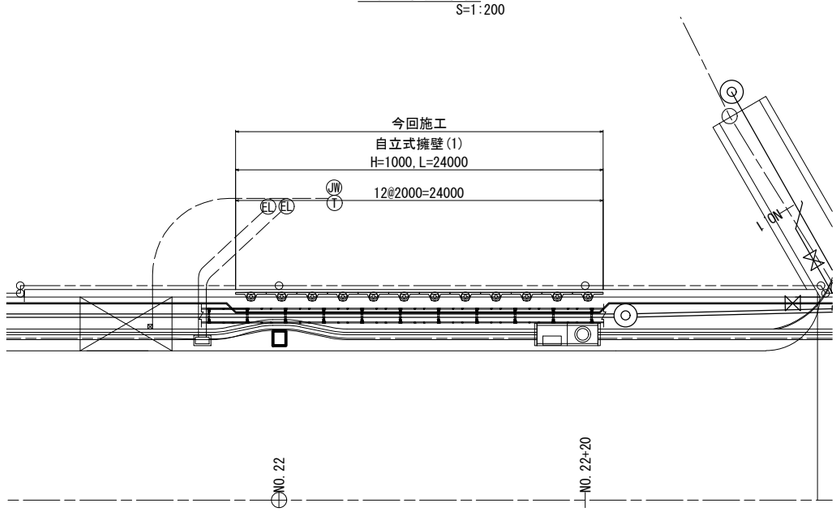

設 計 条 件			試行くさび法
項 目		単 位	設計値
上 載 荷 重		kN/m2	3.5
フェンス荷重	種別P	kN	0.39
	作用高	m	1.1
単位体積重量	鉄筋コンクリート	kN/m3	24.5
	土	kN/m3	19.0
土 の 内 部 摩 擦 角		度	30
滑 動 摩 擦 係 数		—	0.6
外 水 位			なし

正面展開図

V=1:100
H=1:200

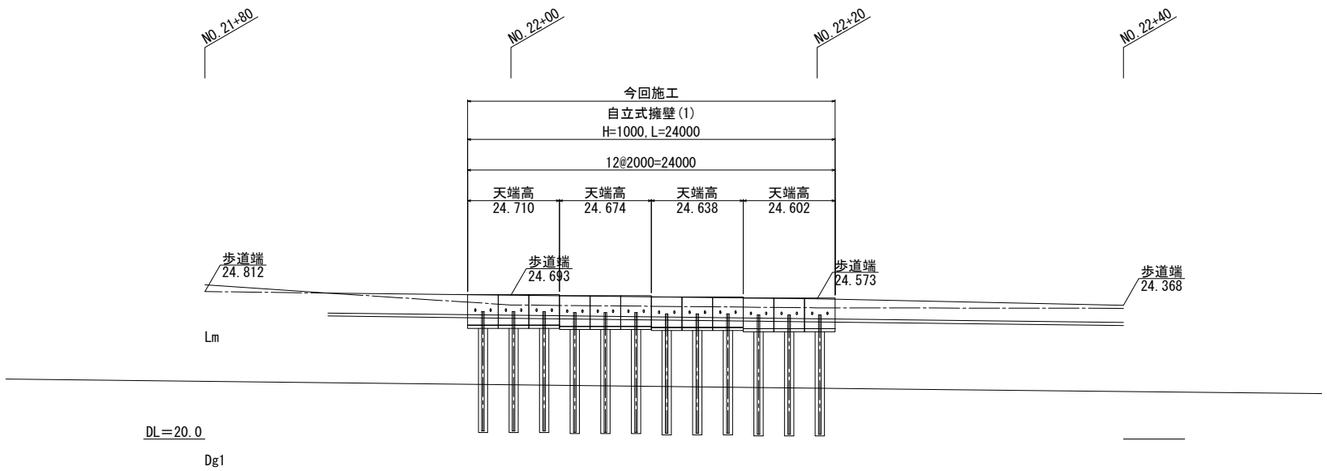

※根入れは500mm以上確保する。

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

石神外宿地区

工 事 名	R７国道６号東海拡幅石神外宿地区外改良(その２)工事		
図 面 名	自立式擁壁一般図(2)		
縮 尺	図 示	図面番号	28 の 22
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社綜合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

自立式擁壁一般図(3)

（左岸 A-20号）

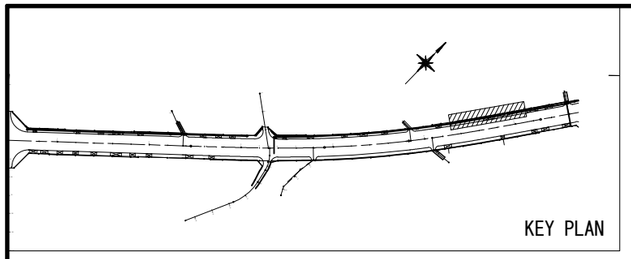

設　計　条　件			試行くさび法
項　　目		単　位	設計値
上 載 荷 重		kN/m2	3.5
フェンス荷重	種別Ｐ	kN	0.39
	作用高	m	1.1
単位体積重量	鉄筋コンクリート	kN/m3	24.5
	土	kN/m3	19.0
土 の 内 部 摩 擦 角		度	30
滑 動 摩 擦 係 数		──	0.6
外　水　位			なし

平　面　図

S=1:200

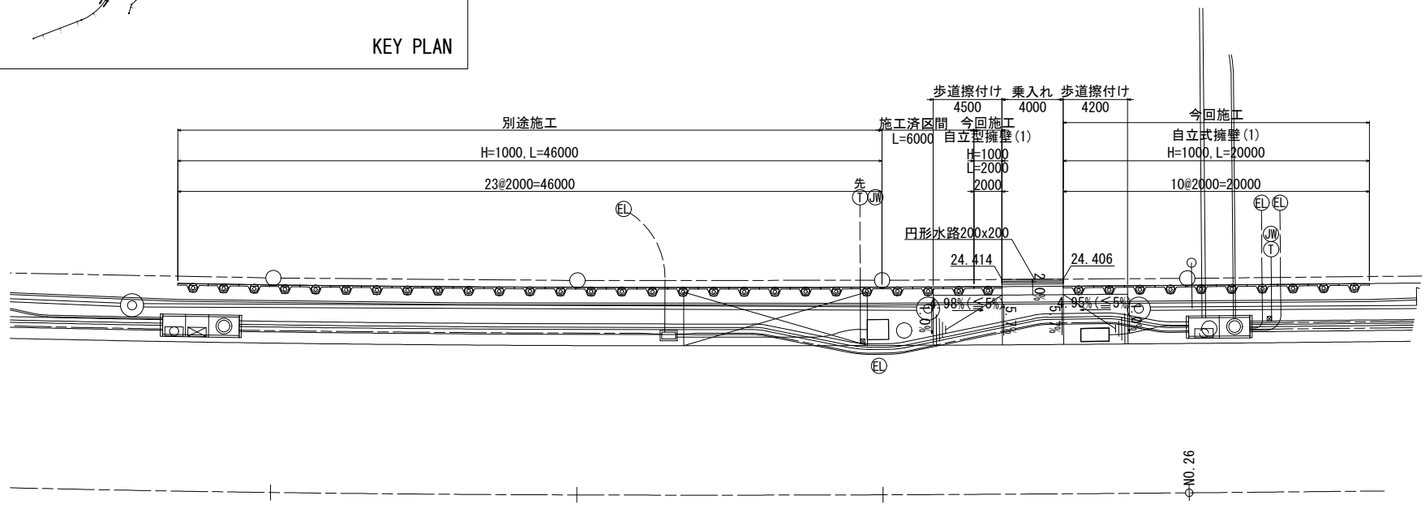

歩道擦付け図

S=1:100

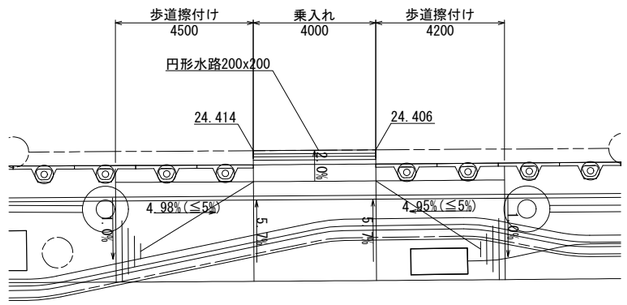

正面展開図

V=1:100
H=1:200

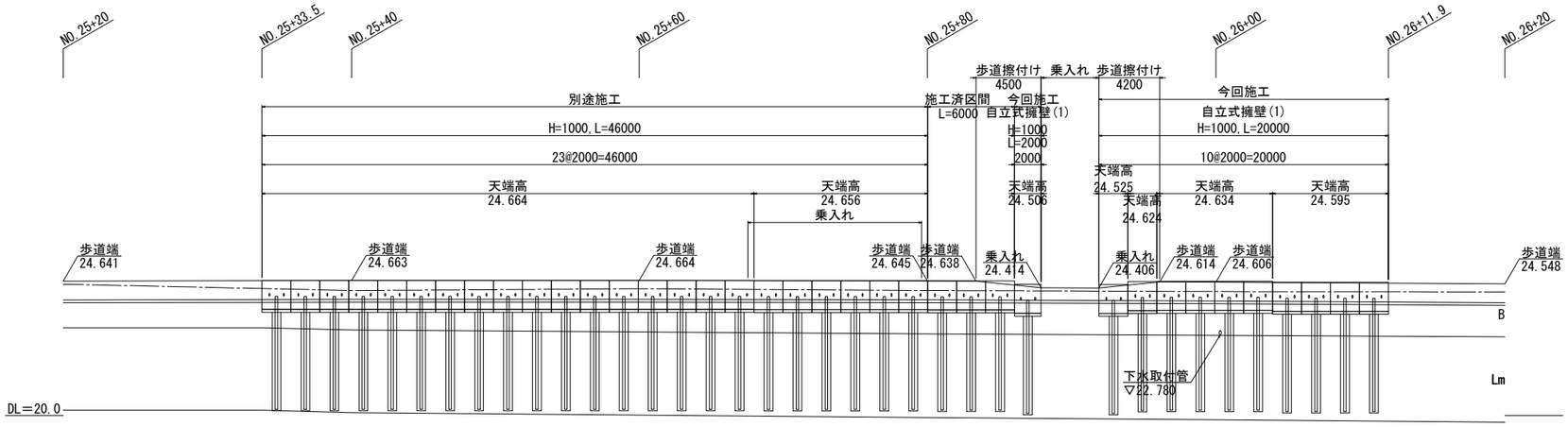

※根入れは500mm以上確保する。
※乗入れ位置・幅は現地調整のこと。

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

石神外宿地区

工 事 名	Ｒ７国道６号東海拡幅石神外宿地区外改良（その２）工事		
図 面 名	自立式擁壁一般図(3)		
縮　　尺	図 示	図面番号	28 の 23
年 月 日	令和 8 年 2 月　日		
設計会社名	株式会社綜合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

自立式擁壁一般図(4)

（右岸 B-15号前半）

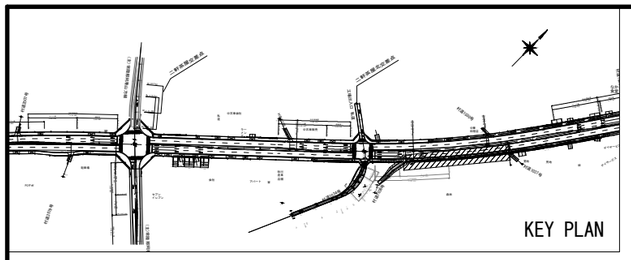

設計条件			試行くさび法
項目		単位	設計値
上載荷重		kN/m2	3.5
フェンス荷重	種別P	kN	0.39
	作用高	m	1.1
単位体積重量	鉄筋コンクリート	kN/m3	24.5
	土	kN/m3	19.0
土の内部摩擦角		度	30
滑動摩擦係数		—	0.6
外水位			なし

平面図

S=1:200

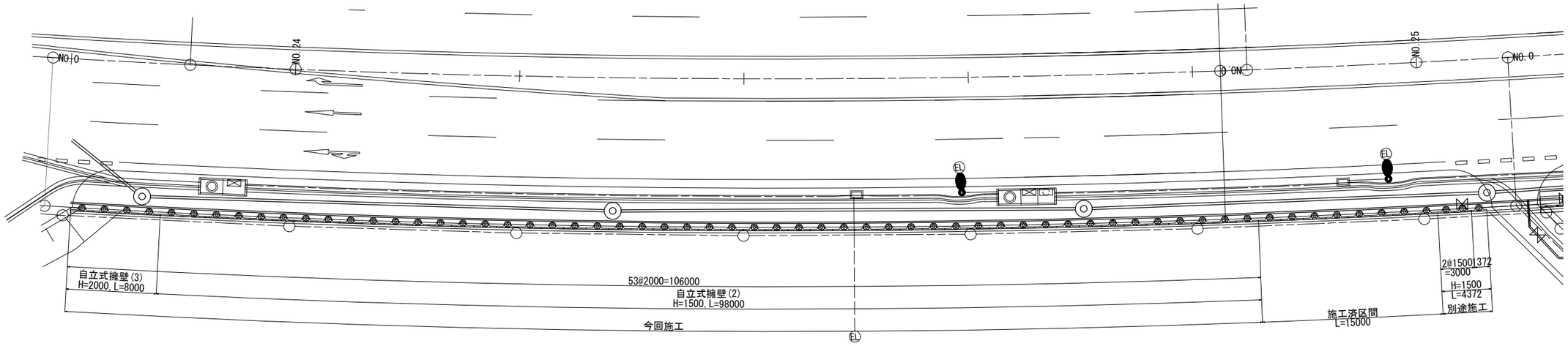

正面展開図

V=1:100
H=1:200

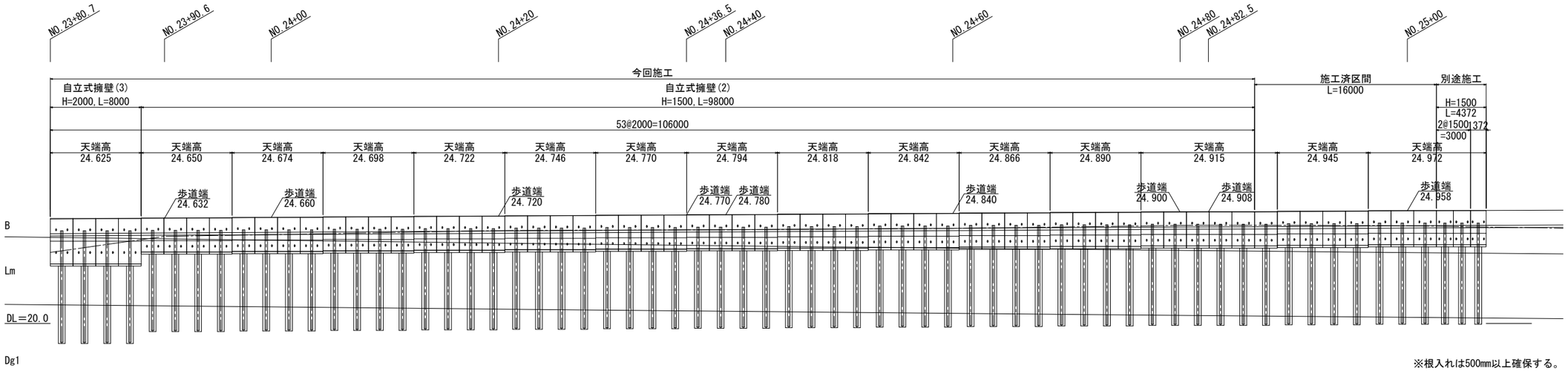

※根入れは500mm以上確保する。

石神外宿地区

工事名	R７国道６号東海拡幅石神外宿地区外改良（その２）工事		
図面名	自立式擁壁一般図(4)		
縮尺	図示	図面番号	28 の 24
年月日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社綜合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

自立式擁壁標準断面図 S=1:50

自立式擁壁(1)

H=1.0m

(最大スパン長：2.00m)

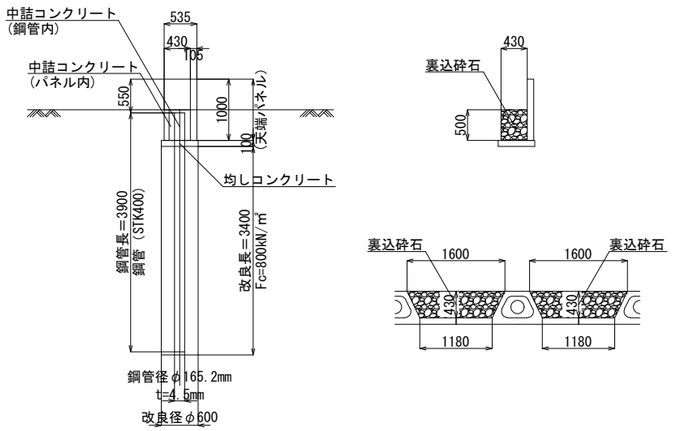

自立式擁壁(2)

H=1.5m

(最大スパン長：2.00m)

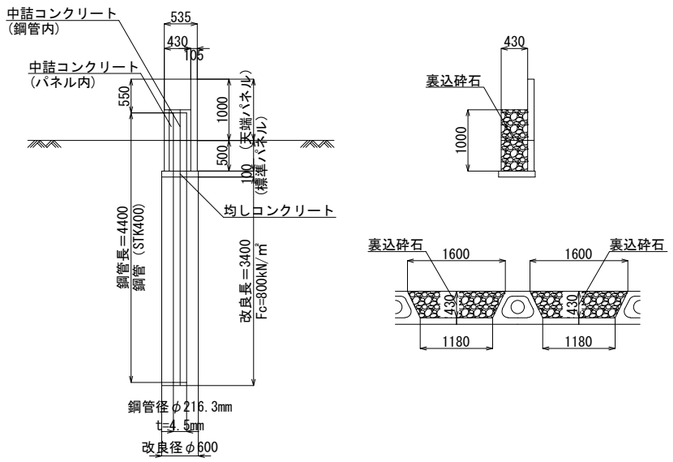

自立式擁壁(3)

H=2.0m

(最大スパン長：2.00m)

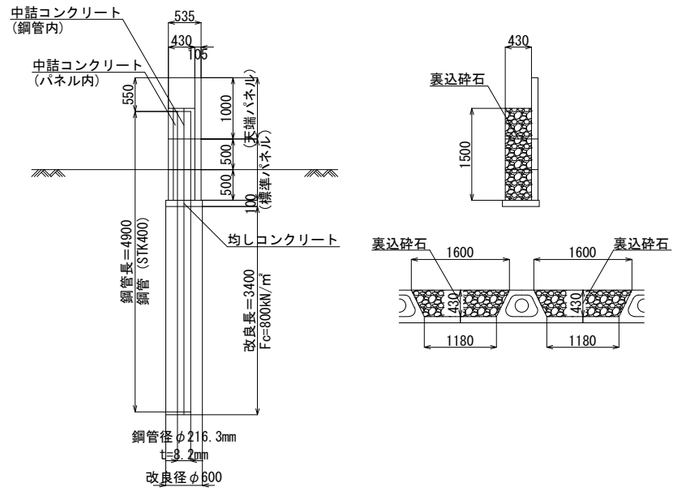

自立式擁壁(1) 材料表

64m当り

名　称	規　格	単 位	数　量	備　考
柱状地盤改良体築造・鋼管建込	改良径φ600mm 改良長3.4m (0.3t/㎡) φ165.2mm t=4.5mm L=3.9m	本	32	
【均しコンクリート】				
コンクリート	σck=18N/mm2	㎥	3.8	
型　枠		㎡	12.8	
パネル設置	H=1000 1段積	m	64	
【A-16】				
自立式擁壁	天端パネル H1000×L2000	個	9	
【A-17】				
自立式擁壁	天端パネル H1000×L2000	個	12	
【A-20】				
自立式擁壁	天端パネル H1000×L2000	個	11	
【中詰コンクリート】				
コンクリート	σck=18N/mm2	㎥	3.9	

自立式擁壁(2) 材料表

124m当り

名　称	規　格	単 位	数　量	備　考
柱状地盤改良体築造・鋼管建込	改良径φ600mm 改良長3.4m (0.3t/㎡) φ216.3mm t=4.5mm L=4.4m	本	62	
【均しコンクリート】				
コンクリート	σck=18N/mm2	㎥	7.2	
型　枠		㎡	24.8	
パネル設置	H=1500 2段積	m	124	
【A-16】				
自立式擁壁	天端パネル H1000×L2000	個	13	
自立式擁壁	標準パネル　H500×L2000	個	13	
【B-15前半】				
自立式擁壁	天端パネル H1000×L2000	個	49	
自立式擁壁	標準パネル　H500×L2000	個	49	
【中詰コンクリート】				
コンクリート	σck=18N/mm2	㎥	14.3	

自立式擁壁(3) 材料表

8m当り

名　称	規　格	単 位	数　量	備　考
柱状地盤改良体築造・鋼管建込	改良径φ600mm 改良長3.4m (0.3t/㎡) φ216.3mm t=8.2mm L=4.9m	本	4	
【均しコンクリート】				
コンクリート	σck=18N/mm2	㎥	0.5	
型　枠		㎡	1.6	
パネル設置	H=2000 3段積	m	8	
【B-15前半】				
自立式擁壁	天端パネル H1000×L2000	個	4	
自立式擁壁	標準パネル　H500×L2000	個	8	
【中詰コンクリート】				
コンクリート	σck=18N/mm2	㎥	1.2	

裏込め砕石 材料表

名　称	規　格	単 位	数　量	備　考
裏込め砕石	RC-40	㎥	50	

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

石神外宿地区

工 事 名	R７国道６号東海拡幅石神外宿地区外改良(その２)工事		
図 面 名	自立式擁壁標準断面図		
縮　尺	1:50	図面番号	28 の 25
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社綜合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

舗装構成図

S=1:10

アスファルト舗装工

（乗入部 4m＞W）

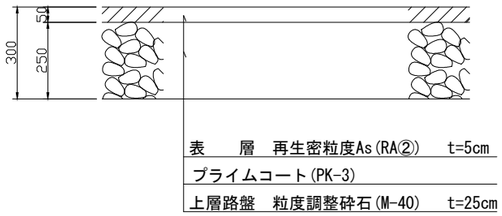

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

石神外宿地区

工 事 名	R７国道６号東海拡幅石神外宿地区外改良（その２）工事		
図 面 名	舗装構成図		
縮　　尺	1:100	図面番号	28 の 26
年 月 日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	株式会社綜合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

舟石川地区平面図(1)

S=1:1000

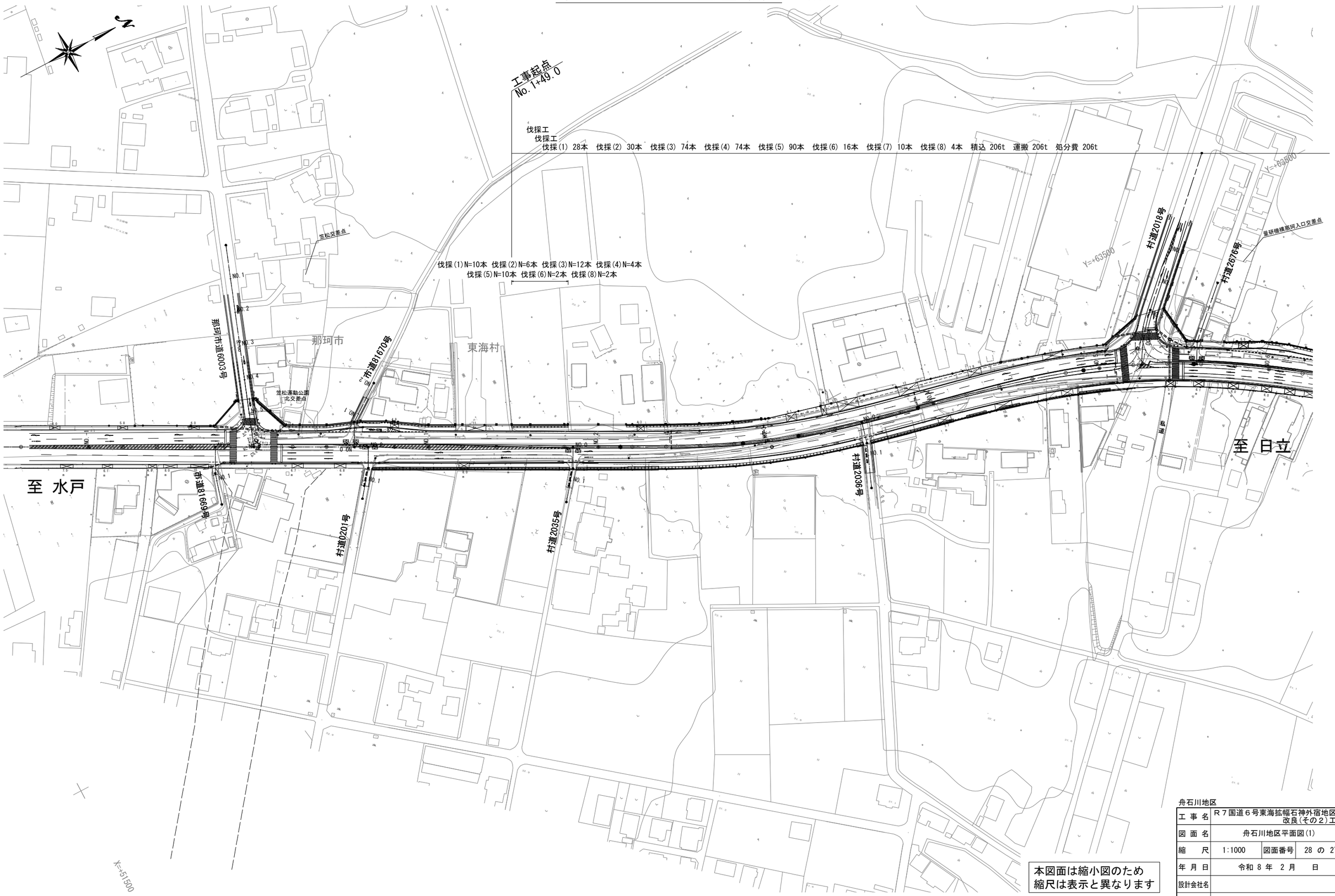

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

舟石川地区

工事名	R７国道６号東海拡幅石神外宿地区外改良(その２)工事		
図面名	舟石川地区平面図(1)		
縮尺	1:1000	図面番号	28 の 27
年月日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名			
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

舟石川地区平面図(2)

S=1:1000

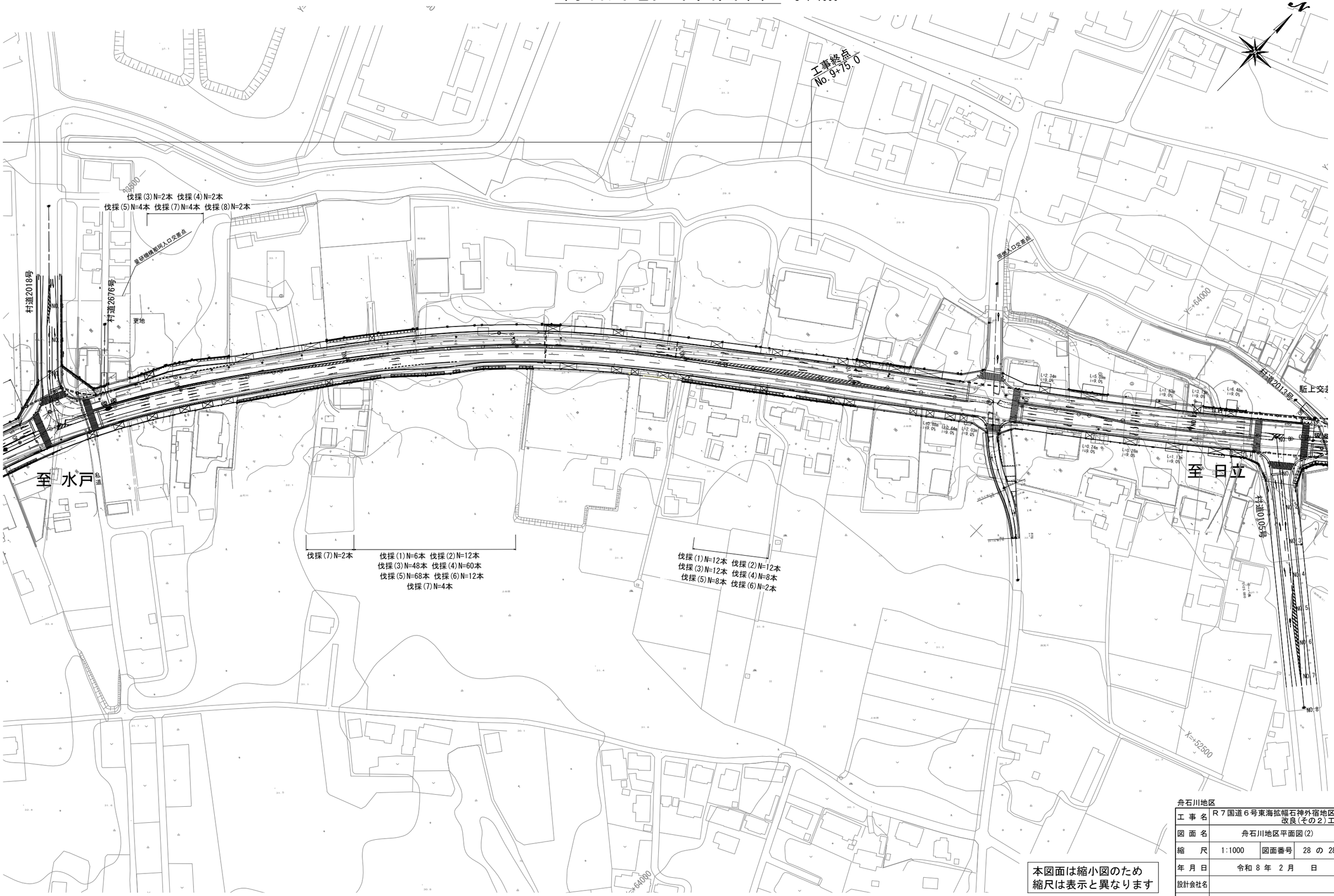

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

舟石川地区

工事名	R７国道６号東海拡幅石神外宿地区外改良(その２)工事		
図面名	舟石川地区平面図(2)		
縮尺	1:1000	図面番号	28 の 28
年月日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名			
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		